

地域ため池総合整備事業（総合整備事業）計画概要書

1 地区概要

①地区名						
②事業実施主体						
③関係市町村名						
④事業実施内容						
⑤対象ため池（水路）名						
⑥受益面積		全 体	水 田	畑	その他農用地	農用地以外
	受益面積の内訳	ha	ha	ha	ha	ha
⑦総事業費		千円 （ 千円）				
⑧事業実施期間		（ ）				
⑨条件不利地域に関する指定						

注 1）「総事業費」及び「事業実施期間」欄の（ ）には、調査計画事業を含む総事業費及び工期を記載する。

注 2）事業実施内容ごとに対象ため池（水路）名、受益面積（運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の（5）から（7）までの事業にあつては被害想定面積をいう。）を記載する。

注 3）第 2、運用 1 別紙 2 第 7 に該当する場合は、変更に係る項目については上段（ ）書きで変更前を記載する。

2 添付資料

地域ため池総合整備計画

3 添付図面

- (1) 位置図
- (2) 計画平面図

別紙様式第 9 号（第 2 関係）

農 業 用 河 川 工 作 物 応 急 対 策 事 業 計 画 概 要 書

県名		地区名		関係市町村名		区分		着手年度		事業主体	
工作物の種類		所在地						工作物の管理者			
水 系 名		河川名		級数		河 川 管 理 者					
受益面積	総事業費	負 担 区 分						備 考			
		国 費	県 費	地 元 負 担							
				市町村	賦課金	その他					
ha	千円	千円	千円	千円	千円	千円					
現 況											
計 画											
主要工事											
河川管理者との協議							全体事業費	負 担 区 分			
							農林側	建設側			
							千円	千円	千円		

(注) 1. 区分欄には、大規模、小規模の別を記入すること。
2. 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業の場合は、表中「河川」を「道路」に改めることとする。

別紙様式第 10 号（第 2 関係）

土地改良施設耐震対策事業計画概要書

地 区 名			所 在 地			
工 期			受 益 面 積	h a	事 業 主 体	
総 事 業 費	負 担 区 分				備 考	
	国	都道府県	地元負担金			
			市町村	賦課金	その他	
			千円	千円	千円	
事業の種類			施設の種類			事業の管理者
事 業 内 容						
施設の諸元						
当該地域及び 当該施設の特 徴並びに事業 の必要性						
採 択 要 件						

注 1）位置図及び計画平面図を添付すること

注 2）事業の種類については、点検事業又は整備事業のいずれかを記入すること

注 3）採択要件については、運用 1 別紙 4 における該当箇所を記入すること

耐震対策事業計画書

第 1 地区の概要

地区内の農業や生活環境に係る現状、当該施設周辺の土地利用状況、今後目指す地区の姿等について記載する。

第 2 想定される地震

当該地域で発生するおそれのある地震の規模及び可能性や発生した際の地区内の想定被害等について記載する。

第 3 施設の現状

点検の結果をもとに当該施設や基礎地盤の現状等について記載する。また、必要に応じて図面や写真の添付を行う。

第 4 耐震補強計画

整備事業の主要工事計画について記載する。

第 5 工 期

整備事業の工期について記載する。

第 6 費 用

整備事業の実施に要する費用について記載する。

第 7 効 用

整備事業の実施により生ずる災害防止効果等について記載する。

第 8 位置図及び一般計画平面図

農村災害対策整備事業（調査計画事業）計画書

1 地区概要

①地区名			
②事業実施主体			
③都道府県名			
④関係市町村名			
⑤関係土地改良区名			
⑥計画対象面積	(h a)		
⑦事業実施内容			
⑧総事業費（調査計画事業）			
⑨事業実施期間（調査計画事業）			
⑩災害防除に関する地域指定			
⑪甚大な災害諸元	発生日	災害名	被害額
	激甚災害指 定状況	局激基準被 害状況	災害救助法 適用基準

2 添付図面

- (1) 位置図
- (2) 計画平面図
- (3) 現況施設の点検結果

農村災害対策整備事業（整備事業）計画書

1 地区概要

①地区名						
②事業実施主体						
③都道府県名						
④関係市町村名						
⑤関係土地改良区名						
⑥整備事業対象面積		全 体	水 田	畑	その他農用地	農用地以外
	対象面積の内訳	ha	ha	ha	ha	ha
⑦事業実施内容						
⑧総事業費		千円 （ 千円）				
⑨事業実施期間		（ ）				
⑩条件不利地域に関する指定						
⑪災害防除に関する地域指定						
⑫甚大な災害諸元		発生日	災害名		被害額	
		激甚災害 指定状況	局激基準 被害状況		災害救助法 適用基準	

注 1）「総事業費」には、事業費を記載する。
注 2）「総事業費」及び「事業実施期間」欄の（ ）には、調査計画事業を含む総事業費及び工期を記載する。

2 添付資料
農村災害対策整備計画

3 添付図面
(1) 位置図
(2) 計画平面図

別紙様式第 14 号（第 2 関係）

施設長寿命化計画の概要

1 施設 の 概 要	施設名称	造成工期		受益面積	造成事業	施設管理者
		着工	完成	ha		
	施設構造					
	施設規模					
	事業 実施 理由					
2 調 査 結 果 概 要	予備調査 結果概要					
	一般調査 結果概要					
	詳細調査 結果概要					
	診断結果					
3 機能保全対策 概要	対策工法					
	対策時期					
	対策費用					
4 コスト 機能保全	機能保全 コスト					
	コスト削減効果 ※					
5 備考						

※コスト削減効果については、従来に対応を行った場合と比較して、本事業によるコスト削減効果を記入する。

別紙様式第 15 号（第 2 関係）

農用地災害防止ため池整備計画

1 地区の現況

都道府県名		地区名		所在地	
地形・地質 土質・気象					
地域農業 の現状					
既往の 災害状況					
地域防災計画 等における 位置付け					
地域指定等					

2 課題及び整備方針

地域農業の 課題と振興方 向	
地域防災の 現状と課題	
地域防災の 取組方向と 整備方針	

3 ため池群整備工事の概要

整備の必要性		※ため池が群である理由を記載。							
整備内容		対象施設				事業量			
事業実施主体					事業実施期間				
受益面積 (ha)					防災受益面積 (ha)				
田	畑	樹園地	その他	計	水田	畑	その他	計	
被害額 (千円)							人命 (人)	備考	
作物	農地	農業用 施設	公共施設	家屋 その他	計	うち 農外分			
総事業費 (千円)		負担区分 (%)							
		国		県		市町村		その他	
関連事業等の概要									
事業名・地区名	事業実施 主体	事業実施期間			事業内容		総事業費 (千円)		

注) ため池群整備工事の事業計画の対象とするため池の一覧を添付すること。

4 ため池群管理体制整備事業の概要

管理体制の現状				
管理の今後の 基本方針				
関係者の合意状況				
事業実施内容				
事業実施主体		事業実施期間		
総事業費（千円）	負担区分（％）			
	国	県	市町村	その他

注１）ため池群管理体制整備事業の事業計画の対象とするため池の一覧を添付すること。

注２）ため池群整備工事のみを実施する場合は記載しない。

5 ため池群整備工事の実施により発生する災害防止効果

(千円)

要因別 \ 被害区分		作物	農地	農業用施設	農漁家	公共資産	一般資産	効果額
湛 水 被 害	事業なかりせば年被害額①							
	現況年被害額②							
	事業ありせば年被害額③							
	年被害軽減額④ (更新分)							
	年被害軽減額⑤ (新設・機能向上分)							
・ ・ ・ ・	事業なかりせば年被害額①							
	現況年被害額②							
	事業ありせば年被害額③							
	年被害軽減額④ (更新分)							
	年被害軽減額⑤ (新設・機能向上分)							
計	事業なかりせば年被害額①							
	現況年被害額②							
	事業ありせば年被害額③							
	年被害軽減額④ (更新分)							
	年被害軽減額⑤ (新設・機能向上分)							

土地改良施設豪雨対策事業（調査計画事業）計画概要書

実施年度		県	名				
地 区 名		事業実施主体					
所 在 地							
事業内容							
地域の現況							
採択要件							
項 目 及 び 総 事 業 費	項 目	数 量	総 事 業 費				
			国 費	県 費	地元負担金		
					市町村	賦課金	その他
	合 計						

- (注) 1 総事業費の積算の基礎資料を添付すること。
- 2 事業予定範囲、事業計画構想が把握できる概要図を添付すること。

別紙様式第 17 号（第 2 関係）

土地改良施設豪雨対策事業（整備事業）計画概要書

地 区 名			所 在 地			
工 期			防災受益面積	h a	事業実施主体	
総 事 業 費	負 担 区 分					備考
	国	都道府県	地元負担金			
			市町村	賦課金	その他	
			千円	千円	千円	
千円	千円	千円	千円	千円		
当該地域及び 当該施設の特 徴並びに事業 の必要性						
当該地域の整 備方針						
採 択 要 件						
整 備 内 容	対象施設	事業量	事業費（内 訳）	事業内容	施設管理者	

注）位置図及び計画平面図を添付すること。

地域排水機能強化計画

第 1 地域概要

農業の現状、基礎情報（地形、地質、気象）、排水状況（土地利用の変動状況）等について記載する。

第 2 想定される被害

既往の豪雨災害状況や築造後における自然的・社会的状況の変化による湛水被害を生ずるおそれの有無、被害が発生した際の地区内の想定被害状況、想定被害額等について記載する。

第 3 施設の現状

土地改良施設の現状、周辺の住宅や公共施設の状況、豪雨に対する機能評価結果等について記載する。

第 4 課題及び整備方針

豪雨災害に対する地域の課題、排水機能を総合的に強化するために必要となる整備事業の実施方針及びその費用、期待される効果等について記載する。

第 5 土地改良施設豪雨対策事業の内容

1. 事業概要

地 区 名				所 在 地					
工 期				事業実施主体					
防災受益面積（ha）				総事業費 （千円）	負担区分（％）				備考
水田	畑	その他	計		国	県	市町村	その他	
想定被害額（千円）							備 考		
作物	農地	農業用 施設	公共 施設	家屋 その他	計	うち 農外分			

2. 整備内容

対象施設名	事業内容	事業量	概算事業費	予定工期	施設管理者	受益面積	備考
計	—	—			—		

注）位置図及び計画平面図を添付すること。

運用 1 別紙 1

- I. 防災ダム事業
- II. ため池等整備事業
- III. 湛水防除事業
- IV. 農地保全整備事業
- V. 農村地域環境保全整備事業
- VI. 地盤沈下対策事業
- VII. 地域ため池総合整備事業
- VIII. 農業用河川工作物応急対策等事業
- IX. 土地改良施設耐震対策事業
- X. 農村災害対策整備事業
- XI. ため池群整備事業
- XII. 土地改良施設豪雨対策事業

I. 防災ダム事業

1 事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 洪水調節用のダム（余水吐その他の附帯施設を含む。）の新設又は改修（以下この運用 1 別紙において「防災ダム工事」という。）
- (2) 豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要な農業用ため池等の改修（(1)に掲げるものに該当するものを除く。）、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備（以下この運用 1 別紙において「防災ため池工事」という。）
- (3) 耐震性の向上のための農業用ため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修（以下この運用 1 別紙において「地震対策ため池防災工事」という。）
- (4) 防災ダム等の保全、管理及び利活用上必要な施設の新設又は改修であって、(1)又は(2)の工事と併せて行うもの（以下この運用 1 別紙において「防災ダム等利活用保全施設整備工事」という。）

2 要件

1 の(1)から(3)までの事業にあつては、次の要件に該当するものとする。

(1) 防災ダム工事

受益面積がおおむね 100 ヘクタール以上のもの。ただし、台風常襲地帯（台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和 33 年法律第 7 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。）、豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。）又は振興山村（山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。）であつて、次に掲げる要件のすべてに該当する地域（以下この運用 1 別紙において「特例地域」という。）において行うものの受益面積については、おおむね 70 ヘクタール以上とする。

ア 当該事業の計画年度の前年度からおおむね過去 10 か年間に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき定められた地域であつて、洪水により農地、農作物又は農業用施設に被害が発生した地域であること。

イ 将来における洪水の発生により、農地、農作物又は農業用施設に被害が発生することを緊急に防止する必要があると認められること。

(2) 防災ため池工事

ア 豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要な農業用ため池の改修、附帯施設の整備にあつては、次のいずれかに該当するもの。ただし、豪雨による決壊を防止するために行う工事にあつては、施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池に限る。

(ア) 大規模事業

- a 受益面積がおおむね 100 ヘクタール（特例地域において行うものの受益面積については、おおむね 70 ヘクタール）以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね 40 ヘクタール以上のもの。ただし、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に基づく指定地域（以下この運用 1 別紙において「離島」という。）にあつては、受益面積がおおむね 40 ヘクタール（特例地域において行うものの受益面積については、おおむね 30 ヘクタール）以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね 40 ヘクタール以上のもの
- b 洪水調節容量が 10 万立方メートル以上、かつ、洪水調節による被害軽減額が 1 億円以上のものであつて、かんがい受益面積がおおむね 40 ヘクタール以上のもの

(イ) 小規模事業

- a 受益面積がおおむね 10 ヘクタール（特例地域において行うものの受益面積については、おおむね 7 ヘクタール）以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね 5 ヘクタール（運用 1 別紙 1 別表第 1 に掲げる地域において行われるもの又はため池の決壊による想定被害額がおおむね 3,000 万円以上のもの）のかんがい受益面積については、おおむね 2 ヘクタール）以上のものであつて、総事業費がおおむね 3,000 万円以上のもの
- b 洪水調節容量が 5 千立方メートル以上、かつ、洪水調節による被害軽減額が 1,000 万円以上のものであり、かんがい受益面積がおおむね 5 ヘクタール（運用 1 別紙 1 別表第 1 に掲げる地域において行われるもの又はため池の決壊による想定被害額がおおむね 3,000 万円以上のもの）のかんがい受益面積については、おおむね 2 ヘクタール）以上のものであつて、総事業費がおおむね 3,000 万円以上のもの

イ アと併せ行う農地等の洪水調節機能の発揮のための整備にあつては、対策の対象となる農地面積が 10 ヘクタール以上であり、次に掲げるもの

- (ア) 対象農地の排水先にあたる排水施設の整備
- (イ) 対象農地の排水先にあたる排水施設の一部を兼ねる農道の整備
- (ウ) 対象農地の関連整備

(3) 地震対策ため池防災工事

大規模な地震等の発生に伴って決壊その他の事故による被害を生ずるおそれがある農業用ため池の改修であつて、地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）第 2 条第 1 項に掲げる地震防災緊急事業五箇年計画に定められ、又は定められる予定があり、かつ、総事業費がおおむね 800 万円以上のものであつて、次のいずれかに該当するもの

ア 大規模事業

次のいずれかに該当するもの

- (ア) 受益面積がおおむね 70 ヘクタール以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね 40 ヘクタール以上のもの
- (イ) 受益面積がおおむね 7 ヘクタール以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね 2 ヘクタール以上であつて、想定被害額（農外）が 3 億円以上

のもの

イ 小規模事業

受益面積がおおむね7ヘクタール以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの

3 事業実施主体

都道府県又は市町村（防災ダム工事、防災ため池工事及び防災ダム等利活用保全施設整備工事にあっては、都道府県に限る。）

Ⅱ.ため池等整備事業

1 事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

(1) ため池整備工事

ア 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要する農業用ため池（災害防止用のダムを含む。以下この運用1別紙において「災害発生の防止等が必要なため池」という。）の新設若しくは変更又は新設と併せ行うため池の廃止及びこれらの附帯施設の整備

イ 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する複数の農業用ため池の多面的な整備を図ることを目的として都道府県又は市町村が策定する総合的なため池総合整備計画（以下この運用1別紙において「ため池再編総合整備計画」という。）に基づき実施する複数のため池及びこれらのため池に関連する農業用排水施設の新設、廃止又は変更及びこれらと併せ行う附帯施設の整備

ウ 災害発生の防止等が必要なため池のしゅんせつ（以下この運用1別紙において「ため池機能保全工事」という。）

エ ため池の水質汚濁等に起因する農産物等の生育阻害又は農作業の効率の低下を防止するために必要な農業用排水施設の新設、廃止又は変更（以下この運用1別紙において「農作物等の生育阻害等を防止する工事」という。）であってア又はイと併せ行うもの

オ 洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は変更（以下この運用1別紙において「管理施設の整備」という。）であってア又はイと併せ行うもの

カ ため池の利活用保全又は周辺環境の整備を行うため必要な施設の新設又は変更（以下この運用1別紙において「ため池利活用保全整備工事」という。）であって、次のいずれかに該当するもの

a アと併せ行うため池の保全及び利活用上必要な施設の新設又は変更並びに過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同法第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限

り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）、振興山村及び半島振興地域（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）において行う地域の活性化を図る施設（以下この運用1別紙において「地域活性化施設」という。）のための用地造成又は整備

- b イと併せ行うため池の保全又は周辺環境の整備を行うために必要な施設の新設若しくは変更
- c 地域防災の観点から緊急時における有効活用を図るためのため池の変更又は附帯する取水施設、管理施設等利活用上必要な施設等の新設若しくは変更（以下この運用1別紙において「地域防災のための施設の整備」という。）であって、ア若しくはイと併せ行うもの
- d ア又はイと併せ行う地域資源の有効利用の観点から、ため池のしゅんせつ土を耕土として利用するための処理

(2) ため池整備工事（特別対策型）

- ア 災害発生の防止等が必要なため池の廃止と併せ行う耕作放棄地を利用した代替えため池の新設及び附帯施設の整備
- イ ため池再編総合整備計画に基づき実施する複数のため池の廃止と併せ行う耕作放棄地を利用した代替えため池の新設及び附帯施設の整備
- ウ 中山間地域において、築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する単一又は複数の旧農業用ため池の廃止又は変更及びこれらの附帯施設の整備
- エ ア又はイ及びウと併せ行う農作物等の生育阻害等を防止する工事
- オ ア又はイ及びウと併せ行う管理施設の整備
- カ ため池利活用保全整備工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - a ア又はウと併せ行うため池の保全及び利活用上必要な施設の新設若しくは変更
 - b イ又はウと併せ行うため池の保全又は周辺環境の整備を行うために必要な施設の新設若しくは変更
 - c 地域防災のための施設の整備であって、ア、イ又はウと併せ行うもの
 - d ア、イ又はウと併せ行う地域資源の有効活用の観点から、ため池のしゅんせつ土を耕土として利用するための処理

(3) ため池整備工事（都市型緊急整備事業）

- ア 災害発生の防止等が必要なため池のうち、とりわけ甚大な被害が生ずるおそれがあるものの新設、廃止又は変更及びこれらの附帯施設の整備
- イ とりわけ甚大な被害を生ずるおそれがある農業用ため池を対象とする「ため池再編総合整備計画」に基づき実施する複数のため池及びこれらのため池に関連する農業用排水施設の新設、廃止又は変更及びこれらと併せ行う附帯施設の整備
- ウ ア及びイと併せ行う農作物等の生育阻害等を防止する工事
- エ ア及びイと併せ行う管理施設の整備
- オ ため池利活用保全整備工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - a ア又はイ（イのうち農業用排水路を除く。）と併せ行うため池の保全又は周辺環境の整備を行うために必要な施設の新設若しくは変更
 - b 地域防災のための施設の整備であって、ア若しくはイと併せ行うもの又はア若しくはイを過去に実施したため池において行うもの

(4) ため池水質改善工事

水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えてい

るため池の水質を改善するために必要な工事

(5) 用排水施設整備工事

ア 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備

イ 流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等の他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用排水施設の新設又は変更

ウ 風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において、農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂ダム堰堤、水路等の新設又は変更（以下この運用 1 別紙において「土砂の崩壊を防止する工事」という。）

エ ため池以外の農業用排水施設等の保全、利活用上必要な施設の新設若しくは変更又は地域活性化施設の用地造成若しくは整備（以下この運用 1 別紙において「用排水施設等利活用保全整備工事」という。）であって、ア、イ又はウ（地域活性化施設の用地造成、整備にあつてはア及びイを除く。）と併せ行うもの

(6) 湖岸堤防工事

ア 湖沼隣接農用地の外水保全のために行う堤防、樋門の新設、変更等

イ 用排水施設等利活用保全整備工事であって、アと併せ行うもの

(7) ため池等農地災害危機管理対策事業

災害発生のおそれがあるため池、農業用排水施設及び農用地の保全上必要な施設その他の農業用施設及び農用地（以下この運用 1 別紙において「農業施設等」という。）について、その防災・減災又は当該農業施設等の被災による被害の程度が大きいと想定される地域についての一体的な防災・減災を目的として都道府県、市町村等が定める危機管理対策計画（以下この運用 1 別紙において「農地災害危機管理対策計画」という。）に基づき実施する事業であって、次に掲げる内容のいずれかに該当するもの

ア 農業施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステム（以下この運用 1 別紙において「防災情報管理システム」という。）の整備

イ 農業施設等の危機管理機能を向上させるための施設の整備

ウ 農業施設等に係るハザードマップ作成のための調査、試験、測量等の実施

エ 農業施設等の防災・減災のために必要な計画及び体制の整備並びに当該計画及び体制に基づいて行う活動

(8) ため池緊急防災対策事業

人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高い農業用又は旧農業用のため池を対象として計画的に防災対策を推進するために行う調査及び当該ため池に係る諸元等の詳細情報の整備

(9) 実施計画策定事業

(1)から(7)まで及び(10)に掲げる事業について、主に整備対象とする地域の諸条件について現況把握等を行い、これに基づき各事業に対応する必要な事項についての調査及び検討を行い実施計画を策定する。

(10) ため池緊急防災体制整備促進事業

ア 監視・管理体制の強化

災害の発生を未然に防止するために必要な、雨量計や水位計等の観測機器の設置、監視・管理に必要な技術習得のための研修の開催、地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動等の実施

イ 緊急的な防災対策

ため池の防災機能を確保するために必要な、施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施

ウ 減災対策の実施

地域における減災の意識を醸成するために必要な、ハザードマップの作成及びこれを活用した防災訓練の実施

エ 地域防災上のリスク除去

農業用又は旧農業用ため池の廃止

オ ハード整備の着手促進

ハード整備の着手に必要な、ため池敷地の所有者を確定させる上で必要な相続関係の調査、所有者を確定するための申立てに必要な資料作成、用地境界を確定するための測量等の実施

2 要件

(1) 大規模事業（１の(1)のイ、(2)のイ及びウ、(3)のイ、(5)のウ、(6)、(7)、(8)、(9)並びに(10)に掲げる場合を除く。）

ア 都道府県が行うもの

a 受益面積がおおむね 400 ヘクタール（ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあつては、おおむね 100 ヘクタール）以上のもの。ただし、奄美群島で行うものにあつてはイの a の基準による

b 総事業費がおおむね 8,000 万円以上のもの

イ ア以外のものが行うもの

a 受益面積がおおむね 200 ヘクタール（ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあつては、おおむね 60 ヘクタール）以上のもの

b 総事業費がおおむね 8,000 万円以上のもの

ウ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであつて、総事業費がおおむね 3,500 万円以上のもの

(2) 小規模事業（１の(1)のイ、(2)のイ及びウ、(3)のイ、(5)のウ、(6)、(7)、(8)、(9)並びに(10)に掲げる場合を除く。）

ア 都道府県が行うもの

a 受益面積がおおむね 20 ヘクタール（ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあつては、おおむね 10 ヘクタール（運用 1 別紙 1 別表第 1 に掲げる地域において行われるものにあつては、おおむね 5 ヘクタール）、高度な技術を要する場合にあつては、2 ヘクタール）以上のもの

b 総事業費がおおむね 800 万円以上のもの

イ ア以外のものが行うもの

a 受益面積がおおむね 20 ヘクタール（運用 1 別紙 1 別表第 1 に掲げる地域において行われるものにあつては、おおむね 5 ヘクタール）以上のもの
ただし、ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあつては、おおむね 10 ヘクタール未満のもの

b 総事業費がおおむね 800 万円以上のもの

ウ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであつて、総事業費がおおむね 3,500 万円以上のもの

(3) 中山間地域において行うため池整備工事（１の(1)のア及び(2)のアの工事）、ため池整備工事（都市型緊急整備事業）（１の(3)のアの工事）及びため池水質改善工事（１の(4)の工事）

ア 大規模事業

(ア) 都道府県が行うもの

- a 受益面積がおおむね 70 ヘクタール以上のもの
ただし、奄美群島及び離島において行うものにあつては、(イ)の a の基準による
- b 総事業費がおおむね 3,000 万円以上のもの

(イ) (ア)以外のものを行うもの

- a 受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの
- b 総事業費がおおむね 3,000 万円以上のもの

イ 小規模事業

(ア) 都道府県が行うもの

受益面積がおおむね 5 ヘクタール（高度な技術を要する場合にあつては、2 ヘクタール）以上で、総事業費がおおむね 800 万円以上のもの

(イ) (ア)以外のものを行うもの

受益面積がおおむね 10 ヘクタール以上で、総事業費がおおむね 800 万円以上のもの

ウ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであつて、総事業費がおおむね 3,500 万円以上のもの

(4) 中山間地域において行う用排水施設整備工事

ア 大規模工事

(ア) 都道府県が行うもの

- a 受益面積がおおむね 200 ヘクタール以上のもの
ただし、奄美群島及び離島において行うものにあつては、(イ)の a の基準による
- b 総事業費がおおむね 3,000 万円以上のもの

(イ) (ア)以外のものを行うもの

- a 受益面積がおおむね 100 ヘクタール以上のもの
- b 総事業費がおおむね 3,000 万円以上のもの

イ 小規模事業

(ア) 都道府県が行うもの

受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上で、総事業費がおおむね 800 万円以上のもの

(イ) (ア)以外のものを行うもの

受益面積がおおむね 10 ヘクタール以上で、総事業費がおおむね 800 万円以上のもの

(5) 湖岸堤防工事及び土砂の崩壊を防止する工事

ア 都道府県が行うもの

ただし、奄美群島及び離島で行うものにあつてはイの基準による

(ア)

- a 湖岸堤防工事にあつては、受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの
- b 土砂の崩壊を防止する工事にあつては、受益面積がおおむね 5 ヘクタール以上のもの

(イ) 総事業費がおおむね 800 万円以上のもの

イ ア以外のものを行うもの

(ア) 大規模事業

- a 受益面積がおおむね 200 ヘクタール以上のもの（土砂の崩壊を防止す

- る工事に係るものを除く。)
- b 総事業費がおおむね 8,000 万円以上のもの
- (イ) 小規模事業
 - a 受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの（土砂の崩壊を防止する工事に係るものを除く。)
 - b 総事業費がおおむね 800 万円以上のもの
- (6) ため池整備工事（1 の(1)のア又は(2)のア若しくはウに掲げる場合を除く。）及び都市型緊急整備事業（1 の(3)のアに掲げる場合を除く。）
 - ア 受益面積がおおむね 5 ヘクタール（中山間地域で行われるものにあつては、おおむね 2 ヘクタール）以上のもの
 - イ 総事業費がおおむね 800 万円以上のもの
 - ウ ため池の水質浄化に係るものについては、農林振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであつて、総事業費が 3,500 万円以上のもの
- (7) ため池等農地災害危機管理対策事業

災害の発生するおそれが高く、若しくは周辺への影響が著しく大きい農業施設等又は同一市町村若しくは関連する流域の地域において農業施設等が被災した際に下流等に及ぼす被害の面積（以下この運用 1 別紙において「被害想定面積」という。）の合計がおおむね 10 ヘクタール以上（中山間地域又は地震対策上緊急性の高い地域にあつてはおおむね 5 ヘクタール以上）である地域の一体的な防災・減災を目的とした、当該農業施設等についての農地災害危機管理対策計画を事業実施主体が策定していること。
- (8) ため池緊急防災対策事業

貯水量がおおむね 1,000 立方メートル以上又は受益面積 0.5 ヘクタール以上のため池を対象とするものであること。
- (9) 実施計画策定事業

(1) から (7) まで及び(10)に掲げる事業においては団体が行うものであり、実施期間は 1 年以内とする。
- (10) ため池緊急防災体制整備促進事業
 - ア 1 の(10)のアからウまでの事業にあつては次に該当するもの
 - a 施設が決壊した場合、下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池であつて、受益面積がおおむね 2 ヘクタール以上のもの
 - b 事業の完了までに運用 1 に規定しているため池の整備を実施する見込みがあるもの又は実施しているもの
 - イ 1 の(10)のエの事業にあつては、施設が決壊した場合に下流へ影響を与えるおそれがある等のため池であること。
 - ウ 1 の(10)のオの事業にあつては、次のいずれかに該当するもの
 - a 1 の(10)のエの事業を実施するために行うものにあつてはイの要件
 - b a 以外の場合はアの要件

3 事業実施主体

都道府県又は団体（市町村、土地改良区、農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるものをいう）。（ただし、ため池整備工事（特別対策型）において旧農業用ため池の整備・改修を行う場合は、都道府県又は市町村に限る。ため池等農地災害危機管理対策事業にあつては災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき防災に関する責務を有する都道府県、市町村及び土地改良区に限る。ため池緊急防災対策事業にあつては、都道府県に限る。ため池整備工事のうち、アの工事であつて受益面積が 10 ヘクタール以上のもの及び流域開発等の他動的要因による洪水被害防止のための農業用排水施設の新設・改修を行う場合の大

規模事業にあつては、都道府県に限る。実施計画策定にあつては、団体に限る。

1 の(10)のエ及びオ（農業用又は旧農業ため池の廃止に係るものに限る。）を行う場合は、都道府県又は市町村に限る。）

III. 湛水防除事業

1 事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

(1) 排水施設整備対策工事

ア 既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則として、過去に応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路等の新設又は改修（以下この運用別紙において「排水施設整備工事」という。）

イ 同一水系の排水河川（地区内の過剰水が農業用排水施設により排水される河川等をいう。）に係る地域である等、排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として排水施設整備工事によって造成された排水施設について、防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修（アと併せ行うものを除く。）（以下この運用 1 別紙において「排水管理施設整備工事」という。）

ウ アにより整備された農業用排水施設の耐用年数が経過した以後において、その機能低下により再び湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更（以下この運用 1 別紙において「湛水防除施設改修工事」という。）

(2) クリーク防災機能保全対策工事

農業用の水路網（以下この運用 1 別紙において「クリーク」という。）の密度又はクリークの貯留容量が一定以上であつて、溢水被害及び水路機能被害が生じ、又は生じるおそれのある地域、これら被害を防止するために都道府県が定める「クリーク地域防災機能保全対策基本計画」に基づき行う排水施設の改修、農業用道路の改修、暗渠排水及び整地

2 要件

(1) 大規模事業

ア 排水施設整備工事及び湛水防除施設改修工事

a 受益面積がおおむね 400 ヘクタール（離島にあつては、受益面積がおおむね 300 ヘクタール）以上のもの

b 総事業費がおおむね 5 億円以上のもの

イ 排水管理施設整備工事

受益面積がおおむね 1,000 ヘクタール以上のもの

ウ クリーク防災機能保全対策工事

受益面積がおおむね 100 ヘクタール以上のもの

(2) 小規模事業

ア 排水施設整備工事及び湛水防除施設改修工事

a 受益面積がおおむね 30 ヘクタール以上のもの

b 総事業費がおおむね 5,000 万円以上のもの

イ 排水管理施設整備工事

受益面積がおおむね 100 ヘクタール以上のもの

ウ クリーク防災機能保全対策工事

受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの

3 事業実施主体

都道府県又は市町村（クリーク防災機能保全対策工事にあっては、都道府県に限る。）

4 その他

- (1) 1 の(1)のア及びウの事業にあっては、次のいずれかに該当するものに、1 の(1)のイ及び(2)の事業にあっては、次のアに該当するものに限る。

ア 農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の 50 パーセント未満のもの

イ 受益面積の 50 パーセント以上が農用地であるもの

- (2) 1 の事業のうち、国営総合農地防災事業（国営総合農地防災事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付け元構改 D 第 486 号農林水産事務次官依命通知）第 1 の 1 に規定する事業をいう。）の受益に係る地域において、当該国営総合農地防災事業と一体となってその効果を発現するのに必要なものについては、(1)を適用しないものとし、小規模事業については、20 ヘクタール以上、大規模事業については、400 ヘクタール以上のものとする。

IV. 農地保全整備事業

1 事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 急傾斜地帯（土地の平均傾斜度が 15 度以上の地域をいう。）若しくはこれに準じる地帯又は特殊土壌地帯（侵食を受けやすい性状の土壌地帯をいう。）における農用地の侵食、崩壊を防止するために行う排水施設等の新設若しくは改修又は風食若しくは風害若しくは潮害を受けやすい地域における農用地の被害を防止するために行う防風施設の整備（以下この運用 1 別紙において「本工事」という。）
- (2) 本工事と併せ行うことが技術的経済的に適当と認められる次に掲げる工事（以下この運用 1 別紙において「関連工事」という。）
- ア 本工事に係る排水施設と連絡する等機能上密接な関連のある排水施設の新設又は改修
- イ 農道の新設又は改修
- ウ 農道の効用を兼ねる水路の新設又は改修
- エ 本工事と一体的に整備することにより人家、人命及び公共施設に及ぼす災害を未然に防止することができる農業用排水路、土留工等の新設又は改修（以下この運用 1 別紙において「シラス地域等保全対策工事」という）
- オ 農用地及び農業用施設の災害の未然防止、農村地域の安全性の維持等に資する排水路、土留工等の新設又は改修（以下この運用 1 別紙において「農村地域防災施設整備工事」という。）
- (3) 特殊土壌又はさんご、石れき等の排除（以下この運用 1 別紙において「排除工事」という。）
- (4) 本工事及び関連工事の受益面積と受益面積のおおむね 3 分の 2 以上が重複するほ場整備、畑地かんがい又は農地開発（以下この運用 1 別紙において「特殊農地保全整備工事」という。）
- (5) 地盤の相当部分が泥炭土からなることに起因する地盤の沈下若しくは火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要な農用地若しくは農業用排水施設等の機能回復又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等災害の未然防止を図るための農業用排水施設、土留工その他の施設の新設若しくは改修、農業用道路の改修、暗きょ排水若しくは整地（以下この運用 1 別紙において「農地機能保全対策工事」という。）

- (6) 耕作放棄地を有効活用し、放棄前に有していた国土保全機能の持続を図ることを目指した「国土保全機能持続対策計画に基づき実施する農地防災施設工、侵食防止畦畔の新設、廃止又は改修であって農地機能保全対策工事と併せて行うもの（以下この運用 1 別紙において「国土保全機能持続対策工事」という。）
- (7) 特殊な自然災害に起因し、農地のかい廃又は農作物の生育阻害を防止するために必要な土壌改良又は栽培管理用施設若しくは農地被覆施設の整備（以下この運用 1 別紙において「特殊自然災害対策工事」という。）
- (8) 実施計画策定事業
- (1)から(4)、(7)から(8)に掲げる工事について、主に整備対象とする地域の諸条件について現況把握等を行い、これに基づき各事業に対応する必要な事項についての調整及び検討を行い実施計画を策定する。

2 要件

- (1) 農地侵食防止工事（本工事、関連工事及び排除工事をいう。以下この運用 1 別紙において同じ。）にあつては次の基準による。
- ア 県営事業
- (ア) 本工事にあつては、受益面積がおおむね 50 ヘクタール（畑地等にあつては、おおむね 20 ヘクタール）以上
- (イ) 関連工事にあつては、それぞれの受益面積がおおむね 5 ヘクタール以上
- (ウ) 北海道が行う排除工事にあつては、受益面積がおおむね 10 ヘクタール以上
- イ 団体営事業
- (ア) 本工事及び排除工事にあつては、それぞれの受益面積がおおむね 10 ヘクタール以上
- (イ) 関連工事にあつては、受益面積の制限は設けないものとする。
- (2) 特殊農地保全整備工事（受益面積がおおむね 40 ヘクタール（優良農用地の確保に資するための農用地の整備と地域の実情に即した高付加価値農業の推進に関する計画（以下この運用 1 別紙において「農地保全地域高付加価値農業推進計画」という。）に基づいて行うものにあつては、おおむね 20 ヘクタール）以上の農地侵食防止工事（排除工事を除く。）と併せ行う場合に限る。）にあつては、次の基準による。（(3)に掲げる場合を除く。）
- ア ほ場整備については、受益面積がおおむね 30 ヘクタール（農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うものにあつては、おおむね 20 ヘクタール）以上のもの
- イ 畑地かんがいについては、受益面積がおおむね 50 ヘクタール（農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うものにあつては、おおむね 20 ヘクタール）以上のもの
- ウ 農地開発については、造成農用地面積がおおむね 30 ヘクタール（農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うものにあつては、おおむね 20 ヘクタール）以上のもの
- (3) 農地機能保全対策工事にあつては、受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの
- (4) 特殊自然災害対策工事にあつては、次の基準による。
- ア 活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 19 条に基づく防災営農施設整備計画に定められていること。
- イ 土壌改良にあつては、アのほか、取扱第 5 の(23)の要件を満たしていること。
- (5) 実施計画策定にあつては、(1)、(2)、及び(4)に掲げる工事において団体が

行うものであり、実施期間は1年以内とする。

3 事業実施主体

都道府県又は団体（農村地域防災施設整備工事にあっては、都道府県に限る。排除工事にあっては、団体に限る。（北海道の石れきの排除にあっては、道又は団体。）特殊農地保全整備工事にあっては、都道府県に限る。農地機能保全対策工事にあっては、都道府県に限る。特殊自然災害対策工事にあっては、都道府県又は団体に限る。実施計画策定にあっては、団体に限る。）

V. 農村地域環境保全整備事業

1 事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 農村地域の防災安全度の向上及び地域環境の保全を目指した農村地域環境保全計画に基づき、各種農地防災事業等を総合的かつ緊急的に実施するもの（以下この運用1別紙において「農村地域環境保全総合整備事業」という。）であって、2の要件に該当するもの

ア 複合・錯綜化した災害による農用地及び農業用施設の被害を未然に防止し、又は解消するため、防災ダム事業、ため池等整備事業、湛水防除事業、農地保全整備事業、水質保全対策事業（一般型）又は地盤沈下対策事業を併せて行うもの（以下この運用1別紙において「農地等防災保全対策工事」という。）

イ アの工事（農地保全整備事業のうち農地侵食防止工事以外の工事及び地盤沈下対策事業にあっては、ため池等整備事業と併せ行う場合に限る。）と併せて行うことが技術的・経済的に適当と認められる農業用排水施設若しくは農業用道路の変更、客土又は暗渠排水（以下この運用1別紙において「関連工事」という。）

ウ 地域環境の保全、集落管理機能の維持向上等を図るために行う防災安全施設及び農地防災施設管理連絡道の整備並びに保全管理・利活用を考慮した施設の新設又は改修であってアの工事と併せて行うもの（以下この運用1別紙において「地域環境保全対策工事」という。）

- (2) 石綿等（石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条第1項第1号に規定する石綿等をいう。以下この運用1別紙において同じ。）による影響を防止するために行う次に掲げるもの（以下この運用1別紙において「特定農業用管水路等特別対策事業」という。）

ア 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難又は不適当な場合において行う当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む。）及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更

イ アの農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更

ウ 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く。）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更

2 要件

- (1) 農村地域環境保全総合整備事業

ア 農地等防災保全対策工事は事業種類のうち2以上の事業を併せ行うこと
ただし、ため池等整備事業のうち、ため池工事、頭首工、樋門、用排水機場、水路等の用排水施設整備工事及び湖岸堤防工事を各々の事業として扱うものとする。

イ 農地等防災保全対策工事に係る合計受益面積がおおむね60ヘクタール以上で、かつ、総事業費がおおむね2億円以上のもの

- (2) 特定農業用管水路等特別対策事業

ア 都道府県営事業

受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上であり、かつ 1 の(2)のア及びイを対象とするものにあつては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が 50 パーセント以上のもの

イ 団体営事業

受益面積がおおむね 10 ヘクタール以上であり、かつ 1 の(2)のア及びイを対象とするものにあつては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が 50 パーセント以上のもの

3 事業実施主体

都道府県（特定農業用管水路等特別対策事業にあつては、都道府県又は団体。）

VI. 地盤沈下対策事業

1 事業内容

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において行う次に掲げる事業であつて、2 の要件に該当するもの

(1) 地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために行う農業用排水施設の新設又は改修、農道の改修、客土又は整地

ただし、その機能低下率がおおむね 30 パーセント以上のものに限る。

(2) 水源を転換するために行う農業用排水施設の新設又は改修

(3) (1)又は(2)により整備された農業用排水施設であつて、自然的・社会的状況の変化等による機能低下を防止するために行う当該施設の変更

2 要件

(1) 大規模事業にあつては、受益面積がおおむね 400 ヘクタール以上のもの

(2) 小規模事業にあつては、受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの

3 事業実施主体

都道府県

VII. 地域ため池総合整備事業

地域ため池総合整備事業の運用については、運用 1 別紙 2（地域ため池総合整備事業）によるものとする。

VIII. 農業用河川工作物応急対策等事業

農業用河川工作物応急対策等事業の運用については、運用 1 別紙 3（農業用河川応急対策等事業）によるものとする。

IX 土地改良施設耐震対策事業

土地改良施設耐震対策事業の運用については、運用 1 別紙 4（土地改良施設耐震事業）によるものとする。

X. 農村災害対策整備事業

農村災害対策整備事業の運用については、運用 1 別紙 5（農村災害対策整備事業）によるものとする。

XI. ため池群整備事業

ため池群整備事業の運用については、運用 1 別紙 6（ため池群整備事業）による

ものとする。

XII. 土地改良施設豪雨対策事業

土地改良施設豪雨対策事業の運用については、運用 1 別紙 7（土地改良施設豪雨対策事業）によるものとする。

運用 1 別紙 1 別表第 1（防災ダム事業、ため池等整備事業、地域ため池総合整備事業、及び農村
災害対策整備事業関係）

番号	地 域
1	地震防災対策強化地域（大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された地域）
2	南海トラフ地震防災対策推進地域（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された地域）（1 に掲げる地域を除く。）
3	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された地域）
4	首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）第 3 条に基づき指定された首都直下地震緊急対策区域（1 及び 2 に掲げる地域を除く。）
5	旧観測強化地域及び旧特定観測地域（地震予知連絡会の今後の活動展開の検討ワーキンググループ報告書（平成 20 年 2 月 18 日地震予知連絡会了承）による廃止前の観測強化地域及び特定観測地域（1 から 4 までは掲げる地域を除く。）をいう。） ①南関東及び東海地域 茨城県のうち 龍ヶ崎市 取手市 鹿嶋市 潮来市 守谷市 稲敷市 神栖市 稲敷郡（美浦村及び阿見町を除く。） つくばみらい市（旧伊那町に限る。） 北相馬郡 埼玉県のうち さいたま市 川越市 川口市 秩父市 所沢市 飯能市 春日部市 狭山市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 鳩ヶ谷市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 八潮市 富士見市 三郷市 坂戸市 ふじみ野市 入間郡 秩父郡（横瀬町に限る。） 北葛飾郡（松伏町に限る。） 千葉県 全域 東京都 全域（新島村、神津島村、御蔵島村、三宅村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村を除く。） 神奈川県 全域 山梨県のうち 甲府市 富士吉田市 都留市 山梨市 大月市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市 笛吹市 上野原市 甲州市 中央市 西八代郡 南巨摩郡 中巨摩郡 南都留郡 北都留郡（丹波山村を除く。）

番号	地 域
	長野県のうち 下伊那郡（松川町、高森町、清内路村、豊丘村及び大鹿村を除く。） 静岡県 全域 岐阜県のうち 中津川市 恵那市 愛知県のうち 豊橋市 豊川市 新城市 豊田市 北設楽郡 ②北海道東部 北海道のうち 根室市 釧路郡 厚岸郡 川上郡 野付郡 標津郡（中標津町に限る。） ③秋田県西部、山形県西北部 秋田県のうち 秋田市 能代市 由利本荘市 男鹿市 にかほ市 潟上市 山本郡 南秋田郡 山形県のうち 酒田市 最上郡（真室川町及び鮭川村に限る。） 東田川郡（庄内町に限る。） 飽海郡 ④宮城県東部、福島県東部 岩手県のうち 一関市 東磐井郡 宮城県のうち 仙台市 石巻市 塩釜市 大崎市（旧鳴子町を除く。） 名取市 多賀城市 岩沼市 東松島市 栗原市 登米市 亘理郡 宮城郡 黒川郡 加美郡 遠田郡 牡鹿郡 本吉郡 福島県のうち いわき市 南相馬市 相馬市 双葉郡（葛尾村を除く。） 相馬郡（飯舘村を除く。） ⑤新潟県南西部、長野県北部 新潟県のうち 長岡市 柏崎市 小千谷市 十日町市 糸魚川市 妙高市 上越市 魚沼市 南魚沼市 三島郡 南魚沼郡 中魚沼郡 刈羽郡 富山県のうち 富山市 魚津市 滑川市 黒部市 中新川郡 下新川郡 長野県のうち 長野市 須坂市 中野市 大町市 飯山市 千曲市 安曇野市 東筑摩郡（旧坂北村、麻績村及び生坂村に限る。） 北安曇郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡

番号	地 域
	⑥長野県西部、岐阜県東部 長野県のうち 松本市 岡谷市 飯田市 諏訪市 伊那市 駒ヶ根市 塩尻市 上伊那郡 下伊那郡（松川町、高森町、豊丘村及び大鹿村に限る。） 木曽郡 東筑摩郡（波田町、山形村及び朝日村に限る。） 岐阜県のうち 高山市 関市 郡上市 中津川市 飛騨市 下呂市 加茂郡（七宗町、白川町及び東白川村に限る。） ⑦名古屋、京都、大阪、神戸地区 福井県のうち 敦賀市 小浜市 三方郡 三方上中郡 大飯郡 岐阜県のうち 岐阜市 大垣市 羽島市 瑞穂市 本巣市 海津市 羽島郡 養老郡 不破郡 安八郡 揖斐郡 本巣郡 愛知県のうち 名古屋市 一宮市 半田市 津島市 碧南市 西尾市 常滑市 稲沢市 東海市 大府市 知多市 高浜市 愛西市 清須市 北名古屋市 西春日井郡 海部郡 知多郡（南知多町を除く。） 三重県のうち 津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 名張市 亀山市 いなべ市 伊賀市 桑名郡 員弁郡 三重郡 滋賀県 全域 京都府のうち 京都市 福知山市 綾部市 宇治市 亀岡市 城陽市 向日市 長岡京市 八幡市 南丹市 乙訓郡 久世郡 綴喜郡 相楽郡 大阪府 全域 兵庫県のうち 神戸市 尼崎市 明石市 西宮市 芦屋市 伊丹市 加古川市 西脇市 宝塚市 三木市 川西市 小野市 三田市 加西市 篠山市 加東市 朝来市 丹波市 淡路市 川辺郡 多可郡 加古郡 神崎郡 奈良県のうち 奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 御所市 生駒市 香芝市 宇陀市 葛城市 山辺郡（山添村に限る。） 生駒郡 磯城郡 高市郡 北葛城郡

番号	地 域
	和歌山県のうち 和歌山市 紀の川市 伊都郡（かつらぎ町に限る。） ⑧島根県東部 鳥取県のうち 米子市 境港市 西伯郡 日野郡 島根県のうち 松江市 出雲市 大田市 安来市 雲南市 八束郡 仁多郡 飯石郡 簸川郡 ⑨伊予灘及び日向灘周辺 島根県のうち 鹿足郡（吉賀町に限る。） 広島県のうち 広島市 呉市 大竹市 江田島市 廿日市市 東広島市 安芸郡（府中町及び海田町を除く。） 豊田郡（大崎上島町に限る。） 山口県のうち 周南市 下松市 岩国市 光市 柳井市 大島郡 玖珂郡 熊毛郡 愛媛県のうち 松山市 宇和島市 八幡浜市 大洲市 伊予市 西予市 伊予郡（松前町に限る。） 喜多郡 西宇和郡 北宇和郡（鬼北町に限る。） 南宇和郡 大分県のうち 大分市 佐伯市 臼杵市 津久見市 杵築市 豊後大野市 国東市（旧国見町を除く。） 宮崎県のうち 宮崎市（旧高岡町を除く。） 延岡市 日南市 日向市 串間市 西都市 東諸県郡（国富町に限る。） 児湯郡（西米良村を除く。） 東臼杵郡（諸塚村及び椎葉村を除く。）
6	（１）地震防災対策特別措置法（平成７年法律第 111 号）第十条に基づく地震調査委員会が選定した主要な活断層が通過する市町村 （２）活断層研究会編「新編日本の活断層」による A 級活断層が通過する市町村

運用 1 別紙 2（地域ため池総合整備事業）

第 1 趣旨

この事業は、地域全体の防災安全度を効率的かつ効果的に向上させ、併せて地域全体の活性化に資するよう、地域に所在する複数のため池を対象に、地域ため池総合整備計画（以下この運用 1 別紙において「総合整備計画」という。）を策定し、同計画に基づき、防災・減災を核とし、併せて環境・利活用を通じた保全を図るハード・ソフト対策を総合的に実施するものである。

第 2 総合整備計画

- 1 総合整備計画は、原則としておおむね 10 年間を計画期間とするものであり、次に掲げる事項について作成するものとする。なお、1 の(1)のア、イ及びオ並びに(2)のア及びエは必ず作成するものとする。

(1) 全体基本計画

- ア 地区概要
- イ 防災・減災対策
 - (ア) 安全度等評価
 - (イ) 対策の種類
 - (ウ) 対策の種類別の対応方針
- ウ 環境・利活用対策
 - (ア) 現状と課題
 - (イ) 基本方針
- エ 保全対策
 - (ア) 現状と課題
 - (イ) 基本方針
- オ 添付図面

(2) 整備事業計画

- ア 防災・減災事業計画
- イ 環境・利活用事業計画
- ウ 保全体制整備事業計画
- エ 添付図面

- 2 1 の(1)のイの(ア)については、ため池の安全度、想定被害等の観点から評価した結果を記載すること。
- 3 総合整備計画の作成に当たっては、ワークショップ等により市町村、ため池管理者、地域住民等との意見交換を行うよう努めること。

第 3 事業内容

本事業を構成する調査計画事業及び総合整備事業の事業内容は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

1 調査計画事業

総合整備計画を構成する全体基本計画及び整備事業計画の策定並びにこれらの計画の策定に係る調査

2 総合整備事業

総合整備計画に基づき実施する次に掲げる事業

- (1) 農用地、農業用施設等の災害を防止、又は軽減するために行う運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の事業
- (2) ため池の環境保全又は利活用を図るために行う運用 1 別紙 2 別記 1 の 2 の事業

(3) ため池の保全を図るために行う運用 1 別紙 2 別記 1 の 3 の事業

第 4 事業実施主体

都道府県

第 5 事業の実施

事業実施主体は、総合整備事業のうち運用 1 別紙 2 別記 1 の(1)から(3)までの実施に関しては、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）その他の関係法令に基づき所要の手続を経るものとする。

第 6 交付要件

本事業を構成する調査計画事業及び総合整備事業の交付要件は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

1 調査計画事業

地域に所在する複数のため池を対象とする全体基本計画及び総合整備事業のための整備事業計画が策定される見込みがあること。

2 総合整備事業

総合整備計画を構成する全体基本計画に位置付けられ、かつ、整備事業計画が策定されている事業であって、次のすべての要件を満たすこと。

(1) 総事業費がおおむね 3,000 万円以上であること。

(2) 運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の(1)のアの事業を 1 箇所以上実施すること。

(3) 運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の(1)のア、(2)及び(3)並びに 2 の(2)の事業にあつては、次の要件を満たすこと。

ア 大規模事業

(ア) 運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の(1)のア及び(2)並びに 2 の(2)の事業にあつては、受益面積がおおむね 100 ヘクタール（奄美諸島において行うものにあつては、おおむね 60 ヘクタール）以上であること。

(イ) 運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の(3)の事業にあつては、受益面積がおおむね 400 ヘクタール（奄美諸島において行うものにあつては、おおむね 200 ヘクタール）以上であること。

イ 小規模事業

(ア) 運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の(1)のア及び(2)並びに 2 の(2)の事業にあつては、受益面積がおおむね 10 ヘクタール（運用 1 別紙 1 別表第 1 に掲げる地域において行うものにあつては、おおむね 5 ヘクタール。高度な技術を要する場合にあつては、おおむね 2 ヘクタール）以上であること。

(イ) 運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の(3)の事業にあつては、受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上であること。

(4) 運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の(1)のイの事業にあつては、受益面積がおおむね 10 ヘクタール（高度な技術を要する場合にあつては、おおむね 5 ヘクタール）以上であること。

(5) 運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の(5)から(7)までの事業にあつては、災害の発生するおそれが高い若しくは周辺への影響が著しく大きいため池等又は同一市町村若しくは関連する流域の地域においてため池等が被災した際に下流等に及ぼす被害の面積（以下この運用 1 別紙において「被害想定面積」という。）の合計がおおむね 10 ヘクタール（地震対策上緊要性の高い地域にあつては、おおむね 5 ヘクタール）以上であること。

(6) 運用 1 別紙 2 別記 1 の 2 の(2)の事業にあつては、運用 1 別紙 2 別記 2 の 3

の(2)のエの条件に該当する地域で行うこと。

(7) 運用1別紙2別記1の2の(4)の事業にあつては、農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となりうる施設、市町村が事業実施主体となって地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設及び行政施設等の施設、防災対策上必要な施設等の用に供する土地が対象であること。

(8) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であつて、運用1別紙2別記2の1の(5)の要件を満たす地域で実施する場合においては、(3)、(4)及び(5)に掲げる要件に代えて次に掲げる要件を満たすことをもって足りること。

ア 運用1別紙2別記1の1の(1)から(3)までの事業にあつては、これらの事業の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。

イ 運用1別紙2別記1の1の(5)から(7)までの事業にあつては、これらの事業の被害想定面積の合計がおおむね5ヘクタール以上であること。

ウ 運用1別紙2別記1の2の(2)の事業にあつては、受益面積がおおむね5ヘクタール(高度な技術を要する場合にあつては、おおむね2ヘクタール)以上であること。

(9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、運用1別紙2別記2に掲げる事項とする。

第7 事業計画の変更

運用1別紙2別記1の1の(1)から(3)までの事業以外の事業について、次のいずれかに該当する変更を行ったときは、都道府県知事は、別紙様式第7号または別紙様式第8号により地方農政局長等へ提出するものとする。

(1) 調査計画事業

ア 地区概要の変更

イ 物価又は労賃の変動によるものを除く調査計画事業の事業費の30パーセント以上の増減(調査設計業務等の入札、契約の改善による費用の縮減による事業費の減額であつて、変更前の調査計画事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。)

(2) 総合整備事業

ア 受益面積の10パーセント以上の増加又は減少

イ 事業種類の追加又は廃止

ウ 物価又は労賃の変動によるものを除く総合整備事業の事業費の10パーセント以上の変動(公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であつて、変更前の総合整備事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。)

エ その他主な工事の著しい変更

運用 1 別紙 2 別記 1（第 3 及び第 6 関係）

1 防災・減災対策

(1) 農業用ため池の改修

ア 築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に、早急に整備を要する農業用ため池（災害防止用のダムを含む。以下この運用 1 別紙 2 別記 1 において「災害発生の防止等が必要なため池」という。）の改修及び附帯施設の整備

イ 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する複数の農業用ため池の再編を図ることを目的として実施する複数のため池及びこれらのため池に関連する農業用排水施設の新設、廃止又は改修及びこれらと併せ行う附帯施設の整備

(2) ため池機能保全工事

災害発生の防止等が必要なため池のしゅんせつ

(3) ため池下流水路整備

ため池下流にあり、老朽化又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因する脆弱化のため災害を生じるおそれのある農業用排水路の新設又は改修及び附帯施設の整備

(4) 旧農業用ため池の廃止

旧農業用ため池の廃止及び附帯施設の整備

(5) 防災情報管理システムの整備

ため池等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備

(6) ハザードマップの作成

ため池等に係るハザードマップ作成及び作成のために必要な調査、試験、測量等の実施

(7) 危機管理向上施設の整備

ため池等の危機管理機能を向上させるための施設の整備

2 環境・利活用対策

(1) 環境保全・利活用施設の整備

ため池の利活用保全又は周辺環境の整備を行うため必要な施設の新設又は変更

(2) 水質改善対策

水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事

(3) 安全施設の設置

ため池への転落等による被害の防止又は軽減を図るための安全施設の整備

(4) 旧農業用ため池の廃止後の用地整備

旧農業ため池の廃止後の埋立及び池敷内又は埋立後の土地造成に係る整備

3 保全対策

(1) 地域住民参画による保全体制の整備及び保全活動

ため池の防災・減災、環境保全等に資する地域住民参画による保全体制の整備及び保全活動の実施

運用 1 別紙 2 別記 2（第 6 関係）

1 共通事項

- (1) 第 6 の 2 の (3) の ア の大規模事業の対象とするため池にあっては、第 6 の 2 の (3) の ア に掲げる要件のほか、次の要件を満たすこと。

ア 堤高がおおむね 10 メートル以上又は貯水量がおおむね 10 万立方メートル以上のもの

イ 当該ため池の決壊による想定被害額（以下この運用 1 別紙 2 別記 2 において「想定被害額」という。）がおおむね 1 億円以上で、かつ、農業関係（農用地、農業用施設、農作物、家畜、農業用建物及び農機具等）以外の想定被害額が 5,000 万円以上を占め、さらに、関係市町村住民 100 名以上の生命に危険が予測されるもの

- (2) 運用 1 別紙 2 別記 1 に掲げる事業のうちため池の整備に係る事業の対象となるため池にあっては、ため池に係る農家が 2 戸以上であること。

- (3) 運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の (4) から (7) までの事業を実施する場合の事業費のうち国の補助金を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

- (4) 「地震対策上緊要性の高い地域」（第 6 の 2 の (5) の「地震対策上緊要性の高い地域」をいう。以下この運用 1 別紙 2 別記 2 において同じ。）とは、運用 1 別紙 1 別表第 1 に掲げる地域をいう。

- (5) 第 6 の 2 の (8) の自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域とは、ア及びイの要件を満たす市町村をいう。

ア 次に掲げるいずれかの地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村

(ア) 過疎法第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域

(イ) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村

(ウ) 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

(エ) 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

(オ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された特定農山村地域

(カ) 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たす地域を含む市町村

(ア) 傾斜度が 20 分の 1 以上の水田面積が当該市町村の全水田面積のおおむね 50 パーセント以上を占めること

(イ) 傾斜度が 8 度以上の畑面積が当該市町村の全畑面積のおおむね 50 パーセント以上を占めること

(ウ) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された地すべり防止区域、地すべり防止区域指定の必要がある地すべり危険地が存すること

(エ) 地盤の相当部分が泥炭土からなることに起因する地盤の沈下又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止する必要がある地域が存すること

ウ この (5) でいう市町村とは、2005 農林業センサス調査で区分する市町村とする。

2 防災・減災対策

(1) 農業用ため池の改修

運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の (1) のイにあっては、ため池の農業的利用を基本としつつ、地域の防災安全度の向上、水利用の合理化、ため池管理の効率化並びに水辺環境の保全及び活用に資すること。

(2) ため池機能保全工事

運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の (2) にあっては、次に掲げる事項に該当すること。

ア 貯水量に対する堆砂率がおおむね 10 パーセント以上であること。

イ ため池の安全性を損なわないこと。

(3) 旧農業用ため池の廃止

運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の (4) にあっては、次に掲げる事項に該当すること。

ア 廃止する旧農業用ため池の貯水量の合計がおおむね 1,000 立方メートル以上であること。

イ 廃止する旧農業用ため池について埋立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共・公益的施設、地域活性化施設（市町村、農協等が地域の活性化を図るために整備する地場産業振興施設、宿泊・交流施設、運動広場等をいう。以下同じ。）等に使されるものであること。

ウ 事業完了後の維持管理計画が作成されていること。

(4) ハザードマップの作成

運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の (6) にあっては、次に掲げる事項に該当すること。

ア ハザードマップを作成した場合は、当該ハザードマップを関係住民等に周知するものとする。

イ ハザードマップの作成に当たっては、ワークショップを開催する等により関係住民等との意見交換を行うよう努めること。

(5) 危機管理向上施設の整備

運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の (7) の危機管理向上施設は、雨量計、水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ、安全導排水路、洪水水位調節のための施設又は装置、ポンプ、ゲート等の遠隔操作装置、非常時の施設機能維持のための非常用電源装置、防水対策施設等をいう。

3 環境・利活用対策

(1) 環境保全・利活用施設の整備

運用 1 別紙 2 別記 1 の 2 の (1) にあっては、次に掲げる事項に該当すること。

ア 対象となるため池は、運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の (1) 又は (2) にあって本事業で整備されるもの、過去に整備（他事業による整備を含む。）が行われたもの等とする。

イ 環境保全・利活用施設は、次に掲げるものとする。

(ア) 親水・景観保護のための施設

親水護岸又はこれらに類するもの

(イ) 生態系保全のための施設

蛍ブロック、魚巢ブロック、草生又はこれらに類するもの

(ウ) 適切な利用と保全を図るための施設

安全管理上必要な巡回用道路（必要最小限の管理用駐車スペースを含む。）

・通路、案内板、照明、消雪施設又はこれらに類するもの。

(エ) ため池の本来的な貯水機能に併せて緊急時の消防用水、生活用水等の貯水機能を付加させるために行う堤体の嵩上げ又はしゅんせつ及び防火用水として利用するために必要な取水施設、導水路、遊水池等の整備

(オ) しゅんせつ土の利用等による避難地等の基盤整備

(カ) (エ)又は(オ)と併せ行う土砂ダム堰堤等の管理施設の整備

ウ しゅんせつを行う場合にあっては、次のいずれかに該当するものとする（代替工事として嵩上げ工事を含む）。

(ア) 流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等の特殊要因による堆砂を対象とし、かつ、次のいずれかの要件に該当するもの

a 貯水量がおおむね 30 万立方メートル以上のものであって、貯水量に対する堆砂率がおおむね 10 パーセント以上のもの

b 貯水量がおおむね 10 万立方メートル以上 30 万立方メートル未満、堤高がおおむね 10 メートル以上のものであって、堆砂量がおおむね 3 万立方メートル以上のもの

(イ) 池敷池内の土地造成に係るものであって、当該土地が公共の用に供され、かつ、その面積がおおむね 1,000 平方メートル以上のもの

(2) 水質改善対策

運用 1 別紙 2 別記 1 の 2 の (2) にあっては、次に掲げる事項に該当すること。

ア 水質改善対策は、次に掲げるものとする。

(ア) 水質を改善するために必要な農業用排水施設の新設又は改修

(イ) 水質浄化施設整備

a 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備

b その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備

(ウ) ため池のしゅんせつ

イ ため池の水質汚濁により、施設機能障害、作物生育障害又は周辺環境への悪影響が生じていること

ウ 農家・地域住民・行政等の関係者がため池の水質改善策を協議するためのため池水質改善協議会の設置が見込まれること

エ 第 6 の 2 の (6) を満たしているかどうかの判定は、運用 2（水質保全対策事業）第 1 の 2 の (1) に掲げる条件を準用するものとする。

(3) 旧農業用ため池の廃止後の用地整備

運用 1 別紙 2 別記 1 の 2 の (4) にあっては、次に掲げる事項に該当すること。

ア 全体基本計画に位置づけられ、かつ、総合整備事業で廃止されるため池において行うことができるものとする。

イ 用地整備は、次に掲げるものとする。

(ア) 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となっている施設であって本事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供する用地

(イ) 市町村が事業実施主体となって、地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設及び行政施設等の施設であって、本事業の実施に併せて、整備されることが確実であるものの用に供する用地

(ウ) 市町村が実施主体となって、過疎法第 8 条に規定する過疎地域持続的発展市町村計画等において定められた集落移転の事業に必要な移転用地（跡地も含む。）

(エ) 防災対策上必要な施設及び被災時の仮設住宅等の建設の用に供する用地

(オ) がけ地の崩壊、土石流、地すべり等による危険が著しいため、地方公共団体が条例で建築を制限している区域に存する危険集落の移転事業に必要な移転用地（跡地も含む。）

4 保全対策

地域住民参画による保全体制の整備及び保全活動

運用 1 別紙 2 別記 1 の 3 にあっては、次に掲げる事項に該当すること。

- (1) 対象となるため池において、ため池の受益農家、地域住民等で構成されるため池の防災・減災、生態系・景観等の環境保全等に資するための協議会（以下この運用 1 別紙 2 別記 2 において「ため池保全協議会」という。）が組織されていること又は本事業の完了までに組織されることが見込まれること
- (2) 事業の内容は、ため池保全協議会の設立、ため池の受益農家、地域住民等で行うため池の防災・減災、希少種の移植・外来生物の駆除等のため池の生態系・景観等の保全のための活動、パンフレットの作成、防災・減災、希少種・景観・環境配慮工法等の文献・事例の収集・調査、ワークショップの開催等とする。

運用 1 別紙 3 （農業用河川工作物応急対策等事業）

第 1 趣旨

農業用河川工作物の構造が不適当若しくは不十分であるもの又は耐震補強対策の必要がある農業用道路横断工作物（道路を横断する水管橋、水路橋及び農道橋等をいう。以下同じ。）について整備補強等の改善措置を講じ、洪水、高潮及び地震等による災害の未然防止を図るため、農業用河川工作物応急対策等事業（以下この運用 1 別紙において「事業」という。）を実施する。

第 2 事業の内容、交付要件及び事業実施主体

本事業の種類毎の事業の内容、交付要件及び事業実施主体は次のとおりとする。

1 農業用河川工作物応急対策事業

(1) 大規模事業

ア 事業の内容

農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等をいう。以下この運用 1 別紙において「工作物」という。）の整備補強、撤去、撤去に伴う整備又は撤去に伴う代替水源の整備（以下この運用 1 別紙において「整備補強等」という。）

イ 交付要件

総事業費がおおむね 1 億円以上のもの。ただし、奄美群島及び離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に基づく指定地域（以下この運用 1 別紙において「離島」という。）にあつては、5,000 万円以上のもの。

工作物の撤去に伴い代替水源の整備を行う場合にあつては、工作物の整備補強又は撤去に伴う整備を行うよりも経済的であるもの。

ウ 事業実施主体

都道府県

(2) 小規模事業

ア 事業の内容

工作物の整備補強等

イ 交付要件

総事業費がおおむね 800 万円以上 1 億円未満のもの。ただし、都道府県又は市町村以外のものが行うもの並びに離島及び奄美群島にあつては、800 万円以上 5,000 万円未満のもの。

工作物の撤去に伴い代替水源の整備を行う場合にあつては、工作物の整備補強又は撤去に伴う整備を行うよりも経済的であるもの。

ウ 事業実施主体

(ア) 都道府県

(イ) 市町村、土地改良区、農業協同組合、その他都道府県知事が適当と認めるもの（以下この運用 1 別紙において「団体」という。）

2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

(1) 事業の内容

農業用道路横断工作物の耐震補強整備であつて、その総事業費がおおむね 800 万円以上のものをいう。

(2) 事業実施主体

都道府県又は団体

第3 事業の実施

新たに交付金を充当して本事業を行おうとする者は、事業計画書を作成するものとしその作成に当たり土地改良法の手続きによらない場合にあっても「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について（昭和42年11月6日付け42農地C第375号農地局長通達）」及び「団体営土地改良事業または数人が共同して行う土地改良事業の計画の作成について（昭和42年11月7日付け42農地C第446号農地局長通達）」の土地改良事業計画書の取扱いに係る規定を準用するものとする。

第4 事業の対象工作物

本事業の対象とする工作物は次のとおりとする。

1 農業用河川工作物応急対策事業

- (1) 工作物の構造が不適当又は不十分のため、前後一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について対策基準により改善措置を必要とするもの及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とするもの。
- (2) 工作物の本来の機能が失われ、前後の一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等の工事の実施を必要とするもの。
- (3) (1)の対策基準とは、「覚書（農業用河川工作物の応急対策について）」（平成6年5月31日付け6-3建設省河治発第39号）の別紙「河川管理施設等応急対策基準」によるものとし、その適用に当たっては、当該覚書中「ため池等整備事業」とあるのは「農業用河川工作物応急対策事業」と読み替えるものとする。

2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

地震の際に緊急輸送路として活用される道路の機能の確保及び道路交通車両の安全を確保するため耐震補強整備を必要とするもの（高速自動車国道又は一般有料道路を横断して設置されているものに限る。）。

第5 事業計画の変更

事業実施主体は、次に掲げるいずれかに該当する事業計画の変更を行ったときは、運用1別紙3別記様式により、地方農政局長に報告するものとする。なお、団体が行う事業にあつては、都道府県を通じて報告するものとする。

1 主要な工事計画の著しい変更

- 2 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の20パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であつて、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

第6 助成

1 助成経費

国は、別に定めるところにより本事業に関連して必要となる運用1第4に掲げる経費について、予算の範囲内において事業実施主体に助成するものとする。

2 その他

国の助成を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

ただし、工事費に対して次に示す割合以上は都道府県において負担するものとする。

総 事 業 費	都道府県	奄 美	離 島
1 億円以上	37/100	26/100	36/100
5 千万円以上 1 億円未満	42/100	26/100	36/100
8 百万円以上 5 千万円未満	32/100	24.4/100	34/100

注：「都道府県」には、離島（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域及び奄美群島（鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域をいう。）の区域は含まないものとする。

運用 1 別紙 3 別記様式（第 5 関係）

事業計画変更手続報告書

番 号

年月日

農林水産省農村振興局長

地 方 農 政 局 長 殿

都道府県知事

（注 1） 農業用河川工作物応急対策等事業〇〇地区の事業計画の変更を別紙の内容で行ったので、報告する。（注 1）

（注 2） 農業用河川工作物応急対策等事業〇〇地区の事業計画の変更について、別紙のとおり〇〇〇長より提出があったので、報告する。（注 2）

（注 1） 都道府県が事業計画の変更を報告する場合

（注 2） 都道府県が団体からの事業計画の変更提出書類を報告する場合

運用 1 別紙 3 別記様式の別紙

地 区 名		局 名		所在地	
事 業 名					
事業の経緯	採択年度	着工年度		〇年までの進捗率（事業費ベース）	
項 目	現 計 画	変 更 計 画		増△減	備 考
事 業 費					
投 資 効 率					
所得償還率					
工 期					
変更の要旨					
変 更 項 目 及 び 要 件	項 目	現計画	変更計画	増△減	増△減の内訳又は理由

運用 1 別紙 4（土地改良施設耐震対策事業）

第 1 趣旨

環太平洋地震帯に位置し、地殻変動が激しい我が国は、世界でも有数の地震大国である。一方、農業用排水施設をはじめとする土地改良施設が、大規模地震による被害を受けると、復旧するまでその使用が不可能となり農業生産に悪影響を与えるだけでなく、施設の損傷等により周辺の農用地や宅地等にも甚大な被害を与えるおそれがある。

このため、土地改良施設耐震対策事業（以下この運用 1 別紙において「本事業」という。）により、土地改良施設の耐震点検を行い、必要に応じ当該施設について耐震改修を実施し、地震による被害の未然防止を図るものとする。

第 2 事業の内容

本事業の種類及び事業の内容は、次のとおりとする。

1 点検事業

土地改良施設の耐震点検及び必要に応じた耐震対策事業計画の策定

2 整備事業

耐震対策事業計画に基づく耐震改修の実施

第 3 事業実施主体

都道府県

第 4 交付要件

本事業の対象は、下記のすべてを満たす土地改良施設とする。

1 地域

次のいずれかの地域に存在するもの

- (1) 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年 6 月 15 日法律第 73 号）に基づく地震防災対策強化地域
- (2) 地震に係る特別措置法に基づく地震防災対策推進地域
- (3) 過去に大規模地震が発生したことのある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域

2 対象施設

地震による被害が生じた場合に、次のいずれかに被害を与えるおそれがある土地改良施設

- (1) 鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道若しくは迂回路のないもの、受益面積 100 ヘクタール以上の農道又はその他公共施設のうち重要なもの
- (2) 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なもの
- (3) 人家 10 戸以上
- (4) 農地 10 ヘクタール以上（農地 5 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満であつて、当該地区に存する人家の被害を合せ考慮し、それが農地 10 ヘクタール以上の被害に相当するものと認められるもの（人家 1 戸が農地 1 ヘクタールに相当するとみなして算定）を含む。

3 総事業費

整備事業に係る総事業費がおおむね 800 万円以上のもの

第 5 事業計画の変更

事業実施主体は、次に掲げるいずれかに該当する事業計画の変更を行ったとき

は、運用 1 別紙 4 別記様式により、地方農政局長等に報告するものとする。

1 主要な工事計画の著しい変更

- 2 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の 20 パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

第 6 助成

1 助成経費

国は、本事業に関連して必要となる次の費用につき、別に定めるところにより予算の範囲内において都道府県に助成するものとする。

(1) 点検事業

運用 1 別紙 4 別表 1 に掲げる工事費及び効果促進事業

(2) 整備事業

運用 1 別紙 4 別表 2 に掲げる工事費及び効果促進事業

2 その他

本事業の実施に要する費用のうち国の助成を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

運用 1 別紙 4 別表 1（第 6 の 1 の (1) 関係）

費 目	工 種	事 業 内 容
工事費	点検及計画作成費	事業の施行に必要な調査、試験、測量及び計画の作成に要する費用
	補 償 費	事業の施行に必要な補償に要する費用
	機 械 器 具 費	事業の施行に必要な器具等の購入に要する費用

運用 1 別紙 4 別表 2（第 6 の 1 の (2) 関係）

費 目	工 種	事 業 内 容
工事費	工 事 費	事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。以下「本工事」という。）の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地の借料等とする。 ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか船舶及び機械器具損料、営繕損料並びに諸経費を含むものとする。
	補 償 費	本工事によって必要を生じた他の施設の工事の施行に直接必要な費用とし、前号に規定する本工事費の内容に相当する部分の経費とする。
	測 量 設 計 費	工事の施行に必要な調査、測量設計に要する費用とする。
	用地費及補償費	工事の施行に必要な土地等の買収費又は借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）とする。
	船舶及機械器具費	工事の施行に直接必要な船舶機械器具、車輛（乗用車を除く。）等の購入費、借料、運搬費又は据付、撤去、修理若しくは製作に要する費用とする。

運用 1 別紙 4 別記様式（第 5 関係）

事業計画変更手続報告書

番 号

年月日

農林水産省農村振興局長

地 方 農 政 局 長 殿

都道府県知事

土地改良施設耐震対策事業〇〇地区の事業計画の変更を別紙の内容で行ったので、
報告する。

運用 1 別紙 4 別記様式の別紙

地区名		局 名		所在地		
事業名						
事業の経緯	採択年度	着工年度	変更計画確定 年月日		○年までの進捗率 (変更事業費ベース)	
項 目	現計画		変更計画		増△減	備 考
事業費						
工 期						
投資効率						
変更の要旨						
変更項目及び 要件	項目	現計画	変更計画	増△減	増△減の内訳又は理由	

運用 1 別紙 5 （農村災害対策整備事業）

（目的及び趣旨）

第 1 農村地域には老朽化したため池や急傾斜地、地すべり地域等が存在し、集中豪雨や地震等により甚大な被災が発生するおそれが高く、大型化・頻発化している自然災害によって、多くの農村が被災し、貴重な人命や財産等が失われる被害が発生している。

特に土壌条件等が悪い等の条件不利地域で、地域の防災力が低下している中山間地域等は、大規模な地震や台風の際、孤立する危険性が高まっており、避難対策の強化など早急な防災・減災対策の推進が望まれている。

農村災害対策整備事業（以下この運用 1 別紙において「本事業」という。）は、地震防災対策等の災害防除対策を推進する地域に指定されている地域や、災害に対して脆弱な中山間地域等に対し、地域で発生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守るため、農業用施設や農村防災施設等のうち整備の優先度が高い施設の整備を行うものとする。

また、特に甚大な災害を受けた地域において、再度の災害発生を防止するための農業用施設等の整備に併せて、持続的な営農が行われ農業用施設等の洪水防止等の防災機能を十分発揮させるために、農業生産基盤の整備と農村生活維持施設の整備を行い、もって、被災農村における耕作放棄地の発生抑制や農村コミュニティ機能の回復に資することとする。

（定義）

第 2 この運用において「事業」とは、運用 1 別紙 5 別表 1 に掲げる事業であって都道府県が行うもの（以下この運用 1 別紙において「県営事業」という。）と市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるものが行うもの（以下この運用 1 別紙において「団体営事業」という。）をいう。

（事業内容）

第 3 本事業で実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

1 調査計画事業

(1) 災害防除対策を推進する地域に指定されている地域及び災害に対して脆弱な中山間地域等として農林水産省農村振興局長（以下この運用 1 別紙において「農村振興局長」という。）が定める要件を満たす地域（以下この運用 1 別紙において「災害防除対策推進地域等」という。）においては、農業用施設や農村防災施設等を調査するとともに地域住民の安全性確保の観点から必要となる施設整備の優先度を決定し、効率的に安全対策を行うため、農村災害対策整備計画（以下この運用 1 別紙において「整備計画」という。）を作成する。

ア 農村振興局長が定める要件を満たす地域とは、次のいずれかに該当する地域を含む市町村とする。

(ア) 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条に基づき指定された地震防災対策強化地域

(イ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条に基づき指定された南海トラフ地震防災対策推進地域

(ウ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 3 条に基づき指定された日本

海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

- (エ) 首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）第 3 条に基づき指定された首都直下地震緊急対策区域
- (オ) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条に基づき指定された豪雪地帯
- (カ) 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和 33 年法律第 72 号）第 3 条に基づき指定された台風常襲地帯
- (キ) 第 5 の 2 の(1)のウに示す災害に対して脆弱な中山間地域
- (ク) その他上記地域の指定要件と同等の地域であって、農村振興局長が必要と認める地域

イ 整備計画は、次に掲げる事項について運用 1 別紙 5 別紙様式 1 号により作成するものとする。

- (ア) 地区概要
- (イ) 地区の所在及び現況
- (ウ) 地区の農業用施設及び農村防災施設等の点検結果
- (エ) 施設等の安全度評価
- (オ) 農業生産基盤及び農村生活維持施設の整備構想（ただし、特に甚大な被害を受けた地域の場合のみ）
- (カ) 全体基本計画
- (キ) 整備事業計画
- (ク) 添付図面

ウ 調査計画事業の実施に当たって留意すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 災害防除対策推進地域等において行う施設の安全度評価は、農業用施設や農村防災施設（現在は存在しないが、地域住民の安全確保の観点から新たに設置することを検討する必要があるとされた農村防災施設を含む。）等の点検結果を踏まえ、地域住民の安全性確保の観点から農業用施設や農村防災施設等の被災時の想定被害を考慮しつつ、当該施設の安全対策の必要性及び緊急性を評価する。
 - (イ) 甚大な被害発生地域（第 3 の 1 の(2)の「甚大な被害発生地域」をいう。）において行う安全度評価は、農用地・農業用施設や農村防災施設（現在は存在しないが、再度災害防止の観点から新たに設置することを検討する必要があるとされた農村防災施設を含む。）等の点検結果を踏まえ、再度災害防止の観点から農業用施設や農村防災施設等の再度災害時の想定被害を考慮しつつ、安全対策の必要性及び緊急性を評価する
 - (ウ) 安全対策が必要な施設の整備の優先度の判断にあたっては、地域住民との意見交換を行い、また、安全対策に係る普及・啓発活動を行うよう努める。
 - (エ) 整備事業計画は、安全度評価の結果、整備事業で安全対策等を行うこととするものに限り作成する。また、安全度評価の結果、整備事業で安全対策等を行うこととするものがない場合は作成しない。
- (2) 特に甚大な被害を受けた地域として農村振興局長が定める要件を満たす地域（以下この運用 1 別紙において「甚大な災害発生地域」という。）においては、農業用施設や農村防災施設等を調査するとともに再度災害防止の観点から必要となる施設整備の優先度を決定し、効率的に安全対策を行うとともに、併せて持続的に営農を継続するために必要な農業生産性の向上に資する農業生産基盤及び農村生活維持に必要な対策を行うため、整備計画を作成する。

ア 農村振興局長が別に定める要件を満たす地域とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条に基づき指定された激甚災害に係る事象による被害（以下この運用 1 別紙において「激甚災害」という。）を受けた地域であって、次のすべてを満たす市町村内にあるものとする。

(ア) 局地激甚災害指定基準（昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議決定）第 1 又は第 2 に相当する被害を受けた市町村

(イ) 災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条第 1 項に相当する被害を受けた市町村

2 整備事業

整備計画に位置付けられた、次に掲げる事業を実施する。

(1) 災害防除対策推進地域等においては運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の(1)から(5)までの事業

(2) 甚大な災害発生地域においては運用 1 別紙 5 別表第 1 の 1 の(1)から(10)までの事業

(3) (1)又は(2)の事業と併せて行う運用 1 別紙 5 別表第 1 の 2 及び 3 の事業（ただし、運用 1 別紙 5 別表第 1 の 3 の事業にあつては甚大な災害発生地域に限る。）

（事業実施主体）

第 4

1 第 3 の 1 の調査計画事業の事業実施主体は都道府県又は市町村とする。また、第 3 の 2 の整備事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区又は農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるものとする。

2 本事業のうち都道府県が実施するものを「県営事業」といい、市町村、一部事務組合、土地改良区又は農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるものが実施するものを「団体営事業」という。

調査計画事業と整備事業の事業実施主体が異なる場合にあつては、整備事業を実施する者は、調査計画事業の事業実施主体と十分調整の上、事業を実施するものとする。

（交付要件）

第 5 本事業の交付要件は、次に掲げるとおりとする。

1 調査計画事業

(1) 災害防除対策推進地域等又は甚大な災害発生地域であること。

(2) 事業実施主体等による地域の農業用施設や農村防災施設等の点検がなされていること。

2 整備事業

整備事業は、整備計画に記載されている事業であつて、次の要件を満たすこと。

(1) 県営事業

ア 災害防除対策推進地域等で実施する整備事業にあつては、運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の(1)から(5)までの事業のうち、少なくとも一つを実施すること。また、それぞれの事業はオの受益面積要件(ア)から(ウ)までにそれぞれ定める当該受益面積要件を満たすこと。ただし、ウの要件に該当する場合はこの限りではない。

イ 甚大な災害発生地域で実施する整備事業にあつては、運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の(1)から(10)までの事業のうち、少なくとも一つを実施すること。

また、それぞれの事業はオの受益面積要件(ア)から(コ)までにそれぞれ定める当該受益面積を満たすこと。ただし、運用1別紙5別表1の1の(6)から(10)までの事業であって、運用1別紙5別表1の1の(2)又は(6)から(10)までの事業のうち2以上の事業と併せ行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められるものにあつては、受益面積がおおむね10ヘクタール以上であること。ただし、ウの要件に該当する場合はこの限りではない。

ウ 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であつて、農村振興局長が定める要件を満たす地域で実施する場合、災害防除対策推進地域等で実施する整備事業にあつては運用1別紙5別表1の1の(1)から(5)までの事業の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上、甚大な災害発生地域で実施する整備事業にあつては運用1別紙5別表1の1の(1)から(10)までの事業の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。

自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であつて、農村振興局長が定める要件を満たす地域とは、次の(ア)のいずれかに該当する市町村のうち、以下の(イ)の要件をいずれかを満たす市町村をいう。

(ア) 次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村

- a 過疎法第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域
- b 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- c 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- d 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- e 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定農山村地域
- f 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

(イ) 次に掲げる要件をいずれかを満たす地域を含む市町村

- a 傾斜度が20分の1以上の水田面積が当該市町村の全水田面積のおおむね50パーセント以上を占めること
- b 傾斜度が8度以上の畑面積が当該市町村の全畑面積のおおむね50パーセント以上を占めること
- c 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定に基づき指定された地すべり防止区域、地すべり防止区域指定の必要がある地すべり危険地が存すること
- d 地盤の相当部分が泥炭土からなることに起因する地盤の沈下又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止する必要がある地域が存在すること

(ウ) この第5でいう市町村とは、2005農林業センサス調査で区分する市町村とする。

エ 災害防除対策推進地域等で実施する整備事業にあつては総事業費がおおむね1億円以上であること。

オ 受益面積要件

(ア) 運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の(1)の事業	おおむね 2 ヘクタール以上
(イ) 運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の(2)の事業	おおむね 20 ヘクタール以上
(ウ) 運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の(3)の事業	おおむね 5 ヘクタール以上
(エ) 運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の(4)の事業	おおむね 10 ヘクタール以上
(オ) 運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の(5)の事業	おおむね 10 ヘクタール以上
(カ) 運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の(6)の事業	おおむね 60 ヘクタール以上
(キ) 運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の(7)の事業	おおむね 60 ヘクタール以上
(ク) 運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の(8)の事業	おおむね 40 ヘクタール以上
(ケ) 運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の(9)の事業	おおむね 50 ヘクタール以上
(コ) 運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の(10)の事業	おおむね 20 ヘクタール以上

(2) 団体営事業

ア 災害防除対策推進地域等で実施する整備事業にあっては運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の (1)から(5)までの事業の受益面積の合計がおおむね 10 ヘクタール以上であること。また、甚大な災害発生地域で実施する整備事業にあっては運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の(1)から(10)までの事業の受益面積の合計がおおむね 10 ヘクタール以上であること。

イ 災害防除対策推進地域等で実施する整備事業にあっては、総事業費がおおむね 3 千万円以上であること。

(計画書の変更)

第 6

1 団体営事業の事業実施主体は、土地改良事業に基づき実施する団体営事業について、次のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。

(1) 事業の執行に係る地域についての次に掲げる変更

ア 事業の執行に係る地域の変更であって、これに伴う受益面積（農用地造成にあっては造成する農用地面積）の増又は減が 10 パーセント以上となる変更

イ 事業別目的面積又は造成面積の利用区分面積のそれぞれの増減が 20 パーセント以上となる変更及びその位置の著しい変動。ただし、それぞれの増減が受益面積全体の 10 パーセントに満たない場合は、この限りでない。

(2) 主要工事計画について、「土地改良法施行規則第 38 条の 2 等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定める件」（平成 18 年 9 月 25 日農林水産省告示第 1272 号。以下「告示」という。）第一号の（一）のイの（ア）から（ウ）まで、（二）のイの（ア）及び（イ）、（三）のイの（ア）及び（イ）、（四）のイ並びに（五）のイに掲げる変更

(3) 事業費であって告示第 2 号に規定されているものについての変更

2 1 に定める事業以外の事業について、次のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、団体営事業の事業実施主体は、都道府県知事の承認を受けるものとする。

(1) 事業の新設又は廃止

(2) 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の 10 パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の縮減であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られる場合を除く。）

3 都道府県知事は、県営事業について手続き通知による報告を行った場合及び 1 に定める事業以外の事業について 2 の(1)又は(2)のいずれかに該当する変更

を行った場合並びに団体営事業について変更を承認した場合には地方農政局長にその旨運用 1 別紙 5 別紙様式第 2 号により報告するものとする。

第 7 事業着手時期

- 1 甚大な災害発生地域での事業実施に当たっては、災害復旧事業計画との関係を調整のうえ事業を行うものとする。
- 2 甚大な災害発生地域において調査計画事業を実施する時期は、第 3 の 1 の (2) に掲げる要件を満たす災害が発生した年より 3 ヶ年以内に着手することとする。
- 3 甚大な災害発生地域において整備事業を実施する時期は、第 3 の 1 の (2) に掲げる要件を満たす災害が発生した年より 5 ヶ年以内に着手することとする。

運用 1 別紙 5 別表 1

整備事業の事業種類及び内容

区 分	事業種類	事業内容	備 考
1 農 業 生産基盤 整備	(1) 農業用ため池整備	決壊のおそれのある農業用ため池の廃止又は変更（洪水調節機能の賦与・増進を行うための農業用ため池の改修、ため池の浚渫工事含む）	
	(2) 農業用排水施設整備	災害発生のおそれのある農業用排水施設の新設、廃止又は変更	
	(3) 土砂崩壊防止施設	土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留工その他の施設	
	(4) 水抜工等	長大な水田法面の保護を目的とする水抜工の設置及び水抜工設置に併せて行う水田の整地	
	(5) 農地機能保全対策工事	火山性土壌等に起因する土壌浸食等の災害の未然防止を図るための農業用施設、土留工等の改修	
	(6)※農業用排水施設整備	農業用排水施設の新設、廃止又は変更する事業であって(2)に該当するもの以外	
	(7)※区画整理	農用地等の区画形質の変更及びこれと相当の関連のある工事を一体として行う事業	
	(8)※農用地造成	農用地以外の土地の畑地への地目転換（農用地間の地目変更を含む。）とこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更	
	(9)※農道整備	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設又は変更	
	(10)※農用地の改良又は保全	農用地の改良又は保全上必要な事業であって、(3)に該当するもの以外	
2 農村防 災施設整 備	(1) 緊急避難路整備	集落の防災安全のために必要な道路の整備であって農道を補完するもの。	
	(2) 緊急避難施設整備	集落の防災安全のために必要な避難施設その他の避難場所の整備	
	(3) 防火水槽整備	集落の防災安全のために必要な防火水槽及び附帯施設の整備	

3 農村生活維持施設整備	(4) 緊急避難施設の耐震化	農林水産省所管に係る助成等をもって整備された施設のうち避難場所となっているものの耐震化
	(5) 情報基盤施設整備	土地改良施設等の維持管理やこれに関する情報の伝達に必要な施設及びこれに附帯する緊急時の情報伝達に必要な情報基盤施設の整備
	(6) 雪崩防止施設整備	雪崩予防柵、防雪柵等の整備
	(7) 防護柵等安全設備	集落の防災安全のために必要な土留工、安全柵等の整備
	(8) 災害防除林	台風常襲地帯等で、風害防止のために行う植林で、農村振興局長が地域の実情に応じて特に必要と認めるものの整備
	(1)※農業集落道路整備	農業集落周辺における農業生産基盤整備に係る農道を補完する農業集落道の整備
	(2)※営農飲雑用水施設整備	家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備
	(3)※農業集落排水施設整備	農業用排水の水質保全、機能維持を図るために行う雨水・汚水を排除する施設及びこれと連絡する排水路並びにこれらに附帯する処理施設等の整備
	(4)※農業施設等用地整備	区画整理により創設された非農用地の整備及び農業施設用地その他公共施設用地等に供するものの整備

事業種類の「※」は甚大な災害発生地域に該当する地域においてのみ対象となる。

運用 1 別紙 5 別表 1 の事業種類のうち、留意すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 水抜工等

地下水位が高く、水田畦畔の法面が長大な地域で、法面の地すべり発生のおそれのある地域で実施するものとする。

(2) 農地機能保全対策工事

泥炭土に起因する地盤の沈下や、火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物の生育等が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するため必要な農用地及び農業用施設の機能回復及び火山性土壌等に起因する土壌侵食等の災害の未然防止を図るための農業用排水施設、土留工その他の施設の新設又は改修、農業用道路の改修等を行う工事とする。

(3) 緊急避難路整備及び農業集落道路整備

ア 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 1 号から第 3 号までの道路及び同条第 4 号の市町村道のうち幹線市町村道は対象としないものとする。

イ 道路附帯施設は待避所、防雪施設、防護柵、照明施設、交通安全標識等の施設とし農業集落道整備にあっては周辺環境の美化等を図るための修景施設等の整備を含むものとする。

ウ 修景施設は植樹、芝生、水飲場、便所、遊歩道等とする。

エ 緊急避難路整備においては、防災の観点から避難及び緊急車両の通行に配慮した整備を実施できるものとする。

(4) 営農飲雑用水施設整備

ア 受益戸数は、おおむね 10 戸以上の施設とする。ただし、末端受益戸数は、2 戸以上とする。

イ 営農飲雑用水施設の整備に当たっては、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意するものとする。

(5) 農業集落排水施設整備

ア 受益戸数は、おおむね 20 戸（北海道、離島、沖縄県及び奄美群島にあっては 10 戸、集落排水路にあっては 10 戸）以上とする。ただし、末端受益戸数は、2 戸以上とする

イ 農業集落排水施設のうち、汚水の処理施設の整備に当たっては、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3438 号農林水産事務次官依命通知）及びこれと関連する規定に準ずるものとする。

(6) 農業施設等用地整備

区画整理等により創出された非農用地の整備にあっては、次に掲げる用地の整備を実施できるものとする。

ア 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となっている施設

イ 地方公共団体が事業実施主体となって、地域住民の生活環境の改善のために整備する公用・公共施設

ウ 防災対策上必要な施設及び被災時の仮設住宅等の建設の用に供する用地

エ がけ地の崩壊、土石流及び地すべり等による危険が著しいため、地方公共団体が条例で建築を制限している区域に存する危険集落の移転事業に必要な移転用地

(7) 情報基盤施設整備

整備する施設の内容は次に掲げるとおりとする。

ア 土地改良施設等の維持管理に必要な遠隔監視操作システムの設置又は改造・更新

イ 災害時に住民及び関係機関の間で相互に緊急通知に係る情報伝達を行うために必要な装置の設置又は改造

(8) 災害防除林

台風常襲地帯等の農地及び農村集落の風害防止のために行う植林で、農村振興局長が地域の実情に応じて必要と認められるものの整備を実施するものである。

運用 1 別紙 5 別紙様式第 1 号（第 3 関係）

農村災害対策整備計画

〇〇地区

令和 年 月

〇〇県〇〇市（計画作成主体）

農村災害対策整備計画 目次

<全体基本計画>

- 1 地区概要表
- 2 地区の所在及び現況
 - (1) 所在
 - (2) 地域の地勢、社会条件及び農業状況
 - (3) 既往の災害状況
 - (4) 農業生産基盤整備状況
- 3 地区の農業用施設及び農村防災施設等の点検結果
 - (1) 農業用施設
 - (2) 農村防災施設
 - (3) 新たに設置することを検討する必要がある農村防災施設
- 4 施設等の安全度評価
 - (1) 調査から判明した施設の安全性
 - (2) 被災時の想定被害
 - (3) 安全度評価
- 5 農業生産基盤及び農村生活維持施設の整備構想（ただし、甚大な災害発生地域の場合のみ）
 - (1) 農業生産基盤の必要性及び整備の概要
 - (2) 農村生活維持施設の整備の概要
- 6 全体基本計画
 - (1) 整備が必要な施設の優先度
 - (2) 整備の優先度が高い施設の整備予定事業及び整備予定時期等

<整備事業計画>

- 7 整備事業計画
 - (1) 整備事業の対象となる施設の整備内容
 - (2) 事業費及び事業効果の概算額
 - (3) 整備事業の工期
- 8 添付図面
 - (1) 農村災害対策整備計画対象施設配置状況図
 - (2) 被害想定図
 - (3) 整備事業の対象となる施設の整備計画図

農村災害対策整備計画

<全体基本計画>

1 地区概要表

都道府県名				地 区 名			
関係市町村名				計画作成 主 体			
地 域 の 概 要	地 勢 等						
	社 会 的 条 件						
	農業状況						
	既 往 の 主 な 災 害	注 1)					
計画対象区域	集落数	世帯数		人口		主な 公共施設	備 考
集落諸元		全体	農家	全体	農家		
	集落	戸	戸	人	人		
計画対象区域 農用地等面積	全 体	水 田	畑	その他農用地		農用地以外	備 考
	ha	ha	ha	ha		ha	
整備対象施設 の受益面積	全 体	水 田	畑	その他農用地		農用地以外	備 考
	ha	ha	ha	ha		ha	
農業生産基盤 整備状況							

注 1) 地域に大きな災害をもたらした既往の災害について、災害名、農業被害額、被害面積等について記載する。

2 地区の所在及び現況

(1) 所在

都道府県名	市町村名	関係土地改良区等

(2) 地域の地勢、社会条件及び農業状況

--

(3) 既往の災害状況

発生年月日	災 害 名	主な被害状況			備 考
		農業	公共土木	その他	

※「農業」には農用地・農業用施設を含む。

(4) 農業生産基盤整備状況

事 業 名	地区名	実施期間	受益面積	整 備 内 容
			ha	

3 地区の農業用施設及び農村防災施設等の点検結果

(1) 農業用施設

施 設 名	施設の現況		管理の状況		点検 結果	点検者	点検 手法	安全度評価 の可否
	施設構造	数量	管理者	状況				

(2) 農村防災施設

施 設 名	施設の状況		管理の状況		点検 結果	点検者	点検 手法	安全度評価 の可否
	施設構造	数量	管理者	状況				

(3) 新たに設置することを検討する必要がある農村防災施設

施 設 名	既存施設			点検結果		点検者
	施設構造	数量	管理者	新設又は増設 の必要性	構造	

4 施設等の安全度評価

施設名	施設の状況		調査から判明した施設の安全性	被災時の想定被害			安全度評価		
	施設の構造	数量		人的被害	農業被害	公共被害	安全対策の必要性	安全対策の緊急性	評価

5 農業生産基盤及び農村生活維持施設の整備構想（甚大な災害発生地域の場合のみ）

(1) 農業生産基盤の必要性および整備の概要

事業種類	安全度評価	施設概要		受益面積				概算工事費
		構造	数量	計	水田	畑	農地外	

(2) 農村生活維持施設の整備の概要

事業種類	施設概要			対象戸数	概算工事費	施設の管理予定者
	構造	規模	数量			

6 全体基本計画

事業種類	施設名	優先度	事業名	事業実施主体	概算総事業費	予定時期

<整備事業計画>

7 整備事業計画

事業種類	施設名	整備内容		計画の概要				
		構造規格	数量	整備内容	受益面積	概算額		工期
						事業費	効果額	

8 添付図面

- (1) 農村災害対策整備計画対象地域施設配置状況図
- (2) 被害想定図
- (3) 整備事業の対象となる施設の整備計画図

運用 1 別紙 5 別紙様式第 2 号（第 6 関係）

変 更 手 続 報 告 書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
（北海道にあっては農林水産省農村振興局長）

都道府県知事

事業計画書を変更したので、報告します。

記

- 1 地区名
- 2 事業計画書（変更）

※別紙様式第 1 2 号または別紙様式第 1 3 号により、変更に係る項目については上段（ ）書きで変更前を記載する。

運用 1 別紙 6（ため池群整備事業）

第 1 事業内容

本事業を構成する調査計画事業、ため池群整備工事及びため池群管理体制整備事業の事業内容は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

1 調査計画事業

(1) 調査

ため池の決壊防止やため池の持つ洪水調節機能などの評価に必要な調査、整備計画策定に必要な調査をするものとする。

(2) 計画策定

調査結果から、別紙様式第 15 号の農用地災害防止ため池整備計画を策定するものとする。

2 ため池群整備工事

複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備

3 ため池群管理体制整備事業

2 の事業と一体的に行う管理体制の見直しに必要なワークショップや研修の開催、広域管理計画の策定、広域管理の試行等の実施

第 2 事業実施主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合その他都道府県の知事が適当と認める者（ため池群整備工事を行う場合は、都道府県に限る。）

第 3 事業の実施

1 事業実施主体は、ため池群整備工事の実施に関しては、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）その他の関係法令に基づき所要の手続を経るものとする。

2 事業費のうち国の助成を除いた残額は都道府県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

3 農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号農林水産事務次官依命通知）別表の区分の欄の「ため池群整備事業」における国費率の欄の農村振興局長が別に定める地域とは、次のとおりとする。

(1) 次の市町村又は次の地域を含む市町村の区域

ア 過疎法第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

イ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村

ウ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基

づき指定された離島振興対策実施地域（以下この運用 1 別紙において「離島」という。）

エ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

オ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された特定農山村地域

カ 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域

(2) (1)に準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認めた市町村の区域

第 4 要件

本事業を構成する調査計画事業、ため池群整備工事及びため池群管理体制整備事業の要件は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

1 調査計画事業

(1) 施設が決壊した場合に下流の住宅や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池を含むもの

(2) 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にある見込みのあるものであり、次のいずれかに該当する見込みのある 2 か所以上のため池を対象とするもの

ア ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの

イ ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの

ウ 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの

(3) 農業用ため池の受益面積の合計がおおむね 10 ヘクタール以上のもの

2 ため池群整備工事

次の要件を満たすこと。

(1) 大規模事業

ア 施設が決壊した場合に下流の住宅や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池を含むもの

イ 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する 2 か所以上のため池を対象とするもの

(ア) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの

(イ) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの

(ウ) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの

ウ 農業用ため池の受益面積の合計がおおむね 80 ヘクタール以上のもの

もの

エ 農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね 200 ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が 10 億円以上のもの

オ 運用 1 別紙 1 の I の 2 の(1)に定める特例地域（以下この運用 1 別紙において「特例地域」という。）において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね 140 ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が 7 億円以上のもの

カ 離島において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね 80 ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が 4 億円以上のもの

キ 特例地域であつて、かつ、離島である地域において行うものにあつては、エからカまでの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね 60 ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が 3 億円以上のもの

ク 別紙様式第 15 号の農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの

(2) 小規模事業

ア 施設が決壊した場合に下流の住宅や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池を含むもの

イ 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであつて、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する 2 か所以上のため池を対象とするもの

(ア) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの

(イ) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの

(ウ) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの

ウ 農業用ため池の受益面積の合計がおおむね 10 ヘクタール以上のもの

エ 農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね 20 ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が 1 億円以上のもの

オ 特例地域において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね 14 ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が 7,000 万円以上のもの

カ 別紙様式第 15 号の農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの

3 ため池群管理体制整備事業

第 1 の 2 の事業と併せ行うもの

第 5 事業計画の変更

調査計画事業及びため池群管理体制整備事業について、次のいずれか

に該当する変更を行ったときは、都道府県知事は、調査計画事業にあつては別紙様式第 1 号、ため池群管理体制整備事業にあつては別紙様式第 15 号により地方農政局長等へ提出するものとする。

1 地区概要の変更

2 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の 30 パーセント以上の増減（調査設計業務等の入札、契約の改善による費用の縮減による事業費の減額であつて、変更前の事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

運用 1 別紙 7（土地改良施設豪雨対策事業）

第 1 事業内容

本事業を構成する調査計画事業及び整備事業の事業内容は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

1 調査計画事業

地域の排水機能を強化するため、既存の土地改良施設の評価に必要な調査を行うとともに、当該施設の整備方針及び期待される効果等を検討し、別紙様式第 18 号の地域排水機能強化計画を策定するものとする。

2 整備事業

地域排水機能強化計画に基づき土地改良施設の豪雨対策を行う。

第 2 事業実施主体

都道府県又は市町村

第 3 交付要件

本事業を構成する調査計画事業及び整備事業の要件は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

1 調査計画事業

- (1) 豪雨により農用地や農業用施設等が被害を受けることが予想される地域又はこの被害を原因として、農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地域であること。
- (2) 既存の土地改良施設を活用した整備により、効果が発現することが見込まれること。

2 整備事業

本事業の対象は、下記のすべてを満たす土地改良施設とする。

- (1) 地域の豪雨に対する防災機能を強化するために、既存施設を活用した整備を行うことで一体的に効果が発現する土地改良施設であって、以下のいずれかに該当する施設
 - ア 築造後における自然的・社会的状況の変化による湛水被害を防止するために整備が必要な施設
 - イ 既存の一連の排水施設において脆弱部を有し、地域の排水に支障が生じている施設
 - ウ 災害発生時の機能喪失を防ぐために対策が必要な施設
- (2) 別紙様式第 18 号の地域排水機能強化計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するもの
 - ア 総事業費の合計がおおむね 800 万円以上のもの
 - イ 防災受益面積の合計がおおむね 30 ヘクタール以上のもの

第 4 事業計画の変更

事業実施主体は、調査計画事業及び整備事業について、次のいずれかに該当する変更を行ったときは、運用 1 別紙 7 別記様式により地方農政局長等へ提出するものとする。なお、市町村が行う事業にあつては、都道府県を通じて報告するものとする。

1 調査計画事業

- (1) 地区概要の変更
- (2) 物価又は労賃の変動によるものを除く調査計画事業の事業費の 10 パーセント以上の増減（調査設計業務等の入札、契約の改善による費用の縮減による

事業費の減額であって、変更前の調査計画事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。)

2 整備事業

(1) 主要な工事計画の著しい変更

(2) 物価又は労賃の変動によるものを除く整備事業の事業費の 30 パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の整備事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。)

運用 1 別紙 7 別記様式（第 4 関係）

変 更 手 続 報 告 書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
（北海道にあっては農林水産省農村振興局長）

都道府県知事

事業計画書を変更したので、報告します。

記

1 地区名

2 事業計画概要書（変更）

※調査計画事業にあっては別紙様式第 16 号、整備事業にあっては別紙様式第 17 号の事業計画概要書を使用し、変更に係る項目については上段（）書きで変更前を記載する。

運用2（水質保全対策事業）

第1 事業内容

1 事業メニュー

水質保全対策事業のメニューは、次表に記載されているとおりとする。

区分	工 種	内 容
1 農業 用排水 施設 整備	(1)水質汚濁等起因する障害を除去するための農業用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更又はこれと併せて行う客土	ア 次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当する障害が生じている場合に、障害を除去するための農業用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更 （ア）人の健康を損なうおそれがある有害な農畜産物が生産されていること （イ）農作物等の生育が阻害されていること （ウ）農作業の能率の低下を来していること （エ）施設の管理に支障を来していること イ アと併せて行う客土 ウ 現にアの（ア）から（エ）までに掲げる障害は生じていないが、応急的な防止措置を実施しなければ容易にそれら障害が発生すると推定される程度の水質汚濁が生じている場合に行う農業用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更 エ ウと併せて行う客土
	(2)水質浄化施設整備	ア 水生生物の有する自然浄化機能を利用した浄化施設整備 イ 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備 ウ その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備 エ 水路及び貯水池のしゅんせつ オ 水質浄化施設の適切な管理を行うための管理用道路、駐車場、発電施設、照明施設、安全施設その他維持管理のために必要な施設整備
	(3)処理施設整備	水質浄化施設により発生した汚泥及び水生生物の適切な回収・処理等を行うための施設整備
	(4)併せ行う施設整備	上記の工種(1)から(3)までのいずれかと併せて行うことが技術的かつ経済的に適当と認められる農業用排水施設、その他の施設整備
2 水質 保全 施設 整備	(1)水質浄化施設整備	ア 水生生物の有する自然浄化機能を利用した浄化施設整備 イ 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備 ウ その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備 エ 水路及び貯水池のしゅんせつ オ 水質浄化施設の適切な管理を行うための管理用道路、駐

		車場、発電施設、照明施設、安全施設その他維持管理のために必要な施設整備
	(2) 処理施設整備	水質浄化施設により発生した汚泥及び水生生物の適切な回収・処理等を行うための施設整備
	(3) 環境保全施設整備	水質浄化施設と一体的に整備することで農村環境や自然環境等の保全に資するための施設整備
	(4) 面源負荷抑制施設整備	非特定汚染源となる農地や農業用排水路等からの負荷流出を抑制するための循環かんがい施設、漏水防止シート、浄化型暗渠排水、自動給水栓、節水かんがい施設、土層改良のための施設、その他負荷抑制に資する施設の整備
	(5) 併せ行う施設整備	上記の工種(1)から(4)までのいずれかと併せて行うことが技術的かつ経済的に適当と認められる農業用排水施設、その他の施設整備
3	支援事業	湖沼の水質保全に係る管理運営体制の整備、施設の最適運用を行うための試験運用、流出入負荷実態の把握及び検証、節水かんがいや濁水の流出を防止する用配水管理を普及させるための技術的指導、水質浄化に配慮した基盤整備導入に伴う掛かり増し経費への助成であって、次のアからウまでの条件をみたすもの ア 区分2の水質保全施設整備と併せて行うもの イ 支援事業実施期間は、原則として区分2の水質保全施設整備の完了予定の年の2年前から3年間とする ウ 支援事業費は区分2の水質保全施設整備の費用の5パーセント以内とする
4	先導的モデル事業	農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去するための新技術を導入した水質浄化施設、維持管理施設、処理施設等の施設整備であって、区分1の工種(1)のア又はイに掲げる要件に該当する地域において、新技術を導入した工事を実施し、当該技術の活用と普及を行うもの
5	耕土流出防止施設整備	(1) 流出水対策施設整備 農用地又はその後背地からの流水を排水施設等に導く承水路、排水施設及び沈砂施設等の整備 (2) 発生源対策施設整備 農用地又はその周辺の土地の土壌の流出を防止するための法面保護、植生、勾配抑制、土層改良、暗渠排水等の土砂流出防止対策のための工事 (3) 保全対策施設整備 既存の土砂流出防止施設の土砂補足能力及び維持管理作業の作業性、安全性等を向上させるための軽微な変更 (4) 営農連携事業 水質保全に係る営農対策に要する資材支援、管理体制整備に係る活動支援、新たな耕土流出防止技術開発への支援であって、次のア及びイを満たすもの

		ア 上記の工種(1)から(3)までのいずれかと併せて行うもの イ 上記の工種(1)から(3)までの費用の合計の5パーセント以内とする
6	水質保全施設改修工事	区分1、2又は5の事業で整備された施設における自然的・社会的状況の変化等による機能低下を防止するために行う当該施設の変更

2 実施主体

水質保全対策事業の実施主体は、下記のとおりとする。

- (1) 第1の1の事業メニューの区分1、4及び6の実施主体は都道府県又は団体とする。
- (2) 第1の1の事業メニューの区分2及び3の実施主体は都道府県又は市町村とする。
- (3) 第1の1の事業メニューの区分5の実施主体は鹿児島県又は鹿児島県下の市町村に限る。

3 対象地区

第1の1の事業メニューの区分1を実施するにあたっては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の農業振興地域整備計画が定められた農用地区域（農業振興地域整備計画が定められていない市町村にあっては同法第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域、農業振興地域の指定が行われていない市町村にあっては同法第4条第1項の農業振興地域整備基本方針に定められた農業振興地域として指定することを相当とする地域）を主たる受益地とすること。

第2 事業の実施等

1 事業計画

実施主体は、要綱第7の2に定める実施要件確認に必要な資料として、第1の1の事業メニューの区分1及び4については次の(1)及び(2)、区分2及び3については(1)、(2)及び(3)、区分5については(1)、(2)及び(4)、区分6については(5)の書類を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、その他都道府県にあっては地方農政局長をいう。以下この別紙において同じ。）に提出するものとする。

なお、第2の2の交付要件の(1)に基づいて、都道府県農業用水基準を定めた場合は、次の(6)の書類を提出するものとする。

- (1) 事業計画概要書（様式1、様式2）
- (2) 事業計画平面図
- (3) 農村地域水質保全計画

農村地域水質保全計画は、次に定めるところによるものとする。

ア 都道府県知事は、農村地域及び公共用水域（水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条に規定するものをいう。）における水質汚濁が環境保全上及び農業利水上問題となっている地域を対象として、農村の現状、公共用水域の水質保全計画等（湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 4 条第 1 項に規定する湖沼水質保全計画、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 3 第 1 項に規定する総量削減計画及び環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき定められた水質の汚濁に係る環境上の条件について人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下この別紙において「環境基準」という。））を勘案して農村地域水質保全計画を作成するものとする。

イ 農村地域水質保全計画の内容は次のとおりとする。なお、この計画を作成する場合には、あらかじめ費用負担予定者及び施設の予定管理者の同意を得るものとする。

（ア）農村地域水質保全計画の目的

（イ）流域内の水質の現状

（ウ）汚濁の原因

（エ）水質保全の目標

a. 水質保全の目標

b. 水質基準

c. 環境に対する影響及び効果

（オ）水質保全を図るための施設整備の概要

（カ）附帯施設整備の概要

（キ）関連他事業の内容

（ク）施設維持管理予定者

（ケ）施設維持管理方法

ウ イの（エ）の b の水質基準は、環境基準その他都道府県知事が必要と認める事項を基本とするとともに、次に掲げる事項に十分留意して作成するものとする。

（ア）当該農業水利施設の現在の利用目的及び将来の利用目的の推移に配慮すること。

（イ）当該農業水利施設の水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。

（ウ）当該農業水利施設の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。

（エ）水質保全の目標達成のための施策との関連に注意すること。

（オ）当該農業水利施設からの排出先である公共用水域において指定されている水域類型の環境基準を考慮すること。

（4）耕土流出防止環境保全管理計画（以下この別紙において「保全管理計画」という。）

ア 保全管理計画は、次に掲げる事項を内容として作成すること。

(ア) 耕土流出防止対策実施計画

- a. 計画地域内の土地利用計画
- b. 農地の整備状況及び整備計画
- c. 計画地域内において有効な流出防止対策の概要

(イ) 営農的対策実施計画

- a. 環境保全営農計画
- b. 土づくり計画
- c. 推進体制

(ウ) 施設維持管理計画

- a. 施設ごとの管理主体
- b. 施設の維持管理計画

(エ) 事業実施計画

- a. 主要施設計画
- b. 事業費の総額及び内訳

- イ 県営事業の場合にあつては、県知事は、保全管理計画を作成するにあたり、実施区域に係る市町村長と協議するものとする。
- ウ 実施主体が市町村の場合にあつては、市町村長は、保全管理計画を作成するにあたり、県知事の承認を得るものとする。

(5) 事業計画概要書（様式3）

(6) 都道府県農業用水基準

都道府県知事が策定する都道府県農業用水基準の内容は次のとおりとする。

ア 農村振興局長が別に定める条件によらない理由

イ 水質基準及びその根拠

2 交付要件

第1の1の事業メニューの区分1から4までを実施しようとするときは次の(1)、(2)いずれかを満たすこと。なお、区分3を実施しようとするときには加えて次の(3)も満たすこと。区分5を実施しようとするときは次の(4)を、区分6の事業を実施しようとするときは次の(5)を満たすこととする。

- (1) 農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行う事業であつて、次のア又はイの受益面積を満たすもの。農村振興局長が別に定める条件を満たしているかどうかの判定は、次の基準値及び測定法により行うものとする。ただし、次のウ及びエに掲げる項目以外に水質障害が認められる項目が存する場合、又は作目等によって別途基準値を定める必要がある場合において、農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるときは、都道府県知事は、農業用水に関する項目及び基準値（以下この別紙において「都道府県農業用水基準」という。）について、当該都道府県を単位として定め、「農村振興局長が別に定める条件」に代えることができるものとする。

ア 大規模事業

受益面積の合計がおおむね400ヘクタール以上のものであつて、次のいずれ

かに該当するもの

(ア) 老朽化したため又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因してぜい
弱化したため生ずるおそれがある決壊その他の事故による災害を防止する
ため必要があるもの

(イ) 農用地のたん水を排除するため必要があるもの

(ウ) 地盤の沈下に起因して、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能
率が低下することを防止するため必要があるもの又は地盤の沈下を防止す
るための農業用地下水の採取の規制により必要とされるもの

イ 小規模事業

受益面積の合計がおおむね 10 ヘクタール以上のもの

ウ 農業用水に関する水質の基準値及び測定法

項 目	基準値	測 定 法
水素イオン濃度 (p H)	6.0 以下又は 7.5 以上	日本工業規格 K0102 (以下「規格」とい う) 12・1 に掲げる方法
化学的酸素要求量 (C O D)	6 mg/1 以上	規格 17 に掲げる方法
無機浮遊物質 (S S)	100 mg/1 以上	昭和 46 年 12 月 28 日環告 59 附表 6 に掲 げる方法
溶存酸素 (D O)	5 mg/1 以下	規格 32 に掲げる方法
全窒素濃度 (T-N)	1 mg/1 以上	昭和 46 年 12 月 28 日環告 59 附表 7 に掲 げる方法
砒 素	0.05 mg/1 以上	規格 61 に掲げる方法
シアン	検出されること	規格 38・1・2 及び 38・2 又は 38・1・2 及 び 38・3 に掲げる方法
アルキル水銀	〃	昭和 46 年 12 月 28 日環告 59 附表 4 の第 1 及び第 2 に掲げる方法
有機リン	〃	昭和 46 年 12 月 28 日環告 59 附表 1 及び 2 又は規格 31・1 に掲げる方法
カドミウム	0.01 mg/1 以上	規格 55・2 に掲げる方法
鉛	0.1 mg/1 以上	〃 54・2 〃
クロム	0.05 mg/1 以上	〃 65・2 〃

エ 農業排水に関する水質の基準値及び測定法

項 目	基準値	測 定 法
水素イオン濃度 (p H)	6.0 以下又は 8.5 以上	規格 12・1 に掲げる方法

生物化学的酸素要求量 (BOD)	10 mg/1 以上	規格 21 に掲げる方法
浮遊物質 (SS)	ゴミ等の浮遊が 認められること	昭和 46 年 12 月 28 日環告 59 附表 6 に掲 げる方法
溶存酸素量 (DO)	2 mg/1 以下	規格 32 に掲げる方法

(2) 農業用排水施設内の水質及び農業用排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質が、良質な農業用水の確保及び農村地域の環境保全を目的として都道府県知事が策定する農村地域水質保全計画の水質基準を満たしていない地域で行う事業であって、受益面積の合計がおおむね 20 ヘクタール以上のもの。

(3) 指定湖沼（湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 3 条第 1 項により指定される湖沼をいう。）の流域内で行うもの。

(4) 奄美群島（奄美群島振興特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に定める地域をいう。）の受食性の高い土壌（国頭マージ、島尻マージ、ジャーガル等）に覆われた地帯であること。

ア 実施主体が県の場合は、保全管理計画内の農用地面積が 20 ヘクタール以上であること。

イ 実施主体が市町村の場合は、保全管理計画内の農用地面積が 10 ヘクタール以上であること。

(5) 管理者により点検がなされている等適切に管理されている施設であって、以下の要件を満たす施設に係る事業であること。

ア 2 の(1)の地域で整備した施設

(ア) 大規模事業

受益面積の合計がおおむね 400 ヘクタール以上のものであって、(1) のアの(ア)から(ウ)のいずれかに該当するもの。

(イ) 小規模事業

受益面積の合計がおおむね 10 ヘクタール以上のもの

イ 2 の(2)の地域で整備した施設

受益面積の合計がおおむね 20 ヘクタール以上のもの

ウ 2 の(4)の地域で整備した施設

(ア) 県営事業 保全管理区域内の農用地面積が 20 ヘクタール以上のもの

(イ) 市町村営事業 保全管理区域内の農用地面積が 10 ヘクタール以上のもの

3 事業の実施

(1) 第 2 の 1 の(3)のアの「農村地域及び公共用水域における水質汚濁が環境保全上及び農業利水上問題となっている地域」とは、次に掲げるアからウまでのいずれかの地域であって、第 1 の 1 の事業メニューの区分 1 の工種(2)から(4)までの施設整備を行う場合は、エ又はオの要件を満たしている地域とする。

ア 住民及び地方公共団体から水質汚濁について苦情や改善要望等が寄せられている地域

イ 農業用排水の水質が排水先の公共用水域の水質環境基準等を満足していない地域

ウ その他農村地域の環境保全について農村振興局長が特に必要と認める地域
エ 農業用排水の水質汚濁により農作物に被害等が生じているか又は生ずるお
そのある地域

オ 農業用排水の水質汚濁により農業用排水施設の維持管理費の増嵩等農作
業に支障が生じているか又は生ずる恐れのある地域

(2) 第1の1の事業メニューの区分1の工種(1)のアに掲げる要件に該当する場合
であっても、障害発生につき原因者による補償が可能であるもの又は通常の維持
管理を怠ったことがその障害の発生の原因となっていることが明らかであるもの
については、水質保全対策事業としては実施しないこととする。

(3) 第1の1の事業メニューの区分4の実施にあたっては、次に掲げる内容に留意
することとする。

ア 新技術とは、水質浄化に係る工事の新技術のうち近年開発されつつある新しい
工法、設計等又は他分野では技術的に確立されているものの、農業分野では全国
レベルの技術が確立されていない工法、設計等で、次のいずれかに該当するもの
をいう。

(ア) 経済的な事業執行に資すると認められるもの

(イ) 農業の生産性向上に資すると認められるもの

(ウ) 自然環境の保全に資すると認められるもの

イ 地方農政局長等は、水質浄化に係る工事の技術であってアに規定する技術に
準ずるものを、実施しようとする都道府県における当該技術の普及の程度を勘
案して新技術として認めることができるものとする。

ウ 都道府県知事は、次に掲げる事項を内容とする先導的モデル地区計画を策定
し、提出書類とするものとする。なお、この計画を策定する場合には、あらか
じめ費用負担予定者及び施設の予定管理者の同意を得るものとする。

(ア) 新技術導入計画

a. 新技術の概要

b. 新技術の導入理由

c. 予想される適用効果

d. 従来技術との比較等

(イ) 水質浄化施設整備計画

a. 水質浄化施設工事計画

b. 水質浄化施設維持管理計画

c. 水質浄化施設の工事及び維持管理に係る費用負担

エ 事業費のうち国の交付金を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体
の費用をもって充当するよう努めるものとする。

(4) 第1の1の事業メニューの区分2の工種(4)及び区分5の工種(2)に掲げる暗渠
排水のうち、市町村または土地改良区が所有するとともに、災害対策基本法第42
条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被
害の発生防止を図ることが位置づけされているものを地域排水型暗渠排水と称す
る。

なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。

4 事業計画の変更

(1) 事業計画の重要な部分の変更は、次に掲げる場合とする。

ア 第1の1の事業メニューの区分1から4又は区分6までの事業計画を変更する場合

(ア) 受益面積の10パーセント以上に及ぶ増又は減

(イ) 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の10パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

(ウ) 主要工事計画であって、次に掲げるもの

a. 用排水系統の著しい変更

b. ダム、頭首工、用排水機及び用排水樋門等の基盤整備の新設又は廃止

c. bに掲げる施設の設置位置の大幅な変更

d. 水路延長の20パーセント以上に及ぶ増又は減

e. そのほかaからdまでに準ずる主要工事計画の変更

イ 第1の1の事業メニューの区分5の事業計画を変更する場合

(ア) 事業実施主体の変更

(イ) 事業実施区域の著しい変更

(ウ) 施設管理主体の大幅な変更

(エ) 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の30パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

ウ 第1の1の事業メニューの区分1、4又は区分6を土地改良法に基づいた団体営事業として実施する場合、実施主体は、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。

(ア) 事業の施行に係る地域についての次に掲げる変更

a. 事業の施行に係る地域の変更であって、これに伴う受益面積（農地開発を伴う事業にあっては造成農地面積をいう。）の増又は減が10パーセント以上となる変更。

b. 事業別目的面積又は造成面積の利用区分別面積のそれぞれの増減が20パーセント以上となる変更及びその位置の著しい変動。ただし、それぞれの増減が受益面積全体の10パーセントに満たない場合は、この限りではない。

(イ) 主要工事計画について、平成18年9月25日農林水産省告示1272号（土地改良法施行規則第38条の2等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定めるものを定める件。以下「告示」という。）第一号（一）イ（ア）から（ウ）まで、（二）イ（ア）及び（イ）、（三）イ（ア）及び（イ）、

(四) イ並びに(五) イに掲げる変更

(ウ) 事業費であって告示第2号に規定されているものについての変更

(2) 実施主体が事業計画の重要な部分の変更を行ったときは、様式1、様式2又は様式3により地方農政局長等へ提出するものとする。

第3 助成

1 国は、予算の範囲内で水質保全対策事業に関連して必要となる経費について、実施主体に助成するものとし、対象となる経費は次のとおりとする。

なお、本事業により整備された発電施設により再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(以下この別紙において「固定価格買取制度」という。)による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。ただし、都道府県、市町村又は土地改良区等(土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下この別紙において同じ。)が本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、固定価格買取制度により売電を行う場合にあっては、この限りでない。

(1) 工事費

- ① 本工事費
- ② 附帯工事費
- ③ 測量設計費
- ④ 用地費及び補償費
- ⑤ 船舶及び機械器具費
- ⑥ 換地費
- ⑦ 実施設計費
- ⑧ 調査費(第1の1の事業メニューの区分3及び5の工種(4)にかかるもの)
- ⑨ 技術指導費
- ⑩ システム整備費

第4 発電施設における固定価格買取制度との調整等

- 1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等(土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下本項において同じ。)が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」(平成26年4月1日付け26農振第2313号農林水産省農村振興局長通知)に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。
- 2 本事業で設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和2年11月末日までに交付要綱第4に規定する事業の交付申請等を行い、その後交付決定を受けて整備するものについてはこの限りではない。

- (1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。
- (2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、管理所内の電気設備に発電電力を直接供給できる機能を有すること。

第5 その他

第1の1の事業メニューの区分1及び4は、土地改良法(昭和24年法律第195号)、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)及び土地改良法施行規則(昭和24年農林水産省令第75号)その他の法令に定めるところによる。

第1の1の事業メニューの区分2、3及び5は、土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施する。

第6 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業)(平成23年4月1日付け22農振第2185号)に基づき採択された事業が水質保全対策事業に移行する場合における採択要件の取扱いについては、地域自主戦略交付金交付要綱の例による。
- 2 地域自主戦略交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業)(平成23年4月1日付け22農振第2185号)番号16 水質保全対策事業に係る運用の第2の規定に基づいて、平成24年度及び平成25年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。

水質保全対策事業 事業計画概要書

<様式 1 >

都道府県名		チ ク メ イ 地区名		水系		事業実施主体	
所在地					工期		関係市町村
目的及び必要性							
事業計画の概要							
事業対象地区の設定							
受益(流域)面積(ha)		水田	畑	樹園地	その他	合計	受益農家数(戸)
地 域 指 定		農振指定	特農	過疎			
現況主要施設	施設名	型式・種類	規模・規格(高, 幅, 延長等)			整備時期	
関連事業	事業名	工 期	受 益	総事業費	進捗率	本事業との関連	
				千円	%		
水質保全の目標	水質項目	現 況	目 標	対策の内容			
法 統	公 告	・	申請	公告事業費		千円	
	同意率	人／	人×100＝	%	申請事業費	千円	
農 業 農 村 基 盤 整 備 事 業 (①)	工 種		内 容		事 業 費		
	工事費				千円		
	小 計				千円		
	その他経費						
	合 計				千円		
	支援事業・先導的モデル事業の内容(※実施する場合)						
効 果 促 進 事 業 (②)	内 容				事業費		
					千円		
	合 計				千円		
総事業費(①+②)				千円			
事業効果	効果区分		効果額		10aあたり		投資効率
	〇〇効果		千円		千円		
	合 計		千円		千円		
施設の予定管理者及び予定管理方法							
事業費負担区分	区 分	国	都道府県	市町村	受益者	備 考	
	割 合	%	%	%	%		
ア ロ ケ	共同事業者				算定方式		
	事業内容				負 担 率		
備 考							

※本様式は、事業メニューの区分1から4までを実施するときを作成するもの。

水質保全対策事業 事業計画概要書

<様式2>

都道府県名		チ ク メ イ 地区名		水系		事業実施主体		農業農村基盤整備事業（①）	工 種	内 容	事 業 費			
所在地				工期		関係市町村			工事費			千円		
地区概要								小 計			千円			
									その他経費					
排水状況								合 計				千円		
									営農状況 (営農的対策)					
事業対象地区の設定								効果促進事業（②）	内 容		事業費			
											千円			
受益面積(ha)	水田	畑	樹園地	その他	合計	受益農家 数(戸)	流域面積 (ha)	合 計		千円				
								総事業費（①+②）		千円				
地域指定	農振指定	特農	過疎	その他				事業 効果	効果区分	効果額	10aあたり	投資効率		
									〇〇効果	千円	千円			
現況 主要 施設	施設名	型式・種類	規模・規格(高, 幅, 延長等)				整備時期	施設の予定管理者 及び予定管理方法	合 計		千円	千円		
関連 事業	事業名	地区名	工期	総事業費	進捗率	本事業との関連		事業費 負担区分	区 分	国	都道府県	市町村	受益者	備 考
				千円	%		割 合		%	%	%	%		
								ア ロ ケ	共同事業者	算定方式				
								事業内容	負 担 率					
目標	項 目	現況	目標	対策内容				備考						

※本様式は、事業メニューの区分5を実施するときを作成するもの。

(様式3)

水質保全対策事業 事業計画概要書

都道府県名		地区名		所在地		着手年度		事業実施主体					
受 益 面 積	総 事 業 費	効 果				t 当 たり 事 業 費	10 アール 当 たり 事 業 費	負 担 区 分					備 考
		農 業 関 係			その他			国 費	県 費	地 元 負 担 金			
		農作物	農地・ 施設	計						市町村	賦課金	その他	
ha	円	t 円	か所 円	円	か所 円	円	円	円	円	円	円	円	
現 況													
計 画													
主 要 工 事													
ため池 基 本 台 帳	登 録 年 度					更 新 年 度							

(注) 5 万分の 1 の位置図を添付すること。

別紙 3 - 2（農地防災に係る取扱い）

第 1 趣旨

実施要綱第 2 の 1 の (2) の①のアの(ウ)に掲げる農地防災の取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、別紙 3 - 1 及びこの取扱いの定めによるところによる。

第 2 防災ダム事業

- (1) 運用 1 別紙 1 の I の 1 の (3) の地震対策ため池防災工事のうち管理施設整備工事のみを行う場合には、あらかじめ事業完了後の施設の予定管理者及び維持管理計画を明らかにするとともに、事業費のうち国の助成を除いた残額は都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。
- (2) 防災ダム等利活用保全施設整備工事（運用 1 別紙 1 の I の 1 の (4) の防災ダム等利活用保全施設整備工事をいう。以下この別紙において同じ。）は、運用 1 別紙 1 の I に掲げる要件のほか、次に定める要件を満たすものとする。
 - ア 防災ダム等の保全・管理向上、周辺環境の保全及び利活用を図る上で、必要と認められるものであること。
 - イ 防災ダム等利活用保全施設整備工事の実施につき、地元の農業者その他住民、市町村及び農業団体の意欲が高い地域において行われるものであること。
- (3) 防災ダム等利活用保全施設整備工事の内容は、次に定めるものとする。

ただし、貯水池内で行う工事については、防災ダム等の機能及び管理上支障を与えないものに限るものとする。

 - ア 景観の保持及び管理のための貯水池内の整備
 - イ 親水のための石積護岸、ブロック積等の整備
 - ウ 防災ダム等の利活用を考慮した管理用道路、防護柵、管理棟の整備、法面整形・保護工、侵食防止工
- (4) 防災ダム等利活用保全整備工事は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）による土地改良事業以外の事業として実施する。
- (5) 運用 1 別紙 1 の I の 1 の (1) の防災ダム工事及び 2 の (2) の防災ため池工事のうち 2 の (2) のアの(ア)の a 並びに(イ)の a（ただし、豪雨による決壊を防止するために行う工事であって、施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池を除く。）により農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の 50% 未満のものに限る。
- (6) 施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池で工事を実施する場合にあっては、工事を実施するため池が災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき作成する市町村地域防災計画に位置付けられることとする。
- (7) 施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池で工事を実施する場合にあっては、事業費のうち国の助成を除いた残額は都道府県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

第 3 ため池等整備事業

- (1) 大規模事業の対象とする施設は、運用 1 別紙 1 の II に掲げる要件のほか、次に定める要件を満たすものとする。

ただし、維持管理に係るものは除くものとする。

 - ア ため池（災害防止用のダムを含む。以下この別紙において同じ。）にあっては、次の要件を満たすもの

- (ア) 堤高がおおむね 10 メートル以上又は貯水量がおおむね 10 万立方メートル（中山間地域（運用 1 別紙 1 のⅡの 2 の(3)の中山間地域をいう。以下同じ。）にあっては、おおむね 5 万立方メートル）以上のもの
- (イ) 当該ため池の決壊による想定被害額（以下この別紙において「想定被害額」という。）がおおむね 1 億円以上で、かつ、農業関係（農用地、農業用施設、農作物、家畜、農業用建物及び農機具等）以外の被害額が 5,000 万円以上を占め、更に、関係市町村住民 100 名以上の生命に危険が予測されるもの（中山間地域にあっては、想定被害額が 5,000 万円以上で、かつ、関係市町村住民の生命に危険が予測されるもの）
- イ 頭首工、樋門、用排水機場及び水路にあっては、次の要件を満たすもの
 - (ア) 頭首工（集水渠を含む。以下この別紙において同じ。）にあっては、流域又は河状の変化等により周辺の農用地その他に被害を与えるおそれのあるものであって、次のいずれかに該当するもの
 - a 決壊又は護床、護岸等の不備により、堤防又は公共施設等に重大な影響が生ずるおそれのあるもの
 - b 流木、土砂堆積等により可動堰が機能障害を受け、洪水の流下を阻害しているもの
 - (イ) 樋門（水門、樋管を含む。以下この別紙において同じ。）にあっては、堤防と一体となっている樋門であって、脆弱化による浸水又は漏水により、周辺の農用地、堤防又は公共施設等に重大な影響が生ずるおそれのあるもの
 - (ウ) 用水又は排水の機場にあっては、次のいずれかに該当するもの
 - a 排水機場で施設の脆弱化による排水機能の低下により被害が生じているもの
 - b 用水又は排水の機場で施設の脆弱化により堤防又は公共施設等に被害を与えるおそれのあるもの
 - (エ) 水路にあっては、次のいずれかに該当するもの
 - a 山腹部に築造された水路であって、土砂崩壊、山地流域からの流入等により、下位部の農用地、農業用施設、人家等に被害を与えるおそれのあるもの
 - b 盛土又は軟弱基盤上に築造された水路であって、漏水又は脆弱化による用排水機能の低下により、周辺の農用地、農業用施設、人家等に被害を与えるおそれのあるもの
 - c 一連の効用を有する水路のうち、トンネル部の崩壊の危険が顕著であり、早急に補強等を要するもの
 - d サイホン、水路橋、暗渠等の損傷により、周辺の農用地その他に被害を与えるおそれのあるもの
 - e a～d と一連の施設であって、分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適當なもの
- (2) 小規模事業の対象とするもののうち頭首工、樋門、用排水機場及び水路は、運用 1 別紙 1 のⅡに掲げる要件を満たすほか、流域又は河状の変化、土砂崩壊、施設の脆弱化等により、周辺の農用地その他に被害を与えるおそれのあるもので早急に整備を要するもの及びこれらと一連の施設であって、分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適當なもの
ただし、維持管理に係るものは除くものとする。
- (3) ため池整備工事（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(1)のため池整備工事をいう。以下この別紙において同じ。）、ため池整備工事（特別対策型）（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(2)のため池整備工事（特別対策型）をいう。以下この別紙において同

じ。)及びため池整備工事(都市型緊急整備事業)(運用1別紙1のⅡの1の(3)のため池整備工事(都市型緊急整備事業をいう。以下この別紙において同じ。))で実施するため池等の廃止は、ため池等の安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とし、機能を廃止する上で必要最低限の整備であって、当該ため池等の周辺のため池等の整備と一体的に行うものに限るものとする。

- (4) ため池整備工事(都市型緊急整備事業)の対象となるため池は、公共施設、周辺人家等の想定被害額がおおむね1億円以上であるものに限るものとする。
- (5) 利活用保全整備工事(ため池利活用保全整備工事(運用1別紙1のⅡの1の(1)のカ、(2)のカ及び(3)のオのため池利活用保全整備工事をいう。以下同じ。))及び用排水施設等利活用保全整備工事(運用1別紙1のⅡの1の(5)のエ及び(6)のイの用排水施設等利活用保全整備工事をいう。以下同じ。))の内容は、次に掲げるものとする。

ア 用排水施設等利活用保全整備工事により実施するもの

(ア) 親水のための石積護岸、ブロック積等及び利用者の安全のための防護柵等の整備

(イ) 特認施設(利活用を考慮した照明設備、放送設備その他農村民局長が特に必要と認める施設)整備

イ ため池利活用保全整備工事で、当該工事以外の整備と併せて行うもの

(ア) 親水・景観保護のための施設

親水護岸又はこれらに類するもの

(イ) 生態系保全のための施設

蛸ブロック、魚巢ブロック、草生又はこれらに類するもの

(ウ) 造成された施設の適切な利用と保全を図るための施設

安全管理上必要な巡回用道路(必要最小限の管理用駐車スペースを含む)

・通路、案内板、照明、消雪施設又はこれらに類するもの。

ただし、運用1別紙1のⅡの1の(1)のア、(2)のア及びウの工事と併せて行う場合にあっては、巡回用道路、安全施設又はこれらに類するものに限ることとする。

(エ) a ため池の本来的な貯水機能に併せて緊急時の消防用水、生活用水等の貯水機能を付加させるために行う堤体の嵩上げ又はしゅんせつ及び防災用水として利用するために必要な取水施設、導水路、遊水池等の整備

b しゅんせつ土の利用等による避難地等の基盤整備

c a又はbと併せ行う安全施設、土砂ダム堰堤等の管理施設の整備

ウ ため池利活用保全整備工事で、イの他に行うもの

(ア) ため池の本来的な貯水機能に併せて緊急時の消防用水、生活用水等の貯水機能を付加させるために行う堤体の嵩上げ又はしゅんせつ及び防災用水として利用するために必要な貯水機能等の整備

(イ) (ア)と併せ行う安全施設及び巡回道路等の整備

- (6) 管理施設の新設のみの場合にあっては、法律の規定等によりその設置を義務付けられ、又は設置の指示のあったもので、洪水等から安全を確保するために必要なものに限るものとする。

- (7) ため池のしゅんせつ工事は、次のア又はイの要件を満たすものとする。

ア ため池機能保全工事(運用1別紙1のⅡの1の(1)のウのため池機能保全工事をいう。以下この別紙において同じ。))で行うため池のしゅんせつ工事であって次のすべてに該当するものであること。

(ア) 貯水量に対する堆砂率がおおむね10パーセント以上のもの

(イ) 地域資源の有効利用の観点から、ため池のしゅんせつ土を耕土、基盤土

等として利用するもの

(ウ) ため池の安全性を損なわないもの

イ ため池機能保全工事以外で行うため池のしゅんせつ工事のうち、ため池の堤体に係る工事と併せて行うものであって、次のいずれかに該当するものであること（代替工事として嵩上げ工事を含む。）

(ア) 流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等の特殊要因による堆砂を対象とし、かつ、次のいずれかの要件に該当するもの。

a 貯水量がおおむね 30 万立方メートル以上のものであって、貯水量に対する堆砂率がおおむね 10 パーセント以上のもの

b 貯水量がおおむね 10 万立方メートル以上 30 万立方メートル未満、堤高がおおむね 10 メートル以上のものであって、堆砂量がおおむね 3 万立方メートル以上のもの

(イ) 池敷地内の土地造成に係るものであって、当該土地が公共の用に供され、かつ、その面積がおおむね 1,000 平方メートル以上のもの

(8) ため池整備工事、ため池整備工事（特別対策型）及びため池整備工事（都市型緊急整備事業）として実施する土砂ダム堰堤工事は、ため池の堤体に係る工事と併せて行うものに限るものとする。

(9) 運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(1)、(2)及び(3)の旧農業用ため池を対象に行う場合にあっては土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施する。

(10) 運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(2)並びに 2 の(3)、(4)、(6)及び(7)の「中山間地域」とは、次のとおりとする。

ア 次の市町村又は地域を含む市町村の区域

(ア) 過疎法第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。））、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

(イ) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村

(ウ) 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

(エ) 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

(オ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された特定農山村地域

イ アに準じる地域であって地方農政局長が特に必要と認めた市町村の区域

(11) ため池整備工事（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(1)のイを除く。）、ため池整備工事（特別対策型）（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(2)のイを除く。）及びため池整備工事（都市型緊急整備事業）（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(3)のイを除く。）の対象とするため池のうち、受益面積が 10 ヘクタール未満のものにあっては、次の要件のすべてに該当するもの

ア ため池の貯水量がおおむね 1,000 立方メートル以上であること。

イ ため池に関係する農家が 2 戸以上であること。

ウ ため池周辺の住民の生命に対する危険又は主要な公共施設に対する被害が予測されること。

エ 災害防止のため、応急工事等を実施したものであること。

オ ため池の廃止の場合にあっては、当該ため池の用水の転換が可能であること。

- (12)ため池整備工事（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(1)のイを除く。）、ため池整備工事（特別対策型）（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(2)のイを除く。）及びため池整備工事（都市型緊急整備事業）（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(3)のイを除く。）の対象とするため池のうち、受益面積が 10 ヘクタール未満のものの事業実施主体は、市町村、土地改良区、農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるもの（以下この別紙において「団体」という。）とする。

ただし、高度な技術を要するものであって、受益面積がおおむね 2 ヘクタール以上のものについては、都道府県を事業実施主体とすることができる。

- (13)ため池整備工事（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(1)のアを除く。）、ため池整備工事（特別対策型）（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(2)のアを除く。）及びため池整備工事（都市型緊急整備事業）（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(3)のアを除く。）のうち、農業用ため池を対象として行われる場合の事業実施主体は、受益面積がおおむね 10 ヘクタール（中山間地域において行われるものにあつては、おおむね 5 ヘクタール）以上のものにあつては、都道府県、受益面積がおおむね 5 ヘクタール（中山間地域において行われるものにあつては、おおむね 2 ヘクタール）以上 10 ヘクタール（中山間地域において行われるものにあつては、5 ヘクタール）未満のものにあつては原則として団体とする。ただし、高度な技術を要するものについては、都道府県とすることができる。

- (14)運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(5)のイを行う場合にあつては、当該事業内容の欄に掲げる要件のほか、次に定める要件を満たすものとする。

ア 現に農業用水利施設としての機能を有しているもの

イ 過去に溢水等により周辺地域に被害をもたらしたことのある施設であり、現に農業被害をもたらしているもの

ウ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に掲げる防災計画に定められている施設又は定められる予定の施設であること。

- (15)ため池整備工事（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(1)のアを除く。）、ため池整備工事（特別対策型）（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(2)のアを除く。）及びため池整備工事（都市型緊急整備事業）（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(3)のアを除く。）の「ため池再編総合整備計画」は次に定めるところによるものとする。

ア ため池の農業的利用を基本としつつ、ため池の多面的な活用を図り、地域の防災安全度の向上、水利用の合理化、ため池管理の効率化並びに水辺環境の保全及び活用に資するものとする。

イ 同一水系又は受益地の重複した複数のため池の存在する地域を対象とする。

- (16)都道府県知事は、運用 1 第 2 の規定によりため池整備工事、ため池整備工事（特別対策型）、ため池整備工事（都市型緊急整備事業）及び利活用保全整備工事を実施するときは、当該ため池再編総合整備計画書を、別紙様式第 1 号の事業計画概要書に添付するものとする。

- (17)ため池整備工事（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(1)のアを除く。）、ため池整備工事（特別対策型）（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(2)のアを除く。）及びため池整備工事（都市型緊急整備事業）（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(3)のアを除く。）で実施するため池のしゅんせつ工事は、次のいずれかに該当するものとする。

- ア 廃止するため池の埋立並びに池敷内又は池敷周辺の土地造成に係るものであって、当該土地が公共の用に供されるもの
- イ 新たに容量増加を行うため池に係るしゅんせつであって、防災安全度の向上、水利用の合理化等に資するもの
- (18)ため池整備工事（特別対策型）を旧農業用ため池で行う場合に対象とするため池は、次の要件のすべてに該当するものとする。
- ア 旧農業用のため池であること。
- イ ため池の貯水量がおおむね 1,000 立方メートル以上であること。
- ウ ため池の廃止の場合にあっては、埋立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること。
- エ 市町村等地方公共団体による事業完了後の維持管理計画が明らかになっていること。
- オ 従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであって、かつ、他の用途に使用していないものであること。
- (19)ため池整備工事（特別対策型）を旧農業用ため池で実施した場合の事業費のうち国の助成を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。
- (20)ため池緊急防災対策事業（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(8)のため池緊急防災対策事業をいう。以下この別紙において同じ。）の実施に当たっては、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく地域防災計画に位置付けられているため池については、原則としてその対象とするものとする。また、事業実施主体は、事業の成果が地域防災計画に反映されるよう配慮するものとする。
- (21)計画的に防災対策を推進するため、ため池緊急防災対策事業により整備される台帳（以下この別紙において「ため池基本台帳」という。）の記載事項について、変更、追加又は削除等の必要が生じた場合には所要の更新が行われるよう、事業実施主体はため池基本台帳の管理体制を整備するものとする。
- (22)ため池緊急防災対策事業の実施に当たって、事業費のうち国の助成を除いた残額は事業実施主体の費用を持って充当するよう努めるものとする。
- (23)「地震対策上緊急性の高い地域」（運用 1 別紙 1 のⅡの 2 の(7)の「地震対策上緊急性の高い地域」をいう。以下この別紙において同じ。）とは、運用 1 別紙 1 別表第 1 に掲げる地域をいう。
- (24)ため池整備工事のうち、地震対策上緊急性の高い地域における、地震発生時にため池の水を放流するための工事の内容は、次に定めるものとする。
- ア ため池の水を迅速かつ安全に放流するための底樋、下流側水路等の新設又は改修
- イ アの施設の機能を発揮させるための堆砂土のしゅんせつ又は放水バルブを遠隔操作するための施設等の整備
- ウ ア又はイと併せ行う管理用道路、安全施設、土砂ダム堰堤等の附帯施設の整備
- (25)ため池整備工事のうち、地震対策上緊急性の高い地域における、地震発生時にため池の水を放流するための工事を土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施するに当たっては、事業費のうち国の助成を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。
- (26)地域防災のための施設の整備（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(1)のカの c の地域防災のための施設の整備をいう。以下この別紙において同じ。）に当たっては、次の要件のすべてに該当するものとする。
- ア 緊急時の防災用水量がおおむね 400 立方メートル以上であること。
- イ 災害対策基本法に掲げる都道府県等の防災計画に定められた又は定められ

る予定がある施設であること。

(27) 地域防災のための施設の整備に当たっては、事業費のうち国の助成を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

(28) 運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(1)のエ、(2)のエ及び(3)のウを行うに当たって留意すべき事項及び事業内容については次のとおりとする。

ア ため池の水質汚濁に起因する農作物の生育阻害又は農作業の効率の低下等を防止するために必要な農業用排水施設の新設又は変更

イ 水質浄化施設整備

 a 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備

 b その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備

ウ ため池のしゅんせつ

(29) ため池水質改善工事(運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(4)のため池水質改善工事をいう。以下この別紙において同じ。)の内容及び留意すべき事項は、次のとおりとする。

ア 工事の内容

 (ア) 水質を改善するために必要な農業用排水施設の新設又は変更

 (イ) 水質浄化施設整備

 a 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備

 b その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備

 (ウ) ため池のしゅんせつ

イ 留意すべき事項

 都道府県が行う工事のうち、受益面積 2 ヘクタール以上 20 ヘクタール未満のものについては、しゅんせつした底泥土の活用等により、ため池の堤体又は周辺法面の補強等に資するものに限る。

(30) 運用 1 別紙 1 のⅡのため池等整備事業の 2 の(1)のウ、(2)のウ、(3)のウ及び(6)のウの「農村振興局長が別に定める条件」については、運用 2 (水質保全対策事業) 第 1 の 2 の(1)に掲げる条件を準用するものとする。ただし、ため池水質改善工事については、次に掲げる要件も満たすものとする。

ア ため池の水質汚濁により、施設機能障害、作物生育障害又は周辺環境への悪影響が生じていること。

イ 農家・地域住民・行政等の関係者がため池の水質改善策を協議するためのため池水質改善協議会の設置が見込まれること。

(31) ため池機能保全工事、運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(1)のカの d 及び(2)のカの d の実施に当たって留意すべき事項は次のとおりとする。

ア ため池のしゅんせつ土を耕土として利用する場合で、ため池のしゅんせつ土に重金属等有害な物質を含む場合は、事業で使用しないものとする。

イ 耕土、基盤土等の受入れに係る合意が形成されているため池に限る。

(32) ため池等農地災害危機管理対策事業(運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(7)のため池等農地災害危機管理対策事業をいう。以下この別紙において同じ。)において、土地改良区が事業実施主体となる場合は、当該土地改良区が、災害対策基本法第 2 条第 6 号に掲げる指定地方公共機関として指定された、又は指定される予定の場合に限るものとする。

(33) ため池等農地災害危機管理対策事業は、土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施するものとし、事業費のうち国の助成を除いた残額は、災害対策基本法に基づき防災に関する責任を有する都道府県、市町村等の費用をもって充当するよう努めるものとする。

(34) 農地災害危機管理対策計画(運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(7)の農地災害危機管理

対策計画をいう。以下この別紙において同じ。)は、防災情報管理システム整備計画及び地域危機管理整備計画に区分され、それぞれの計画の記載事項については、以下に掲げるとおりとし、当該計画及び当該計画中の事項のうちため池等農地災害危機管理対策事業に係る整備に必要な計画を策定し、及び当該整備に必要な計画中の事項を記載するものとする。なお、農地災害危機管理対策計画の策定に当たっては、防災情報管理システム整備計画については運用1別紙1のⅡの1の(7)のアに関する事項、地域危機管理整備計画については運用1別紙1のⅡの1の(7)のイ、ウ又はエに関する事項を記載するものとする。

ア 防災情報管理システム整備計画

(ア) 防災情報管理システム整備の基本構想

(イ) 整備実施期間

(ウ) 防災情報管理システムの対象となる地域及び施設の内容

(エ) 防災情報管理システムの整備及び運用計画

(オ) 他の防災関連システムとの連携等

イ 地域危機管理整備計画

(ア) 地域危機管理整備の基本構想

(イ) 整備実施期間

(ウ) 地域基礎情報

(エ) 地域危機管理整備の内容

(35) 農地災害危機管理対策計画のうち防災情報管理システム整備計画の対象範囲は、運用1別紙1のⅡの2の(7)の基準、災害対策基本法に基づく防災業務計画等を踏まえつつ、都道府県又は市町村が事業実施主体の場合はそれぞれ当該都道府県又は当該市町村の地域、土地改良区が事業実施主体の場合は当該土地改良区が災害対策基本法に基づき作成する防災業務計画に位置づけられた業務地域とするよう努めるものとする。

(36) 運用1別紙1のⅡの1の(7)のイの危機管理機能を向上させるための施設は、雨量計、水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ、安全導排水路、洪水水位調節のための施設又は装置、ポンプ、ゲート等の遠隔操作装置、非常時の施設機能維持のための非常用電源装置、防水対策施設等とする。

(37) 運用1別紙1のⅡの1の(7)のウの支援を受けてハザードマップを作成した場合は、当該ハザードマップを公表するものとする。

(38) 運用1別紙1のⅡの1の(7)のエの防災・減災のために必要な活動、計画の策定及び体制の整備に当たっては、施設管理者又は受益農家のみならず関係住民等が参画するよう努めるものとする。

(39) ため池等農地災害危機管理対策事業の取扱については、取扱別紙1(ため池等農地災害危機管理対策事業)によるものとする。

(40) ため池緊急防災体制整備促進事業(運用1別紙1のⅡの1の(10)のため池緊急防災体制整備促進事業をいう。以下この別紙において同じ。)の地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動とは、防災・減災等の文献・事例の収集、ワークショップの開催、パンフレットの作成及び生態系・景観等の保全等とする。

(41) ため池緊急防災体制整備促進事業の実施は、平成27年度から平成31年度までに着手する地区に限るものとし、おおむね5年間又は併せて行うため池に係る整備事業の完了までの期間のいずれか短い期間とする。ただし、運用1別紙1のⅡの2の(10)のエにあっては、平成27年度から平成29年度までに着手する地区に限る。

(42) ため池緊急防災体制整備促進事業は、土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施するものとする。

- (43)ため池緊急防災体制整備促進事業の所有者を確定するための申立てとは、不在者財産管理人の選任の申立て、土地の権利者が死亡している場合の相続財産管理人の選任の申立て等をいう。
- (44)ため池緊急防災体制整備促進事業において行う、農業用又は旧農業用ため池の廃止にあつては、農業者等が管理するものであつて、災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限るものとし、機能を廃止する上で必要最低限の整備であつて、次の要件の全てに該当するものとする。
- ア 埋立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること。
- イ 市町村等地方公共団体による事業完了後の維持管理計画が明らかとなっていること。
- ウ 旧農業用ため池で実施する場合には、従前に農業用水を貯留する施設として使用されていたものであり、かつ、他の用途に使用していないもの
- (45)用排水施設整備事業（別紙３－１の運用１別紙１のⅡ．ため池等整備事業の１の(5)の事業をいう。）において施設長寿命化計画等に基づく施設機能保全対策を実施することができるのは、次のいずれかを満たすものに限る。
- ア 湛水防除等の農地防災を目的とした樋門、排水機場又は水路であつて、施設の脆弱化による排水機能の低下により被害が生じるおそれがあるもの
- イ 農地防災を目的とした樋門、排水機場又は水路と一連の施設であつて、分離して機能保全対策を実施することが当該施設の効用上困難又は不適当なもの

第４ 湛水防除事業

湛水防除事業の取扱については、取扱別紙２（湛水防除事業）によるものとする。

第５ 農地保全整備事業

- (1) 運用１別紙１のⅣの１の(3)に掲げる排除工事の実施地区は、富士マサ、ボラ、コラ等の特殊土壌層又は農耕に特に支障のあるさんご若しくは石れきが存在する地域（石れきにあつては、れき含量おおむね５パーセント以上の地域）とする。
- (2) 運用１別紙１のⅣの１の(2)のＡに掲げるもの（以下この別紙において「関連排水路」という。）及び(2)のイに掲げるもの（以下この別紙において「関連農道」という。）に要する経費と(2)のウに掲げるもの（以下この別紙において「水路兼用農道」という。）に要する経費の５０パーセントの合計額は、総事業費のおおむね５０パーセントの範囲内であるものとする。
- (3) 関連農道及び水路兼用農道は、原則として本工事（運用１別紙１のⅣの１の(1)の本工事をいう。以下この別紙において同じ。）の受益地域内で施工するものとする。
- ただし、本工事及び水路兼用農道施工の結果、流域面積の増加等の原因により洪水量が増大し、排水不良となる場合には、地域外の排水路も本工事とする。
- (4) 関連農道及び水路兼用農道の有効幅員は、原則として２メートル以上とする。
- (5) 工事完了後農道網の一環として使用される資材運搬道路は、関連農道とする。
- (6) 関連排水路は、本工事の排水路又は水路兼用農道の末端に接続し、本工事の地域内の排水を安定した河川に導くとともに、地域外の農用地の排水改良に資するものとする。
- (7) 承水路、集水路、排水路等に附帯する溝畔は、水路安全上必要な最小幅員と

する。

- (8) 本工事の排水路と当該水路に接して同時に施行される関連農道との費用の振分けは、原則として断面上における農道部分と水路構造物との境界線により分割して積算したところによるものとする。
- (9) 特殊農地保全整備工事(運用1別紙1のⅣの1の(4)の特殊農地保全整備工事をいう。以下この別紙において同じ。)の実施地区は、南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法(昭和43年法律第17号)第2条により指定された南九州畑作振興地域とする。
- (10) 南九州畑作振興地域における農地侵食防止工事(運用1別紙1のⅣの2の(1)の農地侵食防止工事(排除工事を除く。)をいう。以下この別紙において同じ。)とは場整備、畑地かんがい及び農地開発の各工事が競合する部分の排水路の取扱いについては、末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上の部分は、農地侵食防止工事の費用とし、それ未満の場合にあっては、各工事費の費用とする。
- (11) 運用1別紙1のⅣの1の(1)に掲げる「これに準じる地帯」とは、普通畑であって土地の平均傾斜度が10度以上の地域をいう。
- (12) 運用1別紙1のⅣの1の(2)のエの「土留工等」とは、土留石垣、擁壁、堰堤、土砂吐等をいう。
- (13) 運用1別紙1のⅣの1の(2)のエのシラス地域等保全対策工事を実施する用排水施設にあっては、その始点の両側50m及び下方100mの範囲に10戸以上の人家又は公共施設が存することを要するものとする。
- (14) 特殊農地保全整備工事のうち農地保全地域高付加価値農業推進計画(運用1別紙1のⅣの2の(2)の農地保全地域高付加価値農業推進計画をいう。以下この別紙において同じ。)に基づいて行うものにあつては、当該事業区域内において、主として高付加価値農業を営む中核的担い手農家(恒常的に農業を営み今後とも区域内の農業を担っていく個別経営農家)がおおむね5戸以上見込まれることを要するものとする。
- なお、高付加価値農業とは、消費者のニーズに的確に対応した収益性の高い農業で、次の手法により農産物の付加価値を高めるものをいう。
- ア 当該地域に適した新たな農作物の導入又は地域の伝統作物の掘り起こし
- イ 優良品種、特別な販売方式の導入
- ウ 農作物の加工を通じた地域特産物の開発
- エ その他地方農政局長が適当と認める手法
- (15) 都道府県知事は、農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて農地保全整備事業を行う場合、次に掲げる事項を内容とする農地保全地域高付加価値農業推進計画を策定し、別紙様式第1号の事業計画概要書に添付するものとする。
- ア 基本構想
- (ア) 当該地域の農業振興構想及び同構想の中で位置づけられる当該地区の高付加価値農業推進構想
- (イ) 当該地区の高付加価値農業の振興が地域の活性化等に与える効果
- イ 高付加価値農業促進営農計画
- (ア) 当該地区の高付加価値農業に関する営農計画
- (イ) 当該地区の高付加価値農業区域に係る土地利用計画
- (16) 運用1別紙1のⅣの1の(1)に掲げる「防風施設の整備」とは、農用地を風食、風害又は潮害から守る防風林、防風垣、防風ネット及びこれらの施設の管理に必要な管理用道路の設置をいう。
- (17) 運用1別紙1のⅣの1の(5)の「土留工その他の施設」とは、土留石垣、擁壁、堰堤、水路等をいう。
- (18) 運用1別紙1のⅣの1の(6)の「国土保全機能持続対策計画」の内容は次のと

おりとする。

ア 農地防災施設工等の設置理由

イ 農地防災施設工等の維持管理方法

(19)運用1別紙1のⅣの1の(6)の「農地防災施設工」とは、沈砂池等をいう。

(20)運用1別紙1のⅣの1の(7)の「土壌改良」とは、降灰による農地又は果樹等樹体の酸度の矯正等を行うための土壌改良資材の投入とする。

(21)運用1別紙1のⅣの1の(7)の「栽培管理用施設」とは、農業用水の確保、降灰の除去等を行うための畑地かんがい用施設とする。

(22)運用1別紙1のⅣの1の(7)の「農地被覆施設」とは、降灰による農地又は農作物の被害を防止するための農地を覆う施設とする。

(23)運用1別紙1のⅣの2の(4)の(イ)の要件とは、降灰による農地又は果樹等樹体への影響について、公共の試験研究機関等に次のとおり認められたものであることとする。

ア 農地にあつては、その地域において通常栽培される農作物又は果樹等樹体の生育が著しく阻害されることが確実であること。

イ 果樹等樹体にあつては、当該樹体に対する降灰により、その地域における通常の生育状態に比べ、生育が著しく阻害されることが確実であること。

(24)運用1別紙1のⅣの1の(7)及び(8)の事業は土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施するものとする。

第6 地盤沈下対策事業

(1) この事業でいう地盤沈下とは、地下水（水溶性天然ガスを含む。）の採取に起因して生じた地盤沈下をいう。

(2) 地下水採取の規制に関する法令等には、地方公共団体の条例を含むものとする。

第7 農村地域環境保全整備事業

(1) 農村地域環境保全総合整備事業

ア 都道府県知事は、運用1別紙1のⅤにより農村地域環境保全整備事業を実施するときは、次に掲げる事項を内容とする農村地域環境保全計画を策定し、別紙様式第1号の事業計画概要書に添付するものとする。

(ア) 基本構想

a 防災安全度の向上を図るために整備を行うことが必要な地区の設定理由及び整備構想

b 地域環境の保全、集落管理機能の維持向上等を図るためにaと一体として併せ行う施設の整備構想

(イ) 保全管理計画

a (ア)の整備構想を達成するための工事計画

b 地域環境の保全、集落管理機能の維持向上等を図るための整備内容

c 農地等防災保全対策工事及び地域環境保全対策工事で整備される施設の費用負担、予定管理者及び予定管理方法

イ 関連工事の内容は、次に定めるものとする。

(ア) 農業用排水施設の変更

農地等防災保全対策工事の対象となる施設と密接に関連した水路の底張り、法張り等

(イ) 農道の変更

農地等防災保全対策工事の対象となる施設と密接に関連した農道の舗装等

(ウ) 客土

農地等防災保全対策工事の対象となる施設と密接に関連した農用地において、流亡した耕土の復元等を行うための客土

(エ) 暗きょ排水

農地等防災保全対策工事の対象となる施設と密接に関連した農用地の乾田化を図るために行う暗きょ排水

ウ 運用 1 別紙 1 の V の 1 の (2) のウの事業は土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施する。

第 8 その他

(1) ため池等利活用保全施設整備工事のうち、関連施設の整備は第 3 の規定に関わらず新たに実施しない。

(2) 利活用保全整備工事のうち、利活用保全施設の整備で、運用 1 別紙 1 の II の 1 の (1) のア及び (2) のア（受益面積が 5 ヘクタール（中山間地域において行われるものにあつては、2 ヘクタール）以上のものに限る。）と併せ行う特認施設の整備については、第 3 の規定に関わらず新たに実施しない。

取扱別紙 1（ため池等農地災害危機管理対策事業）

ため池等農地災害危機管理対策事業について

農地災害危機管理対策計画（以下この取扱別紙において「本計画」という。）は、防災情報管理システム整備計画（取扱別紙 1 別記様式 1）と地域危機管理整備計画（取扱別紙 1 別記様式 2）に区分され、以下に掲げる計画及び事項のうち必要なものを記載するものとする。

なお、本計画の策定に当たっては、防災情報管理システム整備計画は運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(7)のアに関するもの及び地域危機管理整備計画は運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(7)のイ、ウ又はエに関するものを記載するものとする。

1. 防災情報管理システム整備計画

(1) 防災情報管理システム整備の基本構想

防災情報管理システム整備の目的、防災情報管理の対象となる地域又は施設の設定の考え方、運用方法、期待される効果等を記載するものとする。

(2) 整備実施期間

(3) 防災情報管理システムの対象となる地域及び施設の内容

防災情報管理システムの対象となる地域及び施設の内容について記載するとともに、それらの位置が明示された平面図（5 万分の 1 程度）を添付するものとする。

(4) 防災情報管理システムの整備及び運用計画

ア 災害を予測するシステムの整備及び運用計画

防災情報管理システムのうち災害を予測するシステムの整備及び運用計画について記載するものとする。

イ 防災情報を伝達するシステムの整備及び運用計画

防災情報管理システムのうち防災情報を伝達するシステムの整備及び運用計画について記載するものとする。運用計画にあっては、都道府県からため池管理者等の末端受達者までの防災情報の伝達体制について伝達体系図及びその伝達方法等について別途記載するものとする。

ウ 防災情報管理システムの予定管理者

防災情報管理システムの維持管理等について、責任を有する予定の者の所属及び役職について記載するものとする。

(5) 他の防災関連システムとの連携等

防災情報管理システムを導入する事業主体に既に設置され、又は設置される予定の他の防災関連システムとの連携等について記載するものとする。

2. 地域危機管理整備計画

(1) 地域危機管理整備の基本構想

危機管理の対象とすべき農業施設等、関連する流域、減災活動の最小単位となる集落・自治会の範囲等を総合的に勘案して、地域の危機管理が効率的・効果的に実現できる危機管理区域を設定し、それぞれの危機管理区域ごとに危機管理区域の設定の考え方、整備方針、期待される効果等を記載するものとする。

(2) 整備実施期間

(3) 地域基礎情報

危機管理区域ごとに以下の事項について記載するものとする。

ア 地形・地質・気象

(ア) 地形

地形については、危機管理区域ごとに地形図（５万分の１程度）を添付するものとする。

(イ) 地質

地質については、地質調査所刊や県内地質図等の既存資料を利用して作成するものとし、危機管理区域ごとに地質図（５万分の１程度）を添付するものとする。なお、可能な限り断層、地すべり区域、土砂崩壊危険箇所等の防災情報について図示するものとする。

(ウ) 気象

気象については、一般気象、特別気象、地震及び地すべりに区分されるものとし、危機管理区域ごとに記載するものとする。

一般気象については、最近 10 か年の記録を基に年平均気温及び平均降水量（年降水量及び年降水日数）、特別気象については既往最大時間雨量、既往最大連続雨量及び時間雨量が最近 30 か年の記録のうち上位 5 位までについての時間雨量、連続雨量及び日雨量を記載するものとする。また、地震については、既往最大の地震の規模及び最近 30 か年の記録のうち上位 5 位までの地震を記載するものとする。なお、危機管理区域に地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条に規定する地すべり区域が含まれる場合は、地すべり区域及びその代表箇所の間隙水圧を記した地形図（２万 5 千分の 1 程度）を添付するものとする。

イ 排水状況

危機管理区域を単位として、排水施設、排水河川等の位置及び各排水施設の支配流域を記した排水系統図（２万 5 千分の 1 程度）を添付するものとする。なお、ため池にあっては、下流の被害想定区域も記すものとする。

地域開発等により排水施設の支配流域に著しい土地利用等の変動がある地域を含む危機管理区域においては、危機管理区域単位で旧況及び現況の土地利用の変動経緯を記載するものとする。なお、旧況とは既存施設が設置された年代とするが、不明の場合はおおむね 10 年前の土地利用の状況をいう。また、排水河川については危機管理区域の排水が到達する直近の河川における河川名、河川管理者、流域面積、洪水量（1/20 年確率）、洪水位（1/20 年確率）、河道の状況、改修計画の有無について記載するものとする。

ウ 被害状況

危機管理区域が存在する市町村又は旧市町村を単位として過去 30 か年の台風、豪雨、地震等の自然災害による農用地、農業用施設、作物、民家、住民等の被害額の合計の大きさが上位 3 位までの災害について被害量及び被害額を記載するものとする。なお、危機管理区域内で発生した既往災害について、特記すべき事項があれば必要に応じて記載するものとする。

エ 危機管理区域内の施設管理状況

危機管理区域内で危機管理の対象とすべき施設ごとの管理状況について記載するものとする。

(4) 地域危機管理整備の内容

危機管理区域ごとに以下の事項について記載するとともに、危機管理区域及び対象施設の位置が明示された平面図（２万 5 千分の 1 程度）を添付するものとする。

ア 運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(7)のイに関する整備計画

(ア) 対象施設の名称

(イ) 対象施設ごとの整備内容及び総事業費

(ウ) 対象施設ごとの被害想定面積及び想定被害額

なお、想定被害額の算定方法にあつては、ため池等整備事業の効果算定方法に準ずるものとし、被害想定面積を図示した平面図（2万5千分の1程度）を添付するものとする。

- (エ) 対象施設がため池の場合にあつては、「農業用ため池緊急整備・災害管理対策計画の策定について（平成17年8月9日付け17農振第771号農村振興局通知）」による農業用ため池緊急整備・災害管理対策計画との関係を記載するとともに、「農業用ため池の一斉点検の実施及びデータベースの作成について（平成25年3月29日付け24農振第2656号防災課長通知）」の点検結果を記載したため池点検個票を添付、又は、農業用ため池緊急点検（平成17年4月15日付け17農振第105号防災課長通知）の点検結果を記載した様式1を添付するものとする。

イ 運用1別紙1のⅡの1の(7)のウに関する整備計画

- (ア) ハザードマップの対象となる危機管理区域及び施設の被害想定面積並びに想定被害額
- (イ) ハザードマップ作成のための調査等の内容
- (ウ) ハザードマップの活用構想

ウ 運用1別紙1のⅡの1の(7)のエに関する整備計画

- (ア) 防災・減災活動、計画の策定及び体制の整備の対象となる危機管理区域及び施設の被害想定面積並びに想定被害額
- (イ) 防災・減災活動、計画の策定及び体制の整備に必要な啓発・研修等の活動内容、機材等の整備内容
- (ウ) 防災・減災活動、計画の策定及び体制の整備に参画する者及び今後の防災・減災活動方針

防災情報管理システム整備計画

(1) 防災情報管理システム整備の基本構想

--

(2) 整備実施期間

令和 年度 ～ 令和 年度 (年間)

(3) 防災情報管理システムの対象となる地域及び施設等の内容

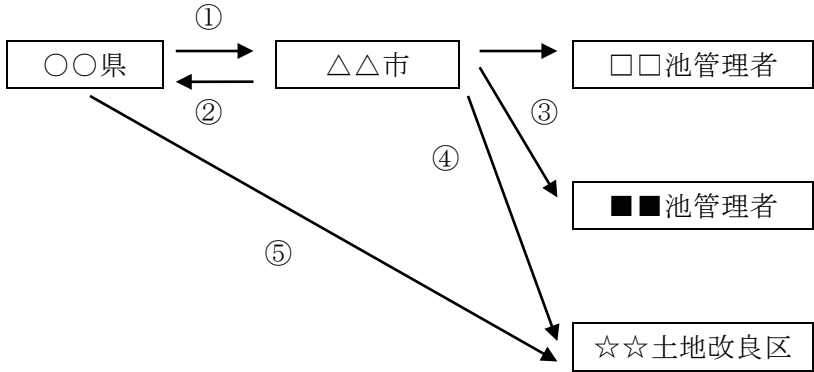
対象地域					
対象施設	No	施 設 名	区 分	諸 元	対象とした理由

※「区分」には「ダム」、「ため池」、「頭首工」、「用水路」、「排水路」、「用排水路」、「排水機場」、「樋門」、「地すべり防止施設」等を記載するものとする。

(4) 防災情報管理システムの整備及び運用計画

①災害を予測するシステムの整備及び運用計画

②防災情報を伝達するシステムの整備及び運用計画

伝達系統図		情報発信者等				
(例)		No	発信者 (組織)	受信者 (組織)	内 容	伝達方法
	①	①	県	市	防災・減災活動の要請	電話、Fax
	②	②	市	県	防災・減災活動の報告	電話、Fax
	③	③	市	管理者	雨量、水位情報 防災・減災活動の要請	メール 電話
	④	④	市	改良区	雨量、水位情報 防災・減災活動の要請	メール 電話
	⑤	⑤	県	改良区	雨量、水位情報	メール

③防災情報管理システムの予定管理者

	所 属 ・ 役 職
システム予定管理者	

(5) 他の防災情報システムとの連携関係等

(例)

連 携 図		連 携 内 容	
(例) 防災情報管理 システム (当方) ① 防災システム (河川)		No	内 容
		①	河川担当部局で管理する雨量データを共有する。

地域危機管理整備計画

1. 地域危機管理整備の基本構想

番号	区域名	基本構想（危機管理区域の設定の考え方、整備方針、期待される効果等）

2. 整備実施期間

令和 年度 ～ 令和 年度 （ 年間）

3. 地域基礎情報（危機管理区域ごとに記載するものとする。）

①地形、地質、気象

（ア）地形

別添

（イ）地質

別添

(ウ) 気象

区域名	一般気象	観測所名				観測期間								
		年平均気温（℃）				年平均降水量（mm）								
	特別気象	順位	観測年月 日		時間雨量（mm）		日雨量（mm）		連続雨量（mm）					
		既往最大												
		1 位												
		2 位												
		3 位												
		4 位												
		5 位												
	地震	順位	地震名		観測年月		震源地 （都道府県・市町村名）		深さ （km）		地震の規模		震度	
		既往最大												
		1 位												
		2 位												
		3 位												
		4 位												
		5 位												

②－ 1 排水状況（土地利用の変動状況）

(単位：ha)

区域名		田	畑	山 林	市 街 地	そ の 他	計
	旧 況						
	現 況						
	差引増減						

②－２排水状況（排水河川）

区域名	河川名	河川管理者	流域（ha）	洪水量（m ³ /s）	洪水位（m）	河 道 の 状 況	改修計画の有無

③被害状況

区域名	順位	災害名等	年月日	危機管理区域が存在する市町村又は旧市町村単位の災害状況							
					農用地	農業用施設	作物	人家	公共施設	道路	合計
	1 位			被害量（h a、箇所等）							—
				被害額（千円）							
	2 位			被害量（h a、箇所等）							—
				被害額（千円）							
	3 位			被害量（h a、箇所等）							—
				被害額（千円）							
	特記事項										

④危機管理区域内の施設管理状況

区域名	番号	施設名	区分	管理者	平常時の管理内容	異常時の管理内容

※「区分」には「ダム」、「ため池」、「頭首工」、「用水路」、「排水路」、「用排水路」、「排水機場」、「樋門」、「地すべり防止施設」等を記載するものとする。

4. 地域危機管理整備の内容

①運用1別紙1のⅡの1の(7)のイに関する整備計画

区域名	番号	施設名	総事業費 (千円)	被害想定 面積 (h a)	想定被害額 (千円)	整 備 内 容
区域計						
区域計						
合計						

※「番号」及び「施設名」は3. 地域基礎情報の④対象施設の管理状況の「番号」及び「施設名」と同一のものを使用するものとする。

②運用1別紙1のⅡの1の(7)のウに関する整備計画

区域名	番号	施設名	被害想定 面積 (h a)	被害総定額 (千円)	ハザードマップ作成のための 調査内容	活 用 構 想
区域計						
区域計						
合計						

※「番号」及び「施設名」は3. 地域基礎情報の④対象施設の管理状況の「番号」及び「施設名」と同一のものを使用するものとする。

③運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(7)のエに関する整備計画

区域名	番号	施設名	被害想定 面積（h a）	被害総定額 （千円）	防災・減災活動の内容、体制整備の内容	関係者、防災・減災活動方針
区域計						
区域計						
合計						

※「番号」及び「施設名」は 3. 地域基礎情報の④対象施設の管理状況の「番号」及び「施設名」と同一のものを使用するものとする。

取扱別紙 2（湛水防除事業）

湛水防除事業について

1 要旨

- (1) 湛水防除事業とは、原則として、かつて応急湛水排除事業が実施された地域に、あらかじめ防止施設を施工して、予想される被害を未然に防止する事業をいい、排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路、堤防等の新設又は改修を主要工事とする事業である。

ただし、クリーク防災機能保全対策工事については、クリーク密度又は貯留容量が一定以上である地域で、溢水被害及び水路機能被害を防止するものであり、排水施設の新設、廃止又は改修、農業用道路の改修、暗渠排水及び整地を実施する事業とする。

- (2) 国の助成を除いた残額は、都道府県費、市町村費等地方公共団体の費用をもって充当するものとする。ただし、受益の限度に従い受益者に負担させることは妨げない。

- (3) 完了後の施設（クリーク防災機能保全対策工事に係るものを除く。）の維持管理には、都道府県、市町村等地方公共団体が当たるものとする。

2 実施基準

(1) 排水施設整備工事

原則として応急湛水排除事業が実施された地域において実施される次の各号の要件を満たすものであって、当該対象地域は既に排水施設が整っているも、立地条件等の変化により必要となった最小限度の事業とする。

ア 面積 1 地区おおむね 30 ヘクタール以上

イ 事業費 1 地区おおむね 50,000 千円以上

ウ 事業効果 予想被害額が事業費に等しいか、より大きい場合であり、かつ、予想被害のうち農業部門の比率が 50 パーセント以上の地区

エ 次の条件のいずれかに該当する地区

(ア) 排水改良事業実施後、その耐用年数以内に立地条件の変化のため著しく排水不良となった地区

(イ) 事業の施行に係る地域において、受益戸数中農家戸数以外の戸数が占める割合又は受益面積中農地以外の土地の面積が占める割合が 5 分の 1 以上である場合で、しばしば湛水被害を受ける地域

(ウ) 地盤沈下等により湛水被害の著しい地域

(エ) 受益面積と流域面積との比が著しく大きく（流域面積が受益面積の 3 倍以上）、負担に耐えないもの

オ 排水調整池を事業の対象とする場合にあっては、耕作放棄地を利用することとする。

また、自然環境を保全するための工事は、植生工、親水及び護岸の整備のみとする。

(2) 排水管理施設整備工事

次に掲げる各号の要件を満たす事業とする。

ア 面積 1 地区おおむね 100 ヘクタール以上

イ 排水施設整備工事によって造成された施設を主たる対象とするもの

ウ 同一水系の排水河川（地区内の過剰水が農業用排水施設によって排水される河川等をいう。）に係る地域である等排水施設の一元管理を必要とする地域において実施するもの

エ 防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修を単独で実施するもの

(3) クリーク防災機能保全対策工事

次に掲げる各号の要件を満たす事業とする。

ア 面積 1 地区おおむね 20 ヘクタール以上

イ 運用 1 別紙 1 のⅢの 1 の(2)に掲げる農業用の水路密度又はクリークの貯留容量が一定以上である地域として、次のいずれかに該当する地域で実施するものとする。

(ア) 市町村を単位として、クリークの排水受益である農用地（以下「受益農用地」という。）に占める貯留容量を有するクリークの面積の割合が6.7パーセント以上であること

(イ) 市町村を単位として、受益農用地100ヘクタール当たり 67,000 立方メートル以上の貯留容量を有すること

3 事業区分及び事業主体

(1) 排水施設整備工事及び湛水防除施設改修工事のうち地区面積が400ヘクタール（離島にあっては300ヘクタール）以上であり、かつ、事業費が5億円以上のもの及び排水管理施設整備工事のうち地区面積が1,000ヘクタール以上のもの及びクリーク防災機能保全対策工事のうち地区面積が100ヘクタール以上のものについては大規模地区とし、その他の地区は小規模地区とする。

(2) 事業主体は都道府県を原則とするが、小規模地区については、市町村又は市町村組合を事業主体とすることができる。

ただし、クリーク防災機能保全対策工事については、都府県に限る。

4 基本計画

運用 1 別紙 1 のⅢの 1 の(2)に掲げる「クリーク地域防災機能保全対策基本計画」は次に定めるものとする。

- (1) 地域の溢水被害及び水路機能被害を防止するための整備計画
- (2) 地域の環境に配慮した整備の基本的な考え方
- (3) 他事業との関連
- (4) 施設管理予定者
- (5) 施設の運用方法

5 工事の内容等

運用 1 別紙 1 のⅢの 1 の(2)に掲げるクリーク防災機能保全対策工事の内容等は、次に定めるものとする。

(1) 排水施設の新設、廃止又は改修

排水施設のうち排水路については、耐用年数が経過する以前において水路機能被害が生じているか又は生じるおそれがあるものの改修に限る

(2) 農業用道路の改修

上記(1)の排水路に隣接し、侵食被害が発生している農業用道路の改修

(3) 暗渠排水

上記(1)の排水路の侵食被害の発生に伴い機能低下した暗渠排水の機能回復

なお、暗渠排水のうち、市町村または土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置づけされているものを地域排水型暗渠排水と称する。

また、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。

(4) 整地

上記(1)の排水路内に堆積した土砂を利用した整地

別紙４－１（農村整備に係る運用）

第１ 趣旨

実施要綱第２の１の（２）の①のアの(エ)に掲げる農村整備の実施については、実施要綱及び実施要領本文によるほか、この別紙本文及び運用１から運用４までに定めるところによる。

第２ 農村整備の実施事業

農村整備において実施する事業は、次に掲げる事業とする。

１．農村集落基盤再編・整備事業

農村集落及びその周辺地域において、農業農村の活性化を図ることを目的として、農業生産基盤と農村生活環境等の整備に加え、中山間地域における耕作放棄地対策を総合的に行う事業であり、運用１及び取扱い１に掲げる事業

２．農業集落排水事業

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水若しくは雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備を行う事業であり、運用２及び取扱い２に掲げる事業

３．畜産環境総合整備事業

畜産経営に起因する環境汚染の防止や草地景観の多面的活用の推進に資する基盤整備等を行う事業であり、運用３に掲げる事業

４．農道整備事業

農業の生産性の向上と農産物流通の合理化を図るための農道の整備を行う事業であり、運用４に掲げる事業

運用 1（農村集落基盤再編・整備事業）

第 1 事業の内容

農村集落基盤再編・整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）の内容は次に掲げる事業とする。

1 集落基盤再編型

集落（農林業センサス規則（昭和 44 年農林省令第 39 号）第 2 条第 4 項に定める農業集落をいう。以下この別紙において同じ。）の周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農村集落基盤再編・整備事業計画（以下この別紙において「事業計画」という。）に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編を実施するものとする。

2 中山間地域総合整備型

農業生産条件等が不利な中山間地域において、事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境等の整備・再編を実施するものであり、次に掲げる事業とする。

（1）集落型事業

一つの集落又は一体的なつながりを有する複数の集落を対象として活性化を図る事業であって、次に掲げるもの。

ア 一般型事業

農業生産基盤及び農村生活環境又はこれらと併せて保全管理等の一体的整備を実施するもの。

イ 生産基盤型事業

農業生産基盤整備のみを実施するもの。

ウ 生活環境型事業

農村生活環境整備等のみを実施するもの。

（2）広域連携型事業

市町村全域から複数市町村までに及ぶ広域地域を対象として活性化を図るもの。

3 農地環境整備型

農地環境整備計画（以下この別紙において「整備計画」という。）に即して作成される事業計画に基づき、農業生産条件等が不利な中山間地域において耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全及び優良農地の保全を図るものであり、次に掲げる事業とする。

（1）一般型事業

（2）緊急耕作放棄地特別対策型事業

耕地面積の小さな集落において緊急的に耕作放棄地を解消するため、平成 23 年度までの申請に限り実施する事業

4 実施計画策定型

農業生産基盤のみの再編・整備の実施、農業生産基盤と併せ行う農村生活環境若しくは保全管理等のいずれかの再編・整備の実施又は農業生産基盤と併せ行う農村生活環境及び保全管理等の再編・整備の実施に際し、計画を策定する事業（以下「計画策定事業」という。）及び換地を伴う土地改良事業の実施予定地区において、地区内の農用地利用状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準の作成等を行う事業（以下「経営体育成促進換地等調整」という。）とする。

第2 事業実施主体

- 1 集落基盤再編型の事業実施主体は、2に定める場合を除き、都道府県、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他農業法人及び農林業者が原則としてその構成員の過半を占め又はその資本金（基本財産を含む。）の過半を出資若しくは拠出している団体であって、当該団体の目的、運営方針及び運営資金の調達方法が事業実施主体として適当と認められる団体とする。ただし、実施計画策定型にあっては、一部事務組合を除くものとする。

なお、法人でない団体にあっては、その規約に次の事項が明記されているものとする。

- （1） 団体の代表者及び代表権の範囲
- （2） 団体の意志決定の機関及びその決定方法
- （3） 団体の構成員たる資格並びに当該構成員の加入及び脱退に関する事項

- 2 中山間地域総合整備型及び第3の2の（5）による事業を行う場合の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。

- 3 中山間地域総合整備型を行うに当たっては、一の地区につき一の事業計画を作成し、事業の種類に応じて、一の事業計画につき一の事業実施主体が実施するものとする。

- 4 農地環境整備型の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。ただし、都道府県が実施する事業（以下この別紙において「県営事業」という。）において、土地改良区等交換分合事業の実施を希望する者から申請があった場合は、当該土地改良区等が都道府県知事と協議して実施するものとする。

第3 実施要件

本事業に係る実施要綱第2の2の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。

- 1 共通事項

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき指定された農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。）を対象としていること。

2 集落基盤再編型

（１）以下のいずれかに該当する事業とする。

ア 別表区分の欄 1 に掲げる事業（以下「農業生産基盤整備事業」という。）及び別表区分の欄 2 に掲げる事業（以下「農村生活環境整備事業」という。）（別表区分の欄 2 の事業種類の欄(6)及び(9)に掲げる事業を除く。）を一体的に実施する事業。

イ 農村生活環境整備事業（別表区分の欄 2 の事業種類の欄(6)及び(9)に掲げる事業を除く。）のみを実施する事業。

ウ ア又はイと併せて（５）による事業を実施する事業。

（２）別表区分の欄 1 の事業種類の欄(3)に掲げるほ場整備事業を土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）第 50 条第 1 項第 5 号の 2 に掲げる土地改良事業として行う場合にあっては、おおむね 20 ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とすること。

（３）別表区分の欄 2 の事業種類の欄(16)に掲げる歴史的 land 改良施設保全整備事業にあっては、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

ア 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条若しくは第 98 条の規定に基づき重要文化財として指定され、若しくは指定されることが確実と認められる土地改良施設又は同法第 56 条の 2 の規定に基づき登録され、若しくは登録されることが確実であると認められる土地改良施設であること。

イ 当該施設の支配面積が 20 ヘクタール以上であること。

（４）別表区分の欄 2 の事業種類の欄(11)に掲げる市民農園等整備事業にあっては、「農業振興地域整備の推進について（平成 14 年 11 月 1 日付け 14 農振第 1179 号農林水産事務次官依命通知）」の記の 2 の規定にかかわらず、農業振興地域のうちの農用地区域以外の区域を対象として実施することができるものとする。

（５）自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、別に定める要件を満たす地域を事業対象地域とする場合には、当該地域においては、次のいずれかに掲げるところにより、農業生産基盤整備事業、農村生活環境整備事業（別表区分の欄 2 の事業種類の欄(7)に掲げる事業を除く。）及び別表区分の欄 5 に掲げる事業（以下「特認事業」という。）を実施することができるものとする。

ア 農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業（別表区分の欄 2 の事業種類の欄(7)に掲げる事業を除く。）を一体的に行うものであり、かつ、別表区分の欄 1 の事業種類の欄(1)から(8)までに掲げる事業のうち 2 以上の

事業を行うものであって、その事業の受益面積の合計が、都道府県が実施する事業（以下この別紙において「県営事業」という。）にあってはおおむね 60 ヘクタール以上、市町村が実施する事業（以下この別紙において「市町村営事業」という。）にあってはおおむね 20 ヘクタール以上（本事業の実施地域のうち農業生産基盤整備事業を実施する地域の林野率が 75 パーセント以上であり、かつ、主傾斜がおおむね 20 分の 1 以上の農用地の面積が当該地域の全農用地面積の 50 パーセント以上を占める地域においては、県営事業にあってはおおむね 20 ヘクタール以上、市町村営事業にあってはおおむね 10 ヘクタール以上）であること。ただし、災害復旧に関する工事に伴い副次的に発生する土石を利用して農業生産基盤整備事業を実施する場合にあっては、おおむね 10 ヘクタール以上であること。

イ 別表区分の欄 1 の(3)に掲げるほ場整備事業を行うものであって、その事業の受益面積の合計が、県営事業にあってはおおむね 20 ヘクタール以上、市町村営事業にあってはおおむね 10 ヘクタール以上であること又はほ場整備事業と別表区分の欄 1 の事業種類の欄に掲げるその他の事業を併せて行うものであって、ほ場整備事業に係る受益面積の合計がおおむね 10 ヘクタール以上であり、かつ、事業全体の受益面積の合計が、県営事業にあってはおおむね 20 ヘクタール以上、市町村営事業にあってはおおむね 10 ヘクタール以上であること。ただし、災害復旧に関する工事に伴い副次的に発生する土石を利用して事業を実施する場合にあっては、おおむね 10 ヘクタール以上であること。

ウ 農村生活環境整備事業（別表区分の欄 2 の事業種類の欄(7)に掲げる事業を除く。）及び特認事業のうち 2 以上の事業を行うものであること。

3 中山間地域総合整備型

自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、別に定める要件を満たす地域であって、集落型事業のうち一般型事業及び生活環境型事業にあっては一つの集落又は一体的なつながりを有する複数の集落、広域連携型事業にあっては市町村全域から複数市町村までに及ぶ広域的な地域を事業対象地域とし、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 農業生産基盤整備事業、農村生活環境整備事業（別表区分の欄 2 の事業種類の欄(7)に掲げる事業を除く。）、別表区分の欄 3 に掲げる事業（以下「保全管理等事業」という。）及び特認事業を実施する事業とし、次のいずれかに該当する事業であること。

ア 集落型事業のうち一般型事業にあっては、農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業（別表区分の欄 2 の事業種類の欄(7)に掲げる事業を除く。）、又はこれらと併せて保全管理等事業を一体的に行うものであり、かつ、別表区分の欄 1 の事業種類の欄(1)から(8)までに掲げる事業のうち 2 以上の事業を行うものであって、その事業の受益面積の合計が、県営事業にあってはおおむね 60 ヘクタール以上、市町村営事業にあってはおおむね 20 ヘ

クタール以上（本事業の実施地域のうち農業生産基盤整備事業を実施する地域の林野率が75パーセント以上であり、かつ、主傾斜がおおむね20分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地面積の50パーセント以上を占める地域においては、県営事業にあつてはおおむね20ヘクタール以上、市町村営事業にあつてはおおむね10ヘクタール以上）であること。ただし、災害復旧に関する工事に伴い副次的に発生する土石を利用して農業生産基盤整備事業を実施する場合にあつては、おおむね10ヘクタール以上であること。

なお、保全管理等事業を実施する場合には以下の要件を満たすものとする。

- ① 事業計画の対象区域（以下この別紙において「事業計画区域」という。）の農地面積に対して、本事業の受益地となる、本事業により農業生産基盤の整備を実施することによって生産性の向上を図る農地の区域（以下この別紙において「生産区域」という。）の農地面積の割合が、おおむね7割程度は確保できる見通しのあること。
- ② 事業計画区域は、生産区域において別に定める要件を満たす地域であること。

イ 集落型事業のうち生産基盤型事業にあつては、別表区分の欄1の事業種類の欄(3)に掲げるほ場整備事業を行うものであつて、その事業の受益面積の合計が、県営事業にあつてはおおむね20ヘクタール以上、市町村営事業にあつてはおおむね10ヘクタール以上であること又はほ場整備事業と別表区分の欄1の事業種類の欄に掲げるその他の事業を併せて行うものであつて、ほ場整備事業に係る受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であり、かつ、事業全体の受益面積の合計が、県営事業にあつてはおおむね20ヘクタール以上、市町村営事業にあつてはおおむね10ヘクタール以上であること。ただし、災害復旧に関する工事に伴い副次的に発生する土石を利用して事業を実施する場合にあつては、おおむね10ヘクタール以上であること。

ウ 集落型事業のうち生活環境型事業にあつては、農村生活環境整備事業（別表区分の欄2の事業種類の欄(7)に掲げる事業を除く。）及び特認事業のうち2以上の事業を行うものであること。

エ 広域連携型事業にあつては、農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業（別表区分の欄2の事業種類の欄(7)に掲げる事業を除く。）を一体的に行うものであり、かつ、別表区分の欄1の事業種類の欄(1)から(8)までに掲げる事業のうち2以上の事業を行うものであつて、その事業の受益面積の合計がおおむね60ヘクタール以上であること又は農村生活環境整備事業（別表区分の欄2の事業種類の欄(7)に掲げる事業を除く。）及び特認事業のうち2以上の事業を行うものであつて、中山間地域広域連携整備促進対策事業実施要綱（平成8年5月10日付け8構改D第182号農林水産事務次官依命通達）に定める中山間地域広域連携整備促進計画若しくは中山間・都市ふれあいの郷づくり連携促進対策事業実施要綱（平成9年4月1日付け9構改

C第136号農林水産事務次官依命通達)に定める中山間・都市ふれあいの郷づくり連携促進計画に位置付けられたものであること。

(2) 集落型事業のうち一般型事業及び広域連携型事業にあつては、農業の生産条件及び生活環境の整備の水準を勘案し、事業の種類が特定の事業のみに偏重することなく適切に組み合わせられており、これらの事業を総合的に実施することが適当と認められること。

(3) 集落型事業にあつては、県営事業を実施する場合、別に定める要件を満たすこと。

4 農地環境整備型

(1) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域において、農業生産基盤整備事業（別表区分の欄1の事業種類の欄(5)及び(6)に掲げる事業を除く。）、保全管理等事業及び特認事業を実施する事業とし、次のいずれかに該当する事業であること。

ア 一般型事業

- ① 事業計画区域の農地面積に対して、本事業の受益地となる生産区域の農地面積の割合が、おおむね7割程度は確保できる見通しのあること。
- ② 本事業を実施する生産区域における農業生産基盤整備事業（別表区分の欄1の事業種類の欄(5)及び(6)に掲げる事業を除く。）の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。
- ③ 事業計画区域は、生産区域において別に定める要件を満たす地域であること。

イ 緊急耕作放棄地特別対策型事業

- ① 事業計画区域の農地面積に対して、本事業の受益地となる生産区域の農地面積の割合が、おおむね5割程度は確保できる見通しのあること。
- ② 本事業を実施する事業計画区域がおおむね10ヘクタール以上であること。
- ③ 事業計画区域に占める耕作放棄地及び別に定める基準を満たす耕作放棄地となるおそれがある農地の合計面積の割合が6%以上であること。
- ④ 事業計画区域は、耕作放棄地全体調査要領(平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知)に基づく耕作放棄地解消計画が策定された地域であつて、別に定める要件を満たす地域であること。

(2) 県営事業を実施する場合、別に定める要件を満たすこと。

5 実施計画策定型

(1) 計画策定事業にあつては、別表区分の欄1の事業種類の欄(1)から(8)まで、別表区分の欄2の事業種類の欄(17)（第4の4により実施する場合に限る。）

及び別表区分の欄3の事業種類の欄(1)から(8)までに掲げる事業について、事業対象地域の諸条件の現況等に基づき、事業計画及び第4の4に規定する集落基盤再編計画の策定に必要な事項についての調査及び検討を行うものであること。また、経営体育成促進換地等調整にあつては、別表区分の欄1の事業種類の欄(3)のほ場整備事業を予定している地区であつて、実施内容については、経営体育成促進換地等調整事業実施要領(平成6年6月23日付け6構改B第637号農林水産省構造改善局長通知。以下「調整要領」という。)の4に掲げる業務を行うものであること。

(2) 計画策定事業の実施期間は、1年以内とする。また、経営体育成促進換地等調整の実施時期及び実施期間は、調整要領の5に定めるところによる。

(3) 経営体育成促進換地等調整の実施に当たっては、この別紙によるもののほか、調整要領に定めるところによる。

第4 計画の作成

1 事業計画は、次のとおり定めるものとする。

(1) 中山間地域総合整備型の集落型事業のうち生産基盤型事業の場合

事業対象地域を中心とした活性化の基本方向、土地状況に応じた整備の基本方向及び活性化の推進方策についての構想(以下「活性化構想」という。)並びに当該構想に基づく事業の計画を定めるものとする。

(2) 中山間地域総合整備型の集落型事業のうち一般型事業において保全管理等事業を実施する場合及び農地環境整備型の場合

ア 事業実施主体は、別紙4-2取扱い1の第3の5の(6)により承認された整備計画に基づき事業計画を作成するものとする。

イ 事業計画区域は、整備計画を作成した区域のうち、本事業の受益地となる生産区域及び長期的な営農の再開が見込めない耕作放棄地を含む区域(以下この別紙において「保全管理区域」という。)とする。

ウ 本事業を実施する生産区域は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に基づき、市町村が定める農業振興地域整備計画における農用地区域を対象として作成するものとする。ただし、農用地区域以外の一部の区域を含めて対象とせざるを得ない場合には、当該農用地区域以外の区域を対象とするものとする。

エ 事業目的、事業実施主体、事業計画区域の範囲、工事計画、施設の予定管理者及び予定管理方法、費用及びその負担方法、資金計画等を定めるものとする。

オ 都道府県知事が事業計画を作成する場合には、あらかじめ関係市町村長と十分連絡調整を図るとともに、都道府県知事は、事業計画を作成した場合には当該計画を当該市町村長に通知するものとする。

(3) (1) 及び農地環境整備型以外の場合

農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針（平成 13 年 8 月 3 日付 13 農振第 1194 号農林水産事務次官、国総事第 35 号国土交通事務次官依命通知）に基づき作成される農村振興基本計画（以下この別紙において「基本計画」という。）又は基本計画に準ずる計画（以下この別紙において「準ずる計画」という。）及び第 4 の 4 に規定する集落基盤再編計画（別表区分の欄 2 の事業種類の欄(17)に掲げる事業を実施する場合に限る。）に即した内容となっており、地元住民等の意向が十分に反映され、農村振興の関連施策を総合的に講じることにより、地域の活力向上と個性ある地域づくりに資するよう定めるものであって、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下この別紙において「法」という。）に基づく事業（別表区分の欄 1 に掲げる事業をいう。ただし、事業種類の欄（2）の事業のうち農道橋等の保全対策を除く。）が本事業の中で実施される場合には、事業実施主体は、当該事業計画に次に掲げる事項を定めるほか、法第 7 条及び土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）第 14 条の 2 に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 基本計画等における事業計画の位置付け
- イ 事業の目的
- ウ 事業の目標及び指標
- エ 事業計画区域の範囲
- オ 工事計画
- カ 費用の総額及びその内容
- キ 工事の着手及び完了予定時期
- ク 事業実施主体
- ケ 効用
- コ 費用負担の方法及び資金計画
- サ 施設の予定管理者及び（予定）管理方法
- シ 地域住民活動の計画
- ス 関連事業
- セ 農村振興の関連施策（第 3 の 2 の（5）及び第 3 の 3 による事業の場合）

中山間地域総合整備型の広域連携型事業については、上記の内容に加え、地域内の役割分担と地方単独事業等との連携方策等について明らかにするものとする。

- 2 事業計画の作成に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条及び第 9 条に規定する農業振興地域整備計画その他の農業・農村の活性化に関する振興計画等との調和に配慮するとともに、地元関係者及び関係団体等の意向を十分考慮しなければならない。
- 3 事業計画は、中山間地域総合整備型の集落型事業のうち一般型事業及び広域連

携型事業にあつては、当該計画に定められた農業生産基盤、農村生活環境等の整備を総合的かつ集中的に施行することにより、その区域における農業生産活動の活性化と農村の健全な発展に寄与することが明らかなものでなければならない。

- 4 別表区分の欄2の事業種類の欄(17)に掲げる事業においては、事業計画の他、集落基盤再編計画を定めるものとし、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画の概要
 - (2) 事業で撤去する農業生産又は農村活性化等を目的として利用される施設（以下この別紙において「農業農村施設」という。）の概要
 - (3) 農業農村施設の撤去に附帯して利用が見込まれなくなる農業集落道、農道その他農業生産基盤施設（以下この別紙において「農業集落道等」という。）の概要
 - (4) 撤去施設の機能の集約先施設の概要及び利用計画
 - (5) 撤去された農業農村施設用地の跡地利用計画
 - (6) その他必要な事項

第5 事業の実施

- 1 都道府県知事は、都道府県が新たに交付金を充当して本事業を実施しようとするときは、実施要綱第7の2に定める実施要件確認に必要な資料として別紙4-2取扱い1に定める様式により、事業計画の概要表等（以下この別紙において「計画概要表等」という。）を地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあつては地方農政局長。以下この別紙において同じ。）に提出するものとする。
- 2 道府県知事は、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他農業法人及び農業者が原則としてその構成員の過半を占め又はその資本金（基本財産を含む。）の過半を出資若しくは拠出している団体から、計画概要表等を添付して新たに交付金を充当して本事業を実施したい旨の報告があつたときは、計画概要表等を地方農政局長等に提出するものとする。
- 3 都道府県知事は、新たに交付金を充当して計画策定事業を実施しようとするときは、別紙4-2取扱い1に定める様式により農業農村基盤整備実施計画地区概要表を地方農政局長等に提出するものとする。
- 4 都道府県知事は、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他農業法人及び農業者が原則としてその構成員の過半を占め又はその資本金（基本財産を含む。）の過半を出資若しくは拠出している団体から新たに交付金を充当して計画策定事業を実施したい旨の報告があつたときは、別紙4-2取扱い1に定める様式により当該農業農村基盤整備実施計画地区概要表を地方農政局長等に提出するものとする。

- 5 都道府県知事は、調整要領の3に掲げる者から新たに交付金を充当して経営体育成促進換地等調整を実施したい旨の報告があったときは、別紙4-2 取扱い1に定める様式により当該経営体育成促進換地等調整調書を地方農政局長等に提出するものとする。

第6 計画の変更等

- 1 都道府県知事は、事業実施主体が事業計画の重要な部分の変更を行ったときは、別紙4-2 取扱い1に定める様式により事業計画等変更手続報告書を地方農政局長等へ提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他農業法人及び農業者が原則としてその構成員の過半を占め又はその資本金（基本財産を含む。）の過半を出資若しくは拠出している団体が事業計画の重要な部分の変更を行った旨の報告があったときは、別紙4-2 取扱い1に定める様式により事業計画等変更手続報告書を地方農政局長等に提出するものとする。

第7 事業の達成状況報告等

- 1 事業実施主体は、集落基盤再編型の達成状況を以下のとおり報告するものとする。
 - （1）事業計画に定める事業の目標について、達成状況を検証し、事業完了年度から5年度後の3月31日までに別紙4-2 取扱い1に定める様式により、当該検証結果を地方農政局長等に報告するものとする。
 - （2）平成17年度までに採択され、かつ、平成18年度において実施中の事業に係る地区については、基本計画又は第4の1の（3）の事業計画の策定に際して基本とした農村振興基本計画と同等の計画において掲げた目標に対する達成状況を検証し、当該検証結果を（1）に準じて報告するものとする。

第8 事業の推進

- 1 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 2 都道府県知事は、事業計画の作成及び本事業の実施の適正かつ円滑な推進のために必要な助言、指導その他所要の措置を講ずるものとする。
- 3 都道府県知事及び市町村長は、農業・農村の活性化のために必要な他事業との調整を図り、本事業の実施の効率的な推進に努めるものとする。
- 4 都道府県及び市町村は、本事業の趣旨に即し、当該事業に係る農家等の負担額

の軽減が図られるよう所要の措置を講ずるものとする。

第9 助成

- 1 国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、別紙 4-2 取扱い 1 に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合以外の者が本事業により設置された発電施設により再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度（以下この別紙において「固定価格買取制度」という。）による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。

- 2 本事業の実施に関し必要な資金の融資

本事業の実施に関し必要な資金については、次に掲げるところにより、日本政策金融公庫資金又は農業近代化資金の融通を受けることができるものとする。ただし、実施計画を策定するための事業にあつては、この限りではない。

- （1）日本政策金融公庫資金の貸付条件は、日本政策金融公庫の業務方法書に定めるところによるものとする。
- （2）農業近代化資金の貸付条件は、農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）及び農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）に定めるところによるものとする。

第10 発電施設における固定価格買取制度との調整等

- 1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下この別紙において同じ。）が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。

- 2 本事業で設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和 2 年 11 月末日までに交付要綱第 4 に規定する事業の交付申請等を行い、その後交付決定を受けて整備するものについてはこの限りではない。

- （1）停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。
- （2）農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、管理所内の電気設備に発電電力を直接供給できる機能を有すること。

第 11 その他

- 1 本事業の実施については、法、土地改良法施行令及び土地改良法施行規則その他の法令に定めるところによる。
- 2 本事業により農業用ため池を対象とした整備等を行う場合は、当該ため池が、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成 31 年法律第 17 号）附則第 2 条第 1 項に規定する農業用ため池（国又は地方公共団体が所有するものを除く。）の届出又は同法第 4 条第 3 項に規定するデータベースへの記録がなされているため池であることを事業実施主体となる者は確認すること。
- 3 運用別表区分の欄 1 の事業種類の欄（1）～（8）の事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。
- 4 3 に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は 3 の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

第 12 経過措置

- 1 農地環境整備事業実施要綱（平成 4 年 7 月 15 日付構改 D 第 457 号）の第 5 の 1 及び 2 に基づいて採択された地区であって、平成 24 年度以降も継続して事業を実施する地区については、本運用の規定を適用するものとする。
- 2 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2454 号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 の農地環境整備事業に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本運用の規定を適用するものとする。
- 3 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号。以下この別紙において「地域自主戦略交付金交付要綱」という。）別紙 19（集落基盤整備事業）、別紙 20（中山間地域総合整備事業に係る運用）、別紙 22（農地環境整備事業に係る運用）の規定に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降も農山漁村地域整備交付金により継続して事業を実施する地区については、本運用の規定を適用するものとする。

- 4 3により移行された地区の取扱いについては、地域自主戦略交付金交付要綱の例による。ただし、同交付要綱の別紙 19 の第 3 の 1 の助成経費については、第 10 の 1 によるものとする。
- 5 地域自主戦略交付金交付要綱別紙 19 の第 2、別紙 20 の第 4、別紙 22 の第 5 の規定に基づいて、平成 24 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本運用に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。
- 6 農山漁村地域整備交付金実施要綱の一部改正について（平成 28 年 4 月 1 日付け農林水産事務次官依命通知）による改正前の実施要綱第 2 の 1 の（2）の①の アのうち（サ）（集落基盤整備事業）及び（シ）（中山間地域総合整備事業）に基づき事業を実施してきた地区については、本運用の規定を適用するものとする。
- 7 農山漁村地域整備交付金実施要綱の一部改正について（平成 30 年 3 月 30 日付け農林水産事務次官依命通知）による改正前の実施要綱第 2 の 1 の（2）の①の アのうち（シ）（農村集落基盤再編・整備事業）及び（ス）（農地環境整備事業）に基づき事業を実施してきた地区については、本運用の規定を適用するものとする。
- 8 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 生畜第 1968 号、26 農振第 1939 号、26 林整計第 840 号、26 水港第 3629 号）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号、21 農振第 2454 号、21 林整計第 336 号、21 水港第 2724 号）に基づき事業を実施している地区であって、平成 27 年度以降も継続して事業を実施する地区については、第 3 の 4 の（1）のアの③の別に定める要件を満たす地域であるとみなす。
- 9 令和 4 年度までに採択された地区であって令和 5 年度に別表区分の欄 4 に掲げる事業を新設する場合又は令和 5 年度に新規採択された地区であって令和 6 年度に別表区分の欄 4 に掲げる事業を新設する場合にあつては、当該事業の新設は第 6 に定める事業計画の重要な部分の変更に該当しないものとする。

別表 農村集落基盤再編・整備事業の事業種類及び内容

区分	事業種類	事業内容
1 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備事業	農業用排水施設の新設、廃止又は変更（これに準ずる施設の新設、廃止又は変更を含む。）
	(2) 農道整備事業	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更（これに準ずる施設の新設、廃止又は変更を含む。）、並びに農道橋等の保全対策
	(3) ほ場整備事業	農用地等の区画形質の変更及びこれと相当の関連がある他の工事を一体として行う事業
	(4) 農用地開発事業	農用地の造成、農用地以外の土地の畑地への地目変換（農用地間の地目変更を含む。）とこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更
	(5) 農地防災事業	農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するため必要な施設の新設、廃止又は変更
	(6) 客土事業	農用地につき行う客土
	(7) 暗渠排水事業	農用地につき行う完全暗渠の新設又は変更
	(8) 農用地の改良又は保全事業	(1)～(7)以外の農用地の改良又は保全のため必要な事業
2 農村生活環境整備事業	(1) 農業集落道整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備及び土地改良施設を有機的に連絡し、その管理等に供する連絡道の整備
	(2) 営農飲雑用水施設整備事業	家畜の飼育、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備
	(3) 農業集落排水施設整備事業	農業用排水の機能維持を図るために行う雨水を排除する集落内の排水施設の整備
	(4) 農業集落防災安全施設整備事業	農業集落の防災と安全を図るため必要な土留防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備
	(5) 用地整備事業	ほ場整備等により創出された非農用地の整備及び農業施設・農業近代化施設、公用・公共施設の用地の整備
	(6) 活性化施設整備事業	農業生産活動等の拠点として利用されることにより農業・農村の活性化に資する多目的施設の整備
	(7) 地域農業活動拠点施設整備事業	農業生産活動、農業生産基盤の維持管理等の拠点として利用される施設の整備
	(8) 集落環境管理施設整備事業	農業集落における環境を保全管理するための農山廃棄物等の処理、再利用等の施設及びこれに附帯する施設の整備

	(9) 交流施設基盤整備事業	農業振興活動やそれに関連する都市交流等の場として必要な多目的広場等の整備及びこれに附帯する施設の整備
	(10) 情報基盤施設整備事業	土地改良施設等の維持管理や緊急時の情報伝達に必要な施設の整備
	(11) 市民農園等整備事業	ほ場の整備その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次のいずれかの事項を内容とするもの ① 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの ② 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの ③ ①又は②に附帯する都市との交流のために必要な施設の整備
	(12) 生態系保全施設等整備事業	① 土地改良施設等の農業施設が有すべき自然環境、生態系保全機能の増進を図るための施設の整備及びその周辺環境の美化を図るための修景施設 ② 農地及び土地改良施設の国土保全機能を強化し、土砂流出等による下流域の生態系への悪影響を低減するために行う整備（離島又は奄美群島において行うものに限る。）
	(13) 地域資源利活用施設整備事業	農村地域における地域資源を利活用して農業生産の補完等を行うための施設整備
	(14) 施設補強整備事業	農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業施設の安全性確保のために必要な補強
	(15) 施設環境整備事業	農林水産省所管事業に係る助成等をもって整備された農業施設の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修
	(16) 歴史的な土地改良施設保全整備事業	歴史的な土地改良施設の歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設機能の維持又は向上及び安全性の確保のために緊急に必要な補強工事及びこれと一体的に整備する施設の整備
	(17) 施設集約整備事業	集落基盤再編計画に基づく、農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業農村施設の撤去、これに附帯して利用が見込まれなくなる農業集落道等の撤去及び撤去跡地の整備
	(18) 交換分合事業	農用地等の交換分合
	(19) 集落土地基盤整備事業	ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業
3 保全管理等事業	(1) 高付加価値農業基盤整備事業	高付加価値農業の営農に必要な用水及び排水対策等
	(2) 附帯事業	本事業区域内に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転
	(3) 用地整備事業	耕作放棄地等に係る土地を農業近代化施設、公用・公共用施設の

		用地、森林等として利活用するために必要な用地の整備
	(4) 市民農園等整備事業	① 耕作放棄地等をア又はイに掲げる農用地として利活用するために行うほ場整備その他農用地の改良若しくは保全のために必要な施設の整備 ア 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第2条第2項に規定する市民農園の用に供する農用地 イ 集落農園の用に供する農用地 ② ①に附帯して都市との交流のために必要な施設の整備
	(5) 生態系保全施設整備事業	耕作放棄地等に係る土地における自然環境及び生態系保全機能の増進を図るための施設及びこれに附帯する施設の整備
	(6) 遊水池整備事業	耕作放棄地等に係る土地を周辺の優良農地又は土地改良施設等を保全する空間として利活用するために必要な周辺地域からの流水を一時的に貯留する施設及びこれに附帯する施設の整備
	(7) 土地改良施設の撤去及び跡地整備	保全管理区域において営農上不要になった土地改良施設の撤去及び跡地の整地等の整備
	(8) 交換分合事業	農用地等の交換分合
4 農業生産基盤整備附帯事業	埋蔵文化財調査事業	事業区域で行う埋蔵文化財の調査
5 特認事業	特認事業	地方農政局長等が特に必要と認める事業

注) 「離島」とは離島振興法(昭和28年法律72号)に基づく指定地域とする。

「奄美群島」とは奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく指定地域とする。

運用 2（農業集落排水事業）

第 1 農業集落排水事業の内容等

- 1 事業実施主体は、都道府県、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他農業者等が組織する団体であって、別紙 4－2 取扱い 2 第 1 に定める要件を満たしているものとする。ただし、2 の(2)及び(3)の事業実施主体は、市町村に限るものとする。
- 2 事業の内容は、以下のとおりとする。
 - (1) 汚水若しくは雨水を処理する施設又は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに附帯する施設（以下この別紙において「農業集落排水施設等」という。）の整備又は改築
 - (2) (1)の事業の施行に必要な調査及び計画の策定
 - (3) 農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた構想計画（以下この別紙において「最適整備構想」という。）の策定
- 3 2 の(1)の事業実施主体は、市町村が作成する農業集落排水資源循環促進計画に即して、農業集落排水事業計画（以下この別紙において「事業計画」という。）を作成し、これに基づき事業を実施するものとする。

第 2 資源循環促進計画

- 1 農業集落排水資源循環促進計画（以下この別紙において「資源循環促進計画」という。）は、市町村長が作成するものとする。
- 2 資源循環促進計画は、原則として、市町村のうち農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき指定された農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。）全域を対象として作成するものとする。
- 3 資源循環促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 農業集落排水汚泥処理の現状
 - (2) その他の有機物資材の処理の現状
 - (3) 農業集落排水汚泥等の循環利用に関する基本方針
 - (4) 対象となる農業集落排水汚泥等
 - (5) 農業集落排水汚泥等の再生資源化に関する計画
 - (6) 再生資源の利用に関する計画
 - (7) 再生資源の利用促進方策
 - (8) 農業集落排水汚泥等の循環利用スケジュール
 - (9) 農業集落排水処理水の循環促進に関する考え方

第 3 第 1 の 2 の(1)の事業計画

- 1 事業計画は、原則として、事業実施主体となる者が作成するものとする。ただし、事業実施主体となる者の要請により、事業の規模、内容等を勘案し、都道府県知事が作成する場合は、この限りでない。
- 2 事業計画は、主として連続した農業集落の領域であって、社会的・歴史的・地理的条件、土地利用及び水利用の状況、住民の日常の生活圏域、住民の意識等からみて一体と考えられる区域（以下この別紙において「集落圏」という。）を対象として作成するものとする。
- 3 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 事業の目的

- (2) 事業計画区域の範囲
 - (3) 工事計画
 - (4) 費用の総額及びその内容
 - (5) 事業実施主体
 - (6) 費用負担の方法
 - (7) 施設の予定管理者及び予定管理方法
 - (8) 資金計画
 - (9) 工期
- 4 事業計画は、集落圏における農業生産基盤、農村生活環境基盤等との調和に配慮して定めるものとする。
- 5 当該事業計画の作成に当たり必要がある場合には、農業集落排水事業の実施に関する施設の管理者及び関係都道府県の担当部局と協議調整を図るよう努めるものとする。
- 6 当該事業計画の作成に当たり、環境省所管の公共浄化槽等整備推進事業又は総務省所管の個別排水処理施設整備事業と連携して農業集落排水事業を実施することが効率的と認められる場合には、連携計画を作成するものとする。
- 7 連携計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 対象地域の範囲
 - (2) 事業の概要
 - (3) 公共浄化槽等整備推進事業又は個別排水処理施設整備事業の概要
 - (4) 費用の総額及び負担方法
 - (5) 施設の予定管理者
 - (6) 家屋間の最大距離

第4 第1の2の(1)の事業実施手続き

- 1 都道府県知事は新たに交付金を充当して第1の2の(1)の事業を実施しようとするときは、農山漁村地域整備交付金実施要綱第2の2の(2)の③に定める要件の確認に必要な資料として別紙4-2取扱い2に定める様式による事業計画（第3の6の規定に基づき連携計画が策定された場合には、事業計画の概要表及び連携計画。以下この別紙において同じ。）及び資源循環促進計画の概要表を添付し、事業実施計画報告書を地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長。その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下この別紙において同じ。）に提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合又は第1に定める農業者等が組織する団体から、別紙4-2取扱い2に定める様式による資源循環促進計画及び事業計画の概要表並びに事業計画書を添付して新たに交付金を充当して第1の2の(1)の事業を実施したい旨の申請があつたときは、事業計画について承認を行った上で、資源循環促進計画及び事業計画の概要表を地方農政局長等に提出するものとする。
- 3 市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合又は第1に定める農業者等が組織する団体が事業計画の重要な部分の変更を行うときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。なお、この場合、従前の地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業にあつても、事業計画において新たに工期

を定めるものとする。

- 4 都道府県知事は、重要な部分の変更を行った際及び3の承認を行った際には、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

第5 第1の2の(2)の事業実施手続き

都道府県知事は、市町村長から、別紙4-2取扱い2に定める様式による事業実施申請書により、新たに交付金を充当して第1の2の(2)の事業を実施したい旨の申請があり、事業実施が適当であると認めるときは、事業実施申請報告書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

第6 第1の2の(3)の事業実施手続き

- 1 都道府県知事は、市町村長から、別紙4-2取扱い2に定める様式による事業計画書を添付して新たに交付金を充当して第1の2の(3)の事業を実施したい旨の申請があり、事業実施が適当であると認めるときは、当該事業計画書を添付した事業実施計画報告書を地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 市町村長は、当該事業計画において施設を追加又は対象外とする変更を行うときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。
- 3 都道府県知事は、2の承認を行った際には、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

第7 指導推進

都道府県知事は、農業集落排水事業の実施の適切かつ円滑な推進のための技術的な助言、指導その他の所要の援助を講ずるものとする。

第8 助成

- 1 国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、別紙4-2取扱い2第8に定めるところにより、事業実施主体などに助成する。
- 2 農業集落排水事業の実施に関し、必要な資金については、次に掲げるところにより、日本政策金融公庫資金又は農業近代化資金の融通を受けることができるものとする。
 - (1) 日本政策金融公庫資金の貸付条件は農林漁業金融公庫の業務方法書の定めるところによるものとする。
 - (2) 農業近代化資金の貸付条件は農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）及び農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）に定めるところによるものとする。

第9 第1の2の(3)の事業の実施結果の報告

事業実施主体は、別紙4-2取扱い2に定めるところにより、本事業の実施結果を都道府県知事に報告するものとする。また、地方農政局長等は必要に応じて都道府県知事に報告を求めるものとする。

第10 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）の規定に基づいて事業実施の申請を行っている農業集落排水事業については、本要綱に基づき事業計画等が提出されたものとみなす。
- 2 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）別表1の1の(1)のクに基づき農業集落排水単独事業を実施してきた地区であって、平成24

年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

第11 附則

- 1 従前の農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成14年3月27日付け13農振第3438号農林水産事務次官依命通知）、低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要綱（平成21年3月31日付け20農振第2137号）又は地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）に基づく事業の実施に当たっては、本要綱を準用するものとする。
- 2 交付要綱の改正に伴い、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成14年3月27日付け13農振第3438号農林水産事務次官依命通知）」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要綱（平成21年3月31日付け20農振第2137号農林水産事務次官依命通知）」又は「地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）」を引用し、従前に実施した事業及び当該事業の実施により整備された施設を規定している農林水産事務次官依命通知以外の農林水産事務次官依命通知にあっては、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成14年3月27日付け13農振第3438号農林水産事務次官依命通知）」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要綱（平成21年3月31日付け20農振第2137号農林水産事務次官依命通知）」及び「地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）」をすべて「農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）」と、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要綱」及び「地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）」をすべて「農山漁村地域整備交付金実施要綱」と読み替えるものとする。

運用 3（畜産環境総合整備事業）

第 1 用語の定義

畜産環境総合整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）において肥育豚換算頭数、環境負荷脆弱地域、草地景域活用活性化施設、新技術、農業協同組合等、農地所有適格法人、農地所有適格法人等、養畜の業務を営む者とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。

1 肥育豚換算頭数

肥育豚換算頭数とは、各家畜の頭数を排せつ物の量を勘案して次の換算係数により肥育豚の頭数に換算して合計したものをいう。

ア 成牛 1 頭につき	5.0 頭
イ 育成牛 1 頭につき（24 カ月未満）	2.5 頭
ウ 繁殖豚 1 頭につき	2.0 頭
エ 鶏 1 羽につき	0.02 頭

2 環境負荷脆弱地域

環境負荷脆弱地域とは、次のいずれかに該当する地域をいう。

ア 水質等規制地域

(ア) 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法（平成 6 年法律第 9 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく水質保全に係る指定地域

(イ) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく排水基準に係る指定湖沼若しくは指定海域に流入する公共用水域等に係る地域又は第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく総量規制に係る指定地域

(ウ) 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）第 3 条の規定に基づく悪臭物質の排出規制に係る規制地域

(エ) 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく関係府県の区域

(オ) 湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 3 条第 2 項の規定に基づく指定地域

(カ) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（昭和 55 年条約第 28 号（ラムサール条約））の指定湿地に流入する地域（湿地の保全を促進するための計画が作成され又は作成されることが確実と見込まれる湿地に限る。）

(キ) 都道府県条例等に基づく水質保全に係る指定地域

イ 水道水源の上流域

ウ クリプトスポリジウム等の人の健康に深刻な影響を与える病原性微生物の存在が公的機関において確認されている河川又は湖沼に流入する区域

3 草地景域活用活性化施設

草地景域活用活性化施設とは都市住民との交流及び草地景観の適切な利用と保全を図るための施設並びに畜産施設周辺の環境美化を図るために必要な施設をいう。

4 新技術

新技術とは、悪臭の主な発生源である畜舎及び家畜ふん尿処理施設における臭気及び粉じんを除去し得る新技術（近年開発・改良されたか、又はされつつある技術に限る。）であって、次のいずれかに該当する技術をいう。

ア ヤシガラ等の生物資材又は濾過材に増殖した生物により悪臭成分を減少させる技術

イ 光触媒、オゾン等の酸化作用により悪臭成分を減少させる技術

- ウ 活性炭、イオン交換樹脂等に臭気を吸着させ悪臭成分を減少させる技術
- エ その他次に掲げる基準をすべて満たす技術であって地域における波及効果等の観点から事業執行上特に必要と認められる技術
- (ア) 脱臭方式の基礎的技術が試験研究機関や異分野産業で確立されていること。
- (イ) 新規性または独創性に優れた、新たな技術であること。
- (ウ) 畜産経営に適合する技術であり、普及の可能性が高いこと。
- 5 農業協同組合等
農業協同組合等とは、農業協同組合及び農業協同組合連合会をいう。
- 6 農地所有適格法人
農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。
- 7 農地所有適格法人等
農地所有適格法人等とは、農地所有適格法人又はこれに準ずる法人をいう。なお、「これに準ずる法人」とは、養畜の業務を営む農事組合法人、持分会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。）又は株式会社（株主の総数が 50 人以下であって、かつ公開会社（会社法第 2 条第 5 号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。）で、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。
- ア その法人の事業が農業（これと併せて行う林業及び農事組合法人にあるのは農業と併せ行う農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項第 1 号の事業を含む。以下この別紙において同じ。）及びこれに附帯する事業に限られること。
- イ その法人の組合員、社員又は株主の過半数がその法人の営む農業の事業に常時従事する者であること。
- 8 養畜の業務を営む者
養畜の業務を営む者とは、養畜の業務を営む個人又は農地所有適格法人の構成員若しくはこれに準ずる法人の構成員をいうものとする。この場合は、生計を同じにする構成員は 1 人として取り扱うものとする。

第 2 事業の実施方針

- 1 本事業の実施については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）、土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）その他の法令に定めるところによる。
- 2 本事業の実施に当たっては、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号）の規定に即するよう十分留意するとともに、「環境保全型畜産確立対策の総合的な推進について」（平成 5 年 7 月 5 日付け 5 畜 A 第 1074 号農林水産事務次官依命通知）に配慮するものとする。
- なお、本事業の推進に当たっては、水質汚濁、悪臭等各種の畜産経営に起因する環境汚染についての規制が遵守されるよう十分配慮するものとする。
- 3 本事業は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき指定された農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。）の区域において実施するものとする。なお、家畜排せつ物処理施設整備、地域有機質残さ等一体高度処理施設の整備、エネルギー等副産物利用処理施設整備、家畜排せつ物燃焼処理施設整備（以下この別紙において「家畜排せつ物処理施設の整備」という。）及び臭気対策施設の整備に限っては、農業振興地域以外の区域を対象とすることができるものとする。
- 4 本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等

の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。(以下この別紙において「PFI法」という。))の活用に努めるものとする。

- 5 本事業(第6の表の事業実施計画策定事業及びストックマネジメント事業並びに牧場用機械施設整備のうち農機具等を除く。)による盛土・切土等の施工(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

第3 事業の内容及び実施要件

本事業では、次の各号に掲げる種類の事業を実施できるものとし、その実施要件は次の表に掲げるとおりとする。

1 事業の種類

(1) 資源リサイクル事業

畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化を促進するため、基本施設整備事業、利用施設整備事業及び家畜排せつ物処理施設の機能保全(以下この別紙において「ストックマネジメント」という。)事業を行う事業

(2) 草地畜産活性化事業

草地(飼料畑を含む。以下この別紙において同じ。)の持つ多面的機能を活用し、地域の環境整備を行うため、基本施設整備事業及び利用施設整備事業を行う事業

(3) 新技術活用地域環境改善事業

畜産経営に起因する悪臭発生を防止するため、基本施設整備事業及び利用施設整備事業を行う事業

種類	事業実施要件
1 資 源 リ サ イ ク ル 事 業	(1) 将来にわたり畜産主産地として発展が見込まれる地域であって、畜産経営の発展と地域住民の生活環境の保全を図るため、環境汚染防止対策及び生活環境改善対策を緊急に実施する必要があること。 (2) 事業実施計画が、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)に基づき家畜排せつ物の利用の促進が図られるものであること。 (3) 本事業の参加資格者(以下この別紙において「事業参加資格者」という。)の家畜飼養頭羽数が、肥育豚換算頭数でおおむね1,000頭(環境負荷脆弱地域の場合にあっては、おおむね500頭)以上であること。 なお、事業参加資格者に養豚又は養鶏の業務を営む者を含む場合にあっては、家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数でおおむね2,000頭(環境負荷脆弱地域の場合にあっては、おおむね1,000頭)以上であること。 (4) 事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者が原則として3人(環境負荷脆弱地域の場合にあって、かつ、農地所有適格法人等で共同経営の実態を有するものにあっては1法人)以上であること。 (5) 基本施設整備事業及び利用施設整備事業に係る受益面積が、環境負荷脆弱地域において事業を実施する場合を除き、おおむね10ha(た

	だし、事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者の過半数が経営を移転しない場合にあつては、おおむね 5 ha) 以上であること。 (6) 本事業において整備される施設の管理が適正に行われるものと認められること。 (7) 家畜排せつ物処理施設のストックマネジメントを実施する場合は、あらかじめ(1)から(6)の要件を満たしており、かつ、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。 a 地方公共団体、農業協同組合等が所有しており、地域において重要な機能を担う施設であること。 b 老朽化により施設の機能低下が認められること。 c 既存施設を有効活用すると認められる場合であつて、施設機能の向上を主な目的としないものであること。 d 都道府県により施設保全対策実施方針が策定されていること。 e 機能保全計画を策定し、それに基づく機能保全対策を実施すること。
2 草地 畜産 活性化 事業	(1) 将来にわたり畜産主産地としての発展が見込まれる地域であること。 (2) 草地景域活用活性化施設用地の造成整備又は草地景域活用活性化施設の整備を行うとともに、環境保全に配慮した整備計画となっていること。 (3) 基本施設整備事業に係る受益面積がおおむね 30ha 以上であること。 (4) 事業実施地区における事業完了後の草地面積が都府県にあつては、おおむね 100ha 以上、北海道にあつては、おおむね 300ha 以上が見込まれる地域であること。 (5) 事業実施地区における家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数でおおむね 2,000 頭以上であること。 (6) 本事業において整備される施設の管理が適正に行われるものと認められること。
3 新技術 活用 地域 環境 改善 事業	(1) 将来にわたり畜産主産地としての発展が見込まれる地域であつて、畜産経営に起因する悪臭発生防止対策を緊急に実施する必要がある地域のうち、その地域が属する都道府県の家畜飼養頭羽数（肥育豚換算頭数）が中位の都道府県の飼養頭数を上回っていること。 (2) 事業参加資格者の家畜飼養頭羽数が、肥育豚換算頭数でおおむね 2,000 頭以上であること。 (3) 事業参加資格者（農地所有適格法人等にあつては、その構成員）が原則としておおむね 10 人以上であつて、このうち新技術を用いる畜産経営の担い手（認定農業者等）が半数以上であること。 なお、ここに定める畜産経営の担い手（認定農業者等）とは、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた畜産経営者又は認定を受けることが確実と見込まれる畜産経営者（畜産経営を行おうとする者を含む。）をいうものとする。 (4) 本事業により実施する基本施設整備事業及び利用施設整備事業に係る受益面積がおおむね 30 ha 以上であること。 (5) 新技術の導入により地域の環境改善が図られ、畜産主産地の育成により地域の飼料基盤面積が増加すること。 (6) 本事業において整備される施設の管理が適正に行われるものと認められること。

2 受益面積

上記の表に定める受益面積は、事業の種類ごとに次の表に掲げる面積を合算して算定するものとする。ただし、重複して算定してはならない。

種類	項目	受益面積の範囲
1 資源リサイクル事業	(1) 基本施設整備事業	ア 草地の造成整備面積 イ 家畜排せつ物土地還元施設の整備に係る受益農用地面積 ウ 水質汚染防止基盤の整備に係る面積 (ア) 水質浄化林の整備に係る面積及びこれに連担する家畜排せつ物還元用草地の面積 (イ) 浄化水路の整備に係る面積及びこれに流入する畜産施設用地の面積 (ウ) 浄化池、汚水処理池の整備改良に係る面積 (エ) 畜産施設及びその周辺の地下水汚染防止施設の整備改良に係る面積 エ 畜産施設用地の造成面積 オ 道路整備に係る受益面積 (ア) 草地の造成整備に係る道路の受益農用地面積 (イ) 家畜排せつ物の土地還元のために造成整備される道路の受益農用地面積 カ 移転跡地の復元整備に係る面積 キ 周辺環境基盤の整備に係る面積
	(2) 利用施設整備事業	本事業により整備される家畜排せつ物処理施設の整備により処理される家畜排せつ物を土地還元するための農用地面積（書面等により、その旨が確認できるものに限る。）
2 草地畜産活性化事業	基本施設整備事業	ア 草地の造成整備面積及び野草地の整備面積 イ 水質浄化林・浄化水路の整備に係る面積 (ア) 水質浄化林の造成に係る面積及びこれに連担する家畜排せつ物還元用草地の面積 (イ) 浄化水路の整備に係る面積及びこれに流入する畜産施設用地の面積 ウ 草地景域活用活性化施設用地の造成整備面積 エ 施設周辺の環境整備に係る造成整備面積 オ 家畜排せつ物土地還元施設の整備に係る受益農用地面積 カ 用排水施設整備に係る受益面積 キ 道路整備に係る受益面積 (ア) 草地の造成整備に係る道路の受益農用地面積 (イ) 家畜排せつ物の土地還元のために造成整備される道路の受益農用地面積
3 新技術活用用地	(1) 基本施設整備	ア 草地の造成整備面積 イ 臭気対策施設用地の造成整備面積 ウ 用排水施設の整備に係る受益面積 エ 雑用水施設の整備に係る受益面積 オ 防災施設の整備に係る受益面積

域 環 境 改 善 事 業	事 業	
	(2) 利 用 施 設 整 備 事 業	本事業により整備される臭気対策施設から発生する家畜排せつ物を土地還元するための農用地面積（書面等により、その旨が確認できるものに限る。）

第4 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県とする。ただし、次に掲げる事業を除き都道府県が当該法人の社員若しくは寄附財産の拠出者となっている法人又は都道府県知事若しくはその氏名を受けた者が当該法人の理事となっている法人（営利を目的としない法人に限る。）であって、都道府県知事が事業実施主体として適当と認める法人、又はP F I法第6条の規定に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者（以下この別紙において「事業指定法人」という。）に実施させることができるものとする。

- (1) 第6の表の区分欄1、2及び3の工種欄(1)の事業実施計画策定事業
- (2) 第6の表の区分欄1の工種欄(3)のストックマネジメント事業のうち(ア)の機能保全計画策定

第5 事業参加資格者

本事業の参加資格者は、事業の種類ごとに次の表に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

種類	事業参加資格者の要件
1 資 源 リ サ イ ク ル 事 業	(1) 草地、水質汚染防止基盤又は畜産施設用地の造成整備改良を希望する場合にあつては、農業者、農業協同組合等であつて、当該土地につき所有権その他の使用収益権を有し、又は有することとなるものと見込まれる者。 なお、ここに定める「農業者」とは、農業を営む個人又は農地所有適格法人の構成員若しくはこれに準ずる法人の構成員をいうものとする。この場合は、生計を同じにする構成員は1人として取り扱うものとする（以下3の(1)において同じ）。 (2) 家畜排せつ物土地還元施設又は家畜排せつ物処理施設の整備を希望する場合にあつては、農業者、地方公共団体、農業協同組合等。 なお、株式会社（(3)に定める株式会社を除く。）については、地域の畜産環境の整備を図るうえで、その経営する施設についても一体として事業を実施することが適当であると認められる場合には、当該施設をも含めて事業実施計画を作成しても差し支えないが、事業参加資格者としては認めないものとする。したがって、第3の1の表1(3)から(5)までの要件の適用に当たっては、受益面積又は養畜の業務を営む者には当該株式会社に係る受益面積又は養畜の業務を営む者を算入しないものとし、補助金の交付に当たっては、当該株式会社に係る事業費は対象経費から除外して取り扱うものとする。ただし、地方公共団体、農業協同組合等が過半数を出資している株式会社等であつて、地域の畜産環境の整備を図るうえで、事業を実施することが適当であると認められる場合には、事業参加資格

	者とすることができるものとする（以下３の(2)において同じ）。 (3) (1)又は(2)に掲げる要件のうち、いずれかを満たす農地所有適格法人等、農事組合法人又は株式会社（地方公共団体、農業協同組合等が過半数を出資している場合に限る。以下２の(3)又は３の(3)において同じ。）
2 草地畜産活性化事業	(1) 草地又は草地景域活用活性化施設用地の造成整備改良を希望する場合にあつては、農業者（公共牧場の管理経営を行う者及び農業協同組合等を含む。以下(2)において同じ。）であつて、当該土地につき所有権その他の使用収益権を有し、又は有することとなるものと見込まれる者 (2) 草地景域活用活性化施設、家畜排せつ物土地還元施設又は家畜排せつ物処理施設整備を希望する場合にあつては、農業者 (3) (1)又は(2)に掲げる要件のうち、いずれかを満たす農地所有適格法人等、農事組合法人又は株式会社
3 新技術活用地域環境改善事業	(1) 草地又は臭気対策施設用地の造成整備改良を希望する場合にあつては、農業者、農業協同組合等であつて、当該土地につき所有権その他の使用収益権を有し、又は有することとなると見込まれる者 (2) 臭気対策施設の整備を希望する者のうち、農業者、地方公共団体、農業協同組合等 (3) (1)又は(2)に掲げる要件のうち、いずれかを満たす農地所有適格法人等、農事組合法人又は株式会社

第６ 事業工種等

１ 工種

本事業で実施できる工種については、次の表に掲げるとおりとする。

区分	工 種	内 容
1 資源リサイクル事業	(1) 事業実施計画策定事業	都道府県が行う事業実施計画の作成及びこのために必要な調査
	(2) 基本施設整備事業 ア 草地造成改良	草地の造成改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）
	イ 草地整備改良	草地（既耕地を飼料基盤として整備する土地を含む。）の整備改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）
	ウ 家畜排せつ物土地還元施設整備	家畜排せつ物の肥培かんがい施設又はこれに類する土地還元施設の新設又は改良 家畜排せつ物土地還元施設の整備は、家畜排せつ物の土地還元を行うための肥培かんがい用に供される畜舎外の固定施設（家畜排せつ物調製利用施設を含む。）又はこれに類する施設とし、当該施設の規模は、事業の効果を十分勘案したものでなければならない。

エ 水質汚染防止基盤整備	(ア) 水質浄化林・浄化水路の造成整備 水質汚染の防止に必要な水質浄化林・浄化水の造成整備、浄化池・汚水処理池等の整備改良、畜産施設及びその周辺等の地下水汚染防止施設等の整備改良 水質浄化林の植栽は2列以上、その幅は概ね3メートル以上で公共用水域等の周辺に植栽するものとし、樹種及び樹齢は窒素吸収能力及び経済性を考慮したものでなければならない。 浄化水路の造成整備は、水質を浄化する機能を有する植物や浄化用骨材等を利用して水質を浄化する水路の造成改良とするが、単年性の植物等の種子については対象としない。 (イ) 浄化池、汚水処理池の整備改良 浄化池、汚水処理池の浚渫、埋め戻し及び防漏処理 (ウ) 畜産施設及びその周辺の地下水汚染防止施設の整備改良 整備される畜産施設及びその周辺の地下水汚染防止施設の整備改良に限るものとし、住宅地内のものについては対象としない。
オ 畜産施設用地造成整備	整備される畜産施設用地の造成整備
カ 道路整備	整備される草地及び畜産施設の管理利用に必要な道路（家畜排せつ物土地還元の用に供する道路を含む。）の整備
キ 用排水施設整備	整備される草地又は家畜排せつ物土地還元施設用地、畜産施設用地及びその周辺環境基盤に係る用排水施設（飲雑用排水施設を含む。）の整備
ク 隔障物整備	整備改良又は造成された草地における家畜の放牧に必要な隔障物の新設又は改良
ケ 移転跡地の復元整備	畜産経営の移転が行われた跡地に係る復元整備 この場合の対象用地は、公共の用に供することが書面等により確認できるものでなければならない。
コ 周辺環境基盤整備	(ア) 環境保全基盤の造成整備 a 環境保全林の造成整備 畜産経営に起因する環境汚染を防止し、畜産経営の環境保全に必要な樹林地の造成整備。植栽は2列以上、その幅はおおむね3メートル以上植栽するものとし、樹種、樹齢は環境保全機能及び経済性を考慮したものでなければならない。 b 緑地帯の造成整備 主として景観の改善のために、畜産施設周辺にシバ等の植物（販売用のものを除く。）を植栽するものとするが、単年性の植物等の種子については対象としない。 c 広場、浄化池等の造成整備 原則として畜産施設周辺の環境整備に資するものの整備に限る。 d 花壇、構内舗装の造成整備 畜産施設又は環境保全施設の敷地内又はその敷地周辺に限るものとし、住宅地内のものについては対象

	としない。また、単年性の植物等の種子についても対象としない。 (イ) 交流基盤の造成整備 堆きゅう肥実証圃を兼ねたふれあい農園及びふれあい牧場、広場、浄化池、駐車場、管理道路、かん排水施設、交流施設に係る基盤造成とする。
(3) 利用施設整備事業 ア 家畜排せつ物処理施設整備	家畜排せつ物処理施設整備及び家畜排せつ物の運搬等機械の整備は、計画処理量、処理方法、機種、台数が家畜排せつ物の処理量からみて妥当なものでなければならない。
イ 地域有機質残さ等 一体高度処理施設整備	地域有機質残さ等一体高度処理施設の整備及び家畜排せつ物の運搬等機械の整備は、家畜排せつ物と地域の有機質残さ（生ゴミ、食品加工残さ等たい肥又は飼料原料に利用可能なものをいう。）を一体的に処理し、地域におけるリサイクル利用が図られるものとする。
ウ エネルギー等副産物 利用処理施設整備	エネルギー等副産物利用処理施設の整備及び家畜排せつ物の運搬等機械の整備は、当該施設導入の必要性が高く、エネルギー又は浄化処理水が有効に利用されると見込まれるものとする。 なお、対象地域は、環境負荷脆弱地域であって、かつ畜産高密度地域とする。
エ 家畜排せつ物燃焼 処理施設整備	家畜排せつ物燃焼処理施設整備及び家畜排せつ物の運搬等機械の整備は、当該施設導入の必要性が高く、家畜排せつ物を炭化処理することにより減容化を図るため、燃焼灰の全量を肥料として農用地に還元する等循環利用するものであり、かつ、燃焼熱を利用したバイオマス発電（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法に基づく新エネルギーを電気として売電する場合を含む。）を行うものとする。 なお、対象地域は、環境負荷脆弱地域であって、かつ畜産高密度地域とする。
オ 地域有機質残さ飼料 化施設整備	地域の有機質残さに係る飼料化施設の整備
カ 水質汚染防止施設 整備	畜産経営により排出される排水の処理施設の整備
キ バイオ燃料生産・活用 農業用機械施設整備	家畜ふん尿の処理過程で発生するメタンガス等を利用するための施設整備 売電を主目的とする施設は対象としない。
ク たい肥土壌分析施設 整備	たい肥又は土壌の分析に係る施設の整備
ケ 水分調整資材収集 製造施設整備	水分調整資材収集製造施設及び水分調整資材収集製造等機械の整備（敷料の収集製造等に係る施設機械の整備を含む。）
コ サイレージ用ラップ 廃棄物処理施設整備	サイレージ用ラップフィルムの廃棄物処理施設の整備（都道府県が樹立する処理計画に基づき、廃ラップフィルムの広域収集・処理の推進に資するものに限る。）
サ 電気導入施設整備	整備される畜産施設に必要な電気を導入する施設の整備
シ その他施設整備	その他施設整備は、家畜排せつ物処理施設の整備と一体的に行うものとする。

		(ア) 農機具庫整備 家畜排せつ物の運搬等機械を格納するものに限るものとし、家畜排せつ物の運搬等機械を格納するのに必要最小限の規模とする。 (イ) 家畜保護施設整備 畜産経営に起因する環境問題が現に発生しているか又は今後発生する恐れが強いと認められる場所から畜舎を移転することにより、移転跡地において環境問題が解消され、かつ、移転先地において環境問題が発生しないと見込まれるものであって、畜産経営の健全な発展のために必要である場合に限る。 (ウ) 周辺環境施設 a 環境保全施設の整備 休憩所、便所、水飲場、ベンチ、藤棚、ゴミ処理施設とする。この場合において、当該施設の造成整備は、周辺環境基盤の造成整備と一体的に行うものとし、原則として畜産施設周辺の環境整備に資するものの整備に限る。 b 交流施設の整備 休憩所、便所、水飲場、ベンチ、藤棚、ゴミ処理施設、管理施設、農機具収納施設、育種苗施設、農畜産物展示施設とする。この場合において、当該施設の整備は、周辺環境基盤の造成整備と一体的に行うものに限る。
	ストックマネジメント事業	(ア) 機能保全計画策定 機能保全計画作成に必要な家畜排せつ物処理施設の機能診断を含む。 (イ) 機能保全対策工事 家畜排せつ物処理施設に係る機能保全計画に基づく対策工事
2 草 地 畜 産 活 性 化 事 業	(1) 事業実施計画策定事業	都道府県が行う事業実施計画の作成及びこのために必要な調査
	(2) 基本施設整備事業 ア 草地造成改良	草地の造成改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）
	イ 草地整備改良	草地（既耕地を飼料基盤として整備する土地を含む。）の整備改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）
	ウ 野草地整備改良	野草地整備改良（牧草導入のための障害物除去、起土及び整地並びに土壌改良資材の購入及び牧草種子の購入及び散布を含む。）及び家畜排せつ物の土地還元に必要な農用地の整備改良
	エ 牧野樹林整備	家畜の保護上必要な樹林の新設又は改良
	オ 水質浄化林・浄化水路造成整備	水質浄化林及び浄化水路の造成整備 水質浄化林の植栽は2列以上、その幅はおおむね3メートル以上で公共用水域等の周辺に植栽するものとし、樹種及び樹齢は窒素吸収能力及び経済性を考慮したものでなければならない。 浄化水路の造成整備は、水質を浄化する機能を有する植物や浄化用骨材等を利用して水質を浄化する機能を

	有する水路の造成改良とするが、単年性の植物の種子は対象としない。
カ 草地景域活用活性化施設用地造成整備	草地景域活用活性化施設の用地（牧場広場、遊歩道、生態環境保全・展示園、駐車場、牧場の管理経営を行うための基地となる畜産施設用地等）の造成整備 (ア) 牧場広場の造成整備は、緑資源及び景観を直接的に活用できる場合に限る。 (イ) 遊歩道の整備は、整備される草地景観を活用した交流拠点と密接に関連ある区域内に限る。 (ウ) 生態環境の保全・展示園の造成整備は、他の関連事業との調整に留意し、大規模な造成整備にならないようにする。 (エ) 駐車場の造成整備は、都市住民や地域住民への緑資源の提供に供する施設の適切な利用の促進を図るため施設整備される場合に限る。 (オ) 整備される草地景域活用活性化施設に必要な用排水施設は、この用地整備に含めて取り扱うものとする。
キ 施設周辺環境整備	環境保全林、緑地帯及び花壇、構内舗装の造成整備 (ア) 環境保全林の造成整備は、環境保全に必要な樹林地の造成整備 (イ) 緑地帯の造成整備は、主として景観の改善のために、畜産施設周辺にシバ等の植物（販売用のものを除く。）を植栽するものとするが、単年性の植物等の種子については対象としない。 (ウ) 花壇、構内舗装の造成整備 畜産施設又は環境保全施設の敷地内又はその敷地周辺に限るものとし、住宅地内のものについては対象としない。また、単年性の植物等の種子についても対象としない。
ク 家畜排せつ物土地還元施設整備	家畜排せつ物の肥培かんがい施設又はこれに類する土地還元施設の整備又は改良 家畜排せつ物土地還元施設の整備は、家畜排せつ物の土地還元を行うための肥培かんがい用に供される畜舎外の固定施設（家畜排せつ物調製利用施設を含む。）又はこれに類する施設とし、当該施設の規模は、事業の効果を十分勘案したものでなければならない。
ケ 用排水施設整備	整備される草地、野草地、家畜排せつ物土地還元施設用地、畜産施設用地及びその周辺環境基盤に係る用排水施設（飲雑用排水施設を含む。）の新設又は改良
コ 防災施設整備	草地及び野草地の造成改良、整備改良若しくは保全上必要な防災施設又は樹林の新設又は改良 防災施設の整備は、現地の地形や地物のもつ防災効用を最大限に活用するために、草地及び施設用地の造成整備並びにその管理利用に当たって必要な地表水の排除、土壌の浸食防止、土砂流出のかん止、のり面の保護、風雪、霜害等の防止軽減等のほか、家畜の放牧や家畜排せつ物の土地還元に伴う水質問題の検討結果を踏まえたものとする。
サ 道路整備	整備される草地及び畜産施設の管理利用に必要な道

	路（家畜排せつ物土地還元の用に供する道路を含む。）の新設又は改良
(3) 利用施設整備事業 ア 草地景域活用活性化施設整備	草地景域活用活性化施設の新設又は改良 (ア) 草地景域活用活性化施設は、地域に密着したものであり適正な利用計画に基づく施設規模及び利用者の安全衛生に留意したものとする。 (イ) 自然観察・調査施設（遠隔観察施設を含む。）は、自然の生態系を直接・間接的に調査・観察するための施設を対象とするが、他の関連事業との調整に留意し、大規模な施設整備にならないようにする。 (ウ) 体験実習加工施設は、規模、性能等は利用計画、耐用年数からみて適切なものでなければならない。なお、加工施設を整備する場合は、加工体験実習が行える設備を備えるものとし、他の関連事業との調整に留意し、大規模な施設整備にならないようにする。
イ 家畜排せつ物処理施設整備	家畜排せつ物処理施設整備及び家畜排せつ物の運搬等機械の整備は、計画処理量、処理方法、機種、台数が家畜排せつ物の処理量からみて妥当なものでなければならない。
ウ 電気導入施設整備	整備される施設に必要な電気を導入する施設の新設又は改良（自然エネルギー利用発電施設を含む。） (ア) 本事業により整備される家畜保護施設、家畜排せつ物処理施設等の利用に必要なものとし、各施設の立地条件、経営方式、施設の配置、規模、容量を十分検討して行うものとする。 (イ) 自然エネルギー利用発電施設について、自然条件の変動により、余剰電力（発電施設により発生した電力のうち、利用施設に必要な電気相当量を差し引いた電力。）が生じた場合においては売電を行うこともできるものとするが、売電を主目的とする施設については対象としない。
エ 隔障物整備	整備改良又は造成された草地、野草地、牧野林における家畜の放牧に必要な隔障物の新設又は改良
オ 家畜保護施設整備	家畜の飼養に必要な避難舎、看視舎、増飼施設の新設又は改良 家畜保護施設の整備における規模・構造については、畜産経営の負担とならないように努めるものとする。
カ 飼料調製貯蔵施設整備	草地の利用に必要な飼料乾燥施設又は飼料貯蔵施設の新設及び改良
キ 衛生管理施設整備	家畜の疾病予防又は衛生対策に必要な衛生舎薬浴、牛衡等の施設の新設又は改良
ク 放牧馴致施設整備	家畜の放牧馴致に必要なパドック、シェルター、草架等の施設の新設又は改良
ケ 牧場用機械施設整備	牧場の管理利用に必要な機械施設の整備 牧場用機械施設の整備は、畜産経営に必要な農機具庫、草地の利用に必要な農機具等とし、能力、機種及び台数は管理経営規模からみて妥当なものでなければならない。
コ 防護柵整備	牧場への来訪者の安全を図るための防護柵の新設又は改良

3 新技術活用 地域環境改善事業	(1) 事業実施計画策定事業	都道府県が行う事業実施計画の作成及びこのために必要な調査
	(2) 基本施設整備事業 ア 草地造成改良	草地の造成改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）
	イ 草地整備改良	草地（既耕地を飼料基盤として整備する土地を含む。）の整備改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）
	ウ 家畜排せつ物還元農用地造成整備	家畜排せつ物の土地還元に必要な農用地の造成改良又は整備改良
	エ 臭気対策施設用地造成整備	牧場の管理経営を行うための基地となる臭気対策施設用地の造成整備
	オ エに附帯する施設整備	臭気対策施設の整備に伴い必要な基盤の整備
	カ 用排水施設整備	整備される草地、畜産施設用地及びその周辺環境基盤に係る用排水施設（飲雑用排水施設を含む。）の新設又は改良
	キ 雑用水施設整備	草地に係る経営に必要な水資源取水施設及び導配水施設の新設又は改良
	ク 防災施設整備	草地の造成改良、整備改良若しくは保全上必要な防災施設又は樹林の新設又は改良
	(3) 利用施設整備事業 ア 臭気対策施設の整備（臭気対策を行う牧場に係る施設整備）	臭気対策を行う家畜の飼養に必要な施設又は家畜排せつ物の処理に必要な施設の新設又は改良 (ア) 家畜飼養管理施設の整備改良 (イ) 家畜排せつ物処理施設整備
	イ アの附帯施設整備	臭気対策施設に附帯する施設の新設又は改良

2 効果促進事業

上記の工種欄に掲げる事業のほか、実施要綱第3に定める農山漁村地域整備計画の目標を達成するため本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な場合に限り効果促進事業を実施することができる。この必要な場合とは、家畜排せつ物の管理の適正化と利用の促進に資する場合をいう。

3 草地造成改良及び整備改良

草地の造成改良及び整備改良については、上記の表に定めるほか次に定めるところによるものとする。

- (1) 通常の作業の他に、特殊土壌のために、マサ抜き、心土破碎等を必要とする団地についてはその経済性を勘案し当該事業に要する経費（人夫費、機械施工料等）を補助の対象とする。
- (2) 除草に用いる除草剤並びに抜根及び除石に用いる火薬類の購入に要する費用は、現地の状況に応じ補助の対象とする。
- (3) 有機質資材は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第2条第2項に規定する特殊肥料又は汚泥を原料として生産される普通肥料のうち、品質表示又は保証票の添付のあるものに限るものとする。
- (4) 土壌改良資材は、土壌の改良に要する石灰質資材（炭カル等をいう。）及び燐酸質資材（溶性燐肥等及び草地用化成（農林水産省の登録銘柄に限るものとし、事業実施主体が独自に混合するものは含まない。））とする。
- (5) 牧草種子は、品質証明を受けた優良牧草種子（原則として都道府県の定める奨励品種であること。）とする。

(6) 飼料畑とは、青刈飼料作物、一年生牧草、飼料用根菜、飼料用果菜又は飼料用作物を主として栽培する土地であって、飼料畑に係る種子の購入及び散布に要する経費は補助の対象としない。

(7) 蹄耕法による草地造成改良に対する助成

草地造成改良を蹄耕法によって行う場合の重放牧に必要な管理人夫の雇用に要する経費は、補助対象とする。

4 畜産高密度地域の計算方法

高度処理施設を設置する市町村について、下記の計算式により算出された単位耕地面積当たり畜産由来窒素産出量がおおむね 30kgN/10a (水質等規制地域にあつてはおおむね 10kgN/10a) 以上となる地域を畜産高密度地域とする。なお、高度処理施設において家畜排せつ物を処理しようとする養畜の業務を営む者が複数市町村にまたがる場合には、当該市町村の全体を一つの地域として計算すること。

【計算式】

畜産由来窒素産出量 (kgN)

$= \Sigma \{ \text{原単位 (kgN/頭(羽)/日)} \times \text{家畜頭数(頭)} \times 365(\text{日}) \}$

※処理対象家畜について合計する。

単位面積あたり畜産由来窒素産出量 (kgN/10a)

$= \text{畜産由来窒素産出量 (kgN)} / \text{耕地面積 (ha)} \times 10$

・原単位：以下の表のとおり

・家畜頭数：畜産統計（農林水産省統計情報部）等の公的機関が作成した数値を用いるものとする。

・耕地面積：耕地及び作付け面積統計（農林水産省統計情報部）等の公的機関が作成した数値を用いるものとする。

(留意事項)

(1) 統計資料は最新のものをを用いること。

(2) 耕地面積は、けい畔を除く田畑の合計面積とすること。

家畜の窒素排せつ量の原単位 kg N/頭(羽)/日

家畜の種類	畜排せつ量の原単位
乳用牛(生後2年以上を経過したもの)	0.31
乳用牛(生後2年未満のもの)	0.16
肉用牛(生後2年以上を経過したもの)	0.15
肉用牛(生後2年未満のもの)	0.13
豚(生後6ヶ月以上を経過した繁殖用のもの)	0.051
豚(上記以外のもの)	0.034
鶏(採卵鶏)	0.0015
鶏(ブロイラー)	0.0026

資料：家畜ふん尿処理・利用の手引き（平成9年12月）、(財)畜産環境整備機構

第7 事業実施計画

1 事業実施計画の樹立主体

都道府県知事は、本事業を実施することが可能と見込まれる地区について、本事業の的確かつ効率的な遂行を図るため、事業実施計画を樹立するものとする。

2 事業実施計画の樹立手続

(1) 事業実施地区の選定

ア 市町村長は、事業実施を希望する場合は、別記様式1の事業実施地区選定申請書により事業実施地区の選定申請を都道府県知事に行うものとする。

なお、別記様式1の事業実施地区選定申請書には、あらかじめ事業参

加資格者（事業参加資格者となることが確実と見込まれる者を含む。以下この項において同じ。）が予定されている場合は、別記様式2の畜産環境総合整備事業参加申出書を添付するものとする。この場合において、事業参加予定者からの申出があった場合には、次に掲げる書面（地方公共団体、農業協同組合等が事業参加者である場合にあっては、(ア)及び(イ)に掲げる書面に限る。）を添付するものとする。

(ア) 事業参加資格者（予定者）が当該事業の施工に係る土地につき、所有権その他の使用収益権（以下この別紙において「所有権等」という。）を有することを証する書面又は所有権等を取得することが確実であることを証する書面

(イ) 第5の表1(2)又は2(2)に係る事業参加資格者の場合は、養畜の業務を営む者と施設の管理予定者との間における家畜排せつ物の土地還元等による処理についての合意を証する書面又は施設の管理予定者と家畜排せつ物（施設処理後の残さ物、乾ふん等を含む。以下この項において同じ。）の土地還元を行うことを希望する者との間における家畜排せつ物の土地還元についての合意を証する書面

イ 都道府県知事は、アの申請があったときは、当該申請に係る地区について事業実施計画の樹立の可否を判定し、その結果を関係市町村長に通知するものとする。

(2) 事業実施計画の樹立の可否の判定基準

第7の2の(1)のイの規定による事業実施計画の樹立の可否については、次の基準に準拠して判定するものとする。

ア 事業実施計画対象予定地域が第8の2の(1)並びに、資源リサイクル事業にあっては第3の1の表の1、草地畜産活性化事業にあっては同表の2、新技術活用地域環境改善モデル事業にあっては同表の3の要件に適合すること。

イ 用地調達の見通し及び事業参加資格者の確保の見通しが十分であること。

3 事業実施計画の樹立又は作成

都道府県知事は、本事業を実施することが可能と見込まれる地区について、本事業の的確かつ効率的な遂行を図るため、事業実施計画を作成するものとし、その事業実施計画の樹立又は作成にあたっては次の点に留意して行うとともに、公共事業として畜産生産基盤の整備に重点を置いたものとなるよう努めるものとする。

(1) 事業実施主体は、あらかじめ、関係市町村等関係機関、関係農業者等との協議を十分行うとともに、地区内住民の理解と協力を得るように努め、用地確保の円滑化、家畜排せつ物処理の適正化を図るものとする。さらに、資源リサイクル事業にあっては、環境基準の達成、畜産施設周辺の環境の適正な整備等総合的な畜産環境の整備を図るとともに、家畜排せつ物や地域有機質残さ等の循環利用を推進するよう努めるものとする。草地畜産活性化事業にあっては、周辺地域の環境の整備等総合的な畜産環境の整備を図るものとする。新技術活用地域環境改善モデル事業にあっては、地域の一体的な臭気対策の整備等総合的な畜産環境の整備を図るとともに、飼料基盤の整備を推進するよう努めるものとする。

(2) 事業を円滑に進めるため地元関係者により組織される推進体制の整備を図ることが望ましい。この場合、耕種農家等の参加を積極的に求め、家畜排せつ物の土地還元が円滑に実施できるよう努めるものとする。

(3) 都道府県以外が事業実施主体となる場合は、事業実施計画の樹立又は作成時から都道府県と緊密な連絡を保ち、必要に応じ所要の指導を受けるものとする。

(4) 資源リサイクル事業

- ア 事業実施計画地区の一部に市街化区域又は市街化区域と市街化調整区域の区域区分を行わない都市計画区域における用途地域を含むことはやむを得ないが、この場合は、当該部分における事業内容については、原則として環境汚染防止のための家畜排せつ物処理施設の整備に限るものとし、畜産経営が継続されると見込まれる期間を十分考慮して計画するものとする。
- イ 事業実施計画に経営移転を伴う農家が含まれる場合には、移転先の経営用地又は家畜排せつ物処理施設等の用地について所有権又は使用収益権（地上権、賃借権、永小作権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下この別紙において同じ）の設定が迅速に行われるよう措置するものとし、事業実施時に問題が生じないように努めるものとする。
- ウ 事業実施計画の内容に草地の造成整備、道路等の造成整備又は用排水施設の整備が含まれるものについては、他の関連事業等との調整に留意して行うものとする。
- エ 家畜排せつ物の土地還元に係る農用地の造成整備計画に水田の整備を含める場合は、家畜排せつ物の土地還元が肥培かんがいの用に供される固定施設又はこれに類する施設の整備を併せて行い家畜排せつ物が確実に土地還元されるものに限り、その地区の農用地の実態を考慮し、家畜排せつ物の土地還元上整備が必要なものについて行うものとする。
- この場合、他の関連事業との調整に留意し、大規模な整備にならないようにするものとする。
- オ 事業参加資格者の家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数でおおむね 2,000 頭に満たない場合にあっては、事業実施計画地区の所在する市町村又は農業協同組合において、家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数でおおむね 2,000 頭（環境負荷脆弱地域にあっては、おおむね 1,000 頭）以上であること又は前記の家畜飼養頭羽数を目標とする計画を有することを確認するものとする。なお、事業実施計画地区が複数市町村にまたがる場合には、当該市町村の家畜飼養頭羽数を合計する。
- カ 事業参加資格者のうち、養畜の業務を営む者が 10 人未満の場合にあっては、以下の（ア）及び（イ）について確認するものとする。ただし、環境負荷脆弱地域において事業を実施する場合は除くものとする。
- （ア） 事業実施計画地区のある地域の 10 人以上の養畜の業務を営む者（事業参加資格者を含む。）と、市町村、農業協同組合等その他関係団体とが連携し、技術研修、飼料の共同購入、地域住民との交流を図る催しの開催等の地域の畜産の発展を図るための取組の計画を有すること。
- （イ） 家畜排せつ物処理施設整備を行う場合にあっては、本事業で整備する家畜排せつ物処理施設に係る事業費及び運営収支に関して以下の a と b とを比較し、b の方が経済合理性があると認められること。
- a 事業実施計画地区における事業参加資格者 1 人当たりの家畜排せつ物の発生量を事業参加資格者 10 人当たりの量に換算し、当該発生量を処理するのに適切な規模である家畜排せつ物処理施設を 1 か所整備する場合の 10 分の 1 の事業費及び 10 分の 1 の運営収支。なお、事業費は地域の同様な施設における建設単価等を参考に算出すること。
- b 本事業で整備する家畜排せつ物処理施設の事業参加者 1 人当たりの事業費及び運営収支

キ 受益面積が 30ha 未満（事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者の過半数が経営を移転しない場合にあっては、10ha 未満）の場合にあっては、当該施設で生産されるたい肥等について、30ha（事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者の過半数が経営を移転しない場合にあっては、10ha）から受益面積を差し引いた面積相当分に標準的な施用量のたい肥等の利用方法の計画を確認するものとする（ただし、たい肥等の生産量が受益面積を差し引いた面積相当分に施用する標準的な施用量に満たない場合、たい肥等の生産量の全量について利用方法の計画を確認すること。）。

なお、当該施設で生産されるたい肥等の生産量が上記の面積相当分に標準的な施用量を大幅に上回る場合は、生産量を勘案した妥当な施肥先等の計画を確認するものとする。

(5) 草地畜産活性化事業

ア 事業の計画及び設計に当たっては、極力地元関係者の創意工夫を反映するとともに、地域条件に適合した工法等を採用し事業の経済的施行に努めるものとする。

イ 事業実施計画を作成しようとする者は、あらかじめ市町村教育委員会等関係機関の意見を聴くものとする。

ウ 事業実施計画の作成に当たっては、事業実施地域において草地を中心とした景域保全のための基本構想を作成することとする。

エ 事業実施計画の作成に当たっては、他の関連事業等との調整に留意するとともに、事業実施地域以外の地域との連携に十分配慮するものとする。

(6) 新技術活用地域環境改善事業

ア 事業実施計画に経営移転を伴う農家が含まれる場合には、移転先の経営用地又は家畜排せつ物処理施設等の用地について所有権又は使用収益権の設定が迅速に行われるよう措置するものとし、事業実施時に問題が生じないように努めるものとする。

イ 事業実施計画の内容に草地の造成整備又は用排水施設の整備が含まれるものについては、他の関連事業等との調整に留意して行うものとする。

ウ 家畜排せつ物の土地還元が円滑に実施できるよう耕種農家等の参加を積極的に求め、事業の円滑な推進に努めるものとする。

エ 家畜排せつ物の土地還元に係る農用地の造成整備計画に水田の整備を含める場合は、家畜排せつ物が確実に土地還元されるものに限り、その地区の農用地の実態を考慮し、家畜排せつ物の土地還元上整備が必要なものについて行うものとする。この場合、他の関連事業との調整に留意し、大規模な整備にならないようにするものとする。

4 事業実施計画の内容

(1) 事業実施計画樹立のための調査の期間は、原則として工事着手の前年度に実施するものとし、補助対象事業費の上限は 1,000 万円とする。

(2) 都道府県知事は、必要に応じ事業実施計画の作成に必要な調査の一部を市町村その他適当と認めるものに委託することができるものとする。

(3) 事業実施計画は、草地開発整備事業計画設計基準（令和 2 年 6 月 11 日付け 2 生畜第 431 号農林水産省生産局長通知。）に留意して都道府県が作成するものとし、あらかじめ、関係市町村等関係機関、関係農業者等との調整・協議を十分行うとともに、地区内住民の理解と協力を得るように努め、用地確保の円滑化、畜産経営の環境整備を図るものとする。

(4) 作成する事業実施計画は、これに基づいて直ちに工事に着手できるような精度を有するものとし、都道府県知事は畜産環境総合整備事業実施

計画書により取りまとめるものとする。

第8 事業実施計画の提出

1 事業実施計画の提出

- (1) 都道府県知事は、新たに交付金を充当して本事業を実施しようとするときは、実施要領第3に定める農山漁村地域整備計画策定前までに実施要綱第7の2に定める実施要件確認に必要な資料として事業実施計画概要表等（事業実施計画概要表（別記様式3）、事業実施計画書（別記様式4））を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省畜産局長。以下この別紙において同じ。））に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、提出にあたって、以下のことを確認した後に提出するものとする。
 - ア 事業の実施が技術的に可能であること。
 - イ 事業の効果が費用を償うものであること。
 - ウ 土地の権利関係その他関連する各種権利関係が調整される見通しであること。
 - エ 道路及び用排水路の配置、規模構造等が土地条件、将来の営農の構想等に即応するものであること

2 事業実施計画の要件

事業実施計画は、次に掲げる要件を満たしていなければならないものとする。

- (1) 本事業が適正かつ効率的に行われる体制が整っており、かつ、事業費の調達等からみて本事業の実施が可能なものであること。
- (2) 事業の種類ごとに第3の1の表に掲げる要件のすべてを満たしているものであること。
- (3) 家畜飼養頭羽数

資源リサイクル事業又は新技術活用地域環境改善モデル事業により、地方公共団体又は農業協同組合等が事業実施主体又は事業参加者となり、家畜排せつ物処理施設の整備を行う場合には、当該施設において家畜排せつ物の処理を希望する養畜の業務を営む者（書面等により、その旨が確認される者に限る。）の家畜飼養頭羽数が第3の1の表の1(3)又は同表の3(2)に規定する数以上である場合には、本条項に係る要件を満たすものとみなし、当該養畜の業務を営む者に係る第7の2(1)アの畜産環境総合整備事業参加申出書に代えて、当該施設において家畜排せつ物の処理を希望する旨が確認できる書面等を添付するものとする。

(4) 養畜の業務を営む者

資源リサイクル事業又は新技術活用地域環境改善モデル事業により、地方公共団体又は農業協同組合等が事業実施主体又は事業参加者となり、家畜排せつ物処理施設の整備を行う場合には、当該施設において家畜排せつ物の処理を希望する養畜の業務を営む者（書面等により、その旨が確認できるものに限る。）が第3の1の表の1(4)又は3(3)に規定する人数以上存在する場合には、本条項に係る要件を満たすものとみなし、当該養畜の業務を営む者に係る第7の2(1)アの畜産環境総合整備事業参加申出書に代えて、当該施設において家畜排せつ物の処理を希望する旨が確認できる書面等を添付するものとする。

(5) ストックマネジメント事業

第3の1の表の1(7)に定めるストックマネジメントを実施する場合に必要な計画等は、次に掲げるとおりとする。なお、施設保全対策実施方針の作成に当たっては、地域内にある各々の家畜排せつ物処理施設の利

用状況の整理によりその役割を明確にした上で、行うものとする。また、機能保全計画に基づく機能保全対策工事の実施は、施設管理者による日常の適切な施設運用と管理により性能維持に努めるとともに、管理情報を保管している施設について行うものとする。

ア 施設保全対策実施方針

都道府県は、機能保全計画を作成するときは、事前に次に掲げる事項を含む施設保全対策実施方針を作成し、計画的な事業実施に努めるものとする。

(ア) 対象期間

(イ) 基本的考え方（調査地区、支障の発生状況、対策の必要性）

(ウ) 機能保全計画作成の対象施設（所在地、竣工年度、処理量）

イ 機能保全計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 施設状況（施設の環境条件、変状、仕様状況）の調査の概要及び結果

(イ) 機能診断評価の概要及び結果

(ウ) 機能保全対策（対策工法、対策時期）の概要

(6) 新技術

新技術を用いるに当たっては、試験研究機関と連携するように努めるものとする。

第9 事業の実施

1 事業開始の通知

都道府県知事は、事業実施計画を提出したときは、関係市町村長及び事業実施主体（都道府県を除く。）に対し、その旨を事業実施計画書を添えて通知するとともに、本事業の開始に関する通知をするものとする。

2 事業の実施

事業実施主体は、本事業の実施を希望する事業参加資格者の申請又は委託に基づき事業を実施するものとする。

3 契約の締結

(1) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、都道府県知事から1の通知を受けたときは、本事業に係る地区の市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加資格者との間に必要な契約を締結していなければならない。

ただし、事業指定法人は、事業参加資格者が事業実施計画に記載されている場合で、都道府県、事業指定法人及び当該市町村との調整が整っているものについては事業参加資格者と契約できるものとする。

(2) (1)の契約においては、本事業に係る交付金の交付に関し付される条件の遵守及びこの要綱の実施のために必要な事項が規定されていなければならない。

(3) 事業指定法人は、(1)の契約を締結したときは、遅滞なく都道府県知事に対し当該契約書の写しを提出するものとする。

4 各年度の事業承認協議

(1) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、毎年度、本事業の実施に当たり、あらかじめ当該年度に実施する事業実施計画に基づく実施計画を作成し、その実施計画について申請又は契約の相手方たる市町村等の同意を得るものとする。

(2) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、(1)で作成した実施設計につき毎年度都道府県知事の承認を受けるものとする。

5 事業の区分経理

事業実施主体は、本事業を実施するために必要な経理を他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

6 事業の実施期間

事業実施主体は、事業の実施に際し、可能な限り事業費単価の低減に努めるとともに、おおむね5年以内で事業完了が図られるよう努めるものとする。

第10 事業実施計画の変更

1 都道府県知事は次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、事業実施計画の変更を行うものとする。

(1) 事業実施主体の変更

(2) 事業実施計画の要件に定める受益面積の20パーセント以上の増減

(3) 総事業費の変更であって、物価又は労賃の変動によるものを除く10パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業実施計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

なお、「公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額」とは、予定価格よりも安価に落札し、差額（請負差額）が生じることによるもののほか、農業農村整備事業等コスト構造改革プログラム（平成20年4月2日農林水産省生産局長・農村振興局長策定）等による事業費の減額をいう。

(4) 家畜排せつ物土地還元施設及び家畜排せつ物処理施設の処理能力の20パーセント以上の増減

(5) 家畜排せつ物の処理方法又は主要工種の著しい変更

2 都道府県知事は、事業実施主体が事業実施計画の重要な部分の変更を行ったときは、別記様式5の事業実施計画変更手続き報告書に変更後の事業実施計画書を添付して地方農政局長等に報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。

第11 事業完了報告

1 都道府県知事は、本事業が完了したときは、別記様式6の畜産環境総合整備事業完了報告書により遅滞なく地方農政局長等に報告するものとする。

2 都道府県知事は、実施要綱第5の1に基づき、整備計画を自主的・主体的に検証を行い、農林水産大臣に提出するとともに、整備計画及び事前評価結果を公表するものとする。

3 都道府県知事は、第7の3の(4)のオ、カの(ア)及びキで確認した計画の達成状況について、事業完了年度の翌年度の3月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

4 地方農政局長等は、3の計画の達成状況が十分でない場合は、必要に応じて都道府県知事に対し改善指導等を行うとともに、改善計画の提出を求めるものとする。

第12 施設の引渡し

本事業により造成整備された施設の引渡しについては、次に定めるところによるものとする。

1 事業実施主体が地方公共団体である場合は、当該地方公共団体の長が当該施設の引渡しを適当と認める市町村、農業協同組合等、その他当該地方公共団体の長が適当と認めるものに対し、所定の手続により引渡しを行うものとする。

- 2 事業実施主体が事業指定法人である場合は、当該事業実施主体と事業参加者との間に締結した事業実施に関する委託契約の定めるところにより当該施設の引渡しを行うものとする。

第 13 施設等の維持管理

- 1 都道府県知事及び関係市町村長は、本事業により造成整備改良された草地、飼料畑その他家畜排せつ物の土地還元に必要な農用地及び畜産施設用地その他草地景観等の活用・活性化に必要な用地並びに施設の管理が、事業の完了した年度の翌年度から 8 年（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下この別紙において「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間）以上の期間、本事業の目的に即して適正に行われるよう指導監督等の措置を講ずるものとする。
- 2 本事業により整備された施設のうち事業参加者が共同で利用するものについては、都道府県、市町村、農業協同組合等又は事業参加者の全部若しくは一部が出資し、若しくは構成する団体であって、次に掲げる要件のすべてを満たし、都道府県知事が適当と認めるものが管理するものとする。
 - (1) 事業参加者が主たる出資者又は構成員となっていること。
 - (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 組織の管理及び施設の維持管理に関する規約が定められていること。
- 3 事業完了後の施設の管理
 - 2 の事業参加者が共同で利用する施設は、資源リサイクル事業にあつては、家畜排せつ物処理施設の整備、地域有機質残さ飼料化施設整備、水質汚染防止施設整備、バイオ燃料生産・活用農業用機械施設整備、たい肥土壌等分析施設整備、水分調整資材収集製造施設整備、サイレージ用ラップ廃棄物処理施設整備、農機具庫整備及び家畜保護施設整備とする。また、草地畜産活性化事業にあつては、家畜排せつ物土地還元施設整備、家畜排せつ物処理施設整備及び牧場用機械施設整備とする。
- 4 施設管理者は、その管理することとなる施設の維持管理については、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記した管理規程（2 に規定する都道府県知事が適当と認める団体にあつては規約。以下この別紙において同じ。）を定めるものとする。
 - (1) 管理の目的、管理施設及び管理者
 - (2) 管理のための組織体制に関する事項
 - (3) 管理施設の維持管理の方法に関する事項
 - (4) 管理施設の使用方法に関する事項
 - (5) 管理施設の使用料等
 - (6) 償却に関する事項
 - (7) 必要な資金の積立に関する事項
 - (8) 管理運営の収支計画に関する事項
 - (9) 管理規程の変更に関する事項
 - (10) その他必要な事項
- 5 本事業により整備された施設については、定められた管理規定をもとに適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努めるものとする。特に交付金を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとする。
- 6 事業実施主体は、事業完了後速やかに本事業により整備された施設の維持管理が行われるよう措置するものとする。
- 7 事業費の積算
 - 畜産環境総合整備事業の事業費の積算は、草地開発整備事業等事業費積算

要領（昭和 46 年 4 月 19 日付け 46 畜 B 第 945 号畜産局長通知）により行うものとする。

第 14 指導体制

公共牧場を対象に草地畜産活性化事業による整備を実施する場合の指導体制は、次によるものとする。

- (1) 都道府県知事は、草地畜産活性化事業にかかる事業実施計画の策定及び事業の実施に当たり、当該事業の主務課と普及指導センター等指導機関との連携体制の確立に努めるものとする。
- (2) 普及指導センター等指導機関は、草地畜産活性化事業にかかる事業実施計画の策定及び事業の遂行に努力するとともに、事業の効果が的確に確保できるよう、市町村、農業協同組合等と連携を保ちつつ事業実施後の営農指導に当たるものとする。
- (3) 都道府県知事は、普及指導センター等指導機関が現地においてこの事業の指導活動を適切に行いうるよう活動経費につき配慮するものとする。
- (4) 都道府県知事、事業実施主体は、草地畜産活性化事業が完了したときは、当該事業によって造成改良又は整備改良された農用地（野草地を含む。）及び新設又は改良された施設の管理が事業の趣旨に即して適正に行われるように特に努めるものとする。

第 15 助成

1 助成経費

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる以下の経費の一部を予算の範囲内において、都道府県に対して交付するものとする。

また、その国費率は交付要綱に定めるものとする。

- (1) 事業実施計画策定事業費
- (2) 草地開発整備事業等事業費積算要領（昭和 46 年 4 月 19 日付け 46 畜 B 第 945 号農林水産省生産局長通知）に規定する事業費
- (3) 効果促進事業費

2 本事業の実施に関し必要な資金の融資

本事業に対する融資については、株式会社日本政策金融公庫資金又は農業近代化資金の融通を受けることができるものとする。

第 16 補足

1 他の施策との関連

本事業において配合飼料を購入している者又は団体（以下「畜産経営者」という。）が事業参加者となる場合には、当該事業参加者は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和 50 年 2 月 13 日付け 50 畜 B 第 303 号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約の締結を継続するものとする。ただし、事業実施前年度に契約を締結していない畜産経営者、自給飼料への転換等によって配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由がある畜産経営者、不特定の者が受益する取組を行う畜産経営者については、その限りではない。

2 本事業に係る国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律（昭和 46 年法律第 108 号）その他関係諸法令及び国有林野の活用に関する通知に定めるところによるものとする。

3 計画策定事業の実施に要する人件費の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け

22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知) によるものとする。

第 17 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業)(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知)(以下この別紙において「地域自主戦略交付金交付要綱」という。)に基づき採択された事業が本事業の実施要件を満たしている場合については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 2 地域自主戦略交付金交付要綱別紙 25 畜産環境総合整備事業に係る運用第 2 の 1 に基づいて、平成 24 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本事業の実施に必要な資料の提出がされたものとみなすことができる。
- 3 新技術活用地域環境改善事業については、平成 22 年度までに計画策定した地区に限り整備を行うこととする。

畜産環境総合整備事業実施地区選定申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長

令和〇〇年度畜産環境総合整備事業(〇〇事業)実施地区として下記地区を選定されたく、別紙書類(事業参加資格者からの申請書の写し)を添えて畜産環境総合整備事業の運用の第7の2の(1)のアの規定に基づき申請します。

記

1 地区の概要

(1)地区名

(2)事業実施(予定)の概要

事業種目	事業量	事業費	受益面積	事業参加資格者(場、戸)			備考
基盤整備 ○○○○○ ○○○○○ 小計 施設整備 ○○○○○ ○○○○○	ha、m	千円	ha		全体	うち 移転	
				公共牧場			
				畜産農家	酪農 肉用牛 養豚 養鶏 その他小計		
				耕種農家			
				合計			
合計				合計			

(注)事業参加資格者に法人、地方公共団体、農業協同組合等(農業協同組合連合会を含む)を含む場合は備考欄にその旨記入すること。また、受益面積の算定、記入に当たっては、畜産環境総合整備事業の運用の第3の2を参照し、それぞれの項目について重複して算入しないこと。

(3)事業参加資格(予定)者の家畜飼養状況

区 分	乳用牛	肉用牛	豚	鶏	その他	肥育豚換算頭数
現 況	頭	頭	頭	千羽	頭	頭
計 画						

(注)市町村の合計を記入すること。

(4)課題の現状と改善方向

(資源リサイクル事業の場合)

- ア 畜産環境問題の発生状況(苦情の発生状況等)
- イ 畜産環境の改善方向とその効果(予測)
- ウ 地域資源リサイクルの方向性とその効果(予測)

(草地畜産活性化事業の場合)

- ア 草地景域活用活性化施設等の整備構想
- イ 関係市町村の活性化の方向とその効果(予測)
- ウ 畜産環境の改善方向とその効果(予測)

(5)権利調整等の見込み(用地買収、開発・転用等の許可、住民の事業同意見込み等)

2 市町村の概要

(1) 畜産振興計画の概要

集約酪農地域指定		指定の有無	有・無	指定年度	年度	地域名		備考	
畜 産 振 興 計 画	市町村酪農・肉用牛 生産近代化計画	樹立の有無	有・無	樹立年度	年度	計画期間	～	草地開発計画	
		改善目標						備考	
	そ振 の興 他計 の画	樹立の有無	有・無	樹立年度	年度	計画期間	～	関連事業計画	
								備考	
		樹立の有無	有・無	樹立年度	年度	計画期間	～	関連事業計画	
								備考	
		樹立の有無	有・無	樹立年度	年度	計画期間	～	関連事業計画	
								備考	

(注) 改善目標欄は、戸数、頭羽数、1戸当たりの畜産所得額、飼料自給率、1戸当たり頭羽数規模等を記載のこと。

(2) 家畜の飼養状況

区分	全 農 家 戸 数	乳用牛				肉用牛				豚				鶏				その他				肥育豚 換 算 頭 数	備 考
		飼 養 戸 数	飼 養 頭 数	飼 養 農 家 率	戸 当 頭 数	飼 養 戸 数	飼 養 頭 数	飼 養 農 家 率	戸 当 頭 数	飼 養 戸 数	飼 養 頭 数	飼 養 農 家 率	戸 当 頭 数	飼 養 戸 数	飼 養 頭 数	飼 養 農 家 率	戸 当 頭 数	飼 養 戸 数	飼 養 頭 数	飼 養 農 家 率	戸 当 頭 数		
○年 ×年 △年 直近年	戸	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭		

(注) 1 「畜産統計」等により、直近年の15年前から5年毎の数値を記入すること。

2 その他の欄には馬等その他の畜種について事業実施が想定される場合に記入すること。

3 飼養農家率＝飼養戸数／全農家戸数

4 戸当頭数＝飼養頭数／飼養戸数

(3) 市町村の財政状況

歳 入	市 町 村 税	地 方 交 付 税	公営企業及び 財産収入		分 担 金 及 び 負 担 金	使 用 料 及 び 手 数 料		国 庫 支 出 金		寄 付 金	繰 入 金	繰 越 金	雑 収 入	市 町 村 費	合 計	自主財源 の 割 合	備 考
																%	
歳 出	議 会 費	総 務 費	消 防 費	土 木 費	教 育 費	保 険 衛 生 費		産 業 経 済 費	財 産 費	統 計 調 査 費	選 挙 費	公 債 費	諸 支 出 金	予 備 費	合 計	産業経済 費の 割 合	備 考
																%	

(4) 関連事業の実施状況

農業農村 整備関連 事業	事業名	地区名	事業主体	事業期間	地区面積	造成整備面積	主要作物	備考
				～	km ²	ha		
				～				
				～				
構造改善 事業	指定年度	年度	事業期間 ～			基幹作物		
	主要事業 内 容							
そ の 他 畜産関連 事業	事業名	実施期間	事業内容					
		～ ～						

(注) 1 調査計画、事業実施中の事業について記入のこと。

2 事業実施申請地区において、関連事業が計画又は実施中である場合には備考欄にその旨記載すること。

(5) 環境規制等の状況

根拠となる法令・条例等	(例示) 水質汚濁防止法第4条 第2項に定める地域	○ ○	○ ○	備 考
規制を受ける地域等、規制基準等				

(注) 資源リサイクル事業で事業実施申請地区に運用第1の2に掲げる環境負荷脆弱地域が含まれる場合、その根拠となる法令・条例ごとに対象地域等、規制基準等を記載すること。

3市町村の意見

(1) 事業参加予定者の負担能力と意欲

(2) 当該事業の可能性(立地条件、土地の権利調整等からみて記入する。)

(3) 当該事業の必要性(畜産環境問題の現況、混住化の現況、地域資源リサイクルの現況、農家経営、畜産経営の状況等からみて記入すること。)

(4) 当該事業の緊急性(畜産環境問題の動向、混住化の動向、地域資源リサイクルの動向、農業の動向、畜産の動向、関連事業の実施状況等からみて記入すること。)

(5) 当該事業の実施上の課題及び対応方針

添付書類

(1) 計画概要図(略図)

(2) 位置図

(別に国土地理院発行5万分の1地形図に造成整備対象地を薄緑色に着色し、事業種目ごとに造成整備面積等を記入するとともに、家畜排せつ物還元用農地を斜線表示し、その面積を記入する。また、当該造成整備及び家畜排せつ物土地還元に関係のある自動車の通行可能な既存道路を茶色で示し、その路線名、幅員等を記入すること。なお、経営移転する者が確定している場合は、現所在地と移転地とを記入した位置図を添付すること。)

畜産環境総合整備事業参加申出書

年 月 日

住 所
氏 名

〇〇地区畜産環境総合整備事業(〇〇事業)に関する事業に参加したいので、畜産環境総合整備事業の運用第7の2の(1)のアの規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申し出ます。

記

1 申出書に係る経営の改善目標の概要

区分	営農類型	経営土地面積(ha)					家畜飼養頭羽数 (頭、千羽)					家畜排せつ物の処理方法	経営移転の有無	経営土地の造成整備希望面積(ha)	備考
		田	畑			計	乳牛	肉用牛	豚	鶏	その他				
現在													有・無		
計画															
増減															

2 申出の対象たる土地の概要

所在地	台帳地目	面積(ha)	現況用途	所有者		予定する使用収益権	予定する用途	予定する面積(ha)	権利調整状況
				住所	氏名又は名称				

3 希望する事業の内容

事業内容	事業予定地	事業量
基盤整備 ○ ○ ○		(ha、㎡)
施設整備 ○ ○ ○		(ヶ所)

4 申し出の理由

5 その他必要な事項

添付資料

畜産環境総合整備事業の運用第7の2の(1)のアの(ア)から(ウ)までに掲げる書面

平成〇〇年度新規希望地区畜産環境総合整備事業（〇〇型事業）事業実施計画概要表

[illegible]